

令和6年

# 塩竈市議会会議録

(第190巻)

第4回定例会 12月11日 開会  
12月23日 閉会

塩竈市議会事務局

# 令和6年12月定例会日程表

会期13日間（12月11日～12月23日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
12. 11	水	本会議	会期の決定、諸般の報告、承認第2号 議案第91号ないし第99号	1
12	木	休 会		2
13	金	”	総務教育常任委員会 10：00～	3
14	土	休 会		4
15	日	”		5
16	月	”	民生常任委員会 10：00～	6
17	火	”	産業建設常任委員会 10：00～	7
18	水	本会議	一般質問 13：00～ ①志賀 勝 議員 ②鈴木 悦代 議員 ③佐藤 公男 議員 ④小野 幸男 議員	8
19	木	”	一般質問 13：00～ ⑤小高 洋 議員 ⑥桑原 成典 議員 ⑦今野 恭一 議員 ⑧土見 大介 議員	9
20	金	休 会	議会運営委員会 13：00～	10
21	土	”		11
22	日	”		12
23	月	本会議	委員長報告 13：00～	13



# 塩竈市議会令和6年12月定例会会議録 目次

## (12月定例会)

### 第1日目 令和6年12月11日(水曜日)

開 会	18
議事日程第1号	18
開 議	20
会議録署名議員の指名	20
会期の決定	20
諸般の報告	20
質 疑	21
伊 勢 由 典 議員	21
承認第2号	24
提案理由説明	25
採 決	25
議案第91号ないし第99号	26
提案理由説明	26
総括質疑	28
伊 勢 由 典 議員	28
志 賀 勝 議員	33
小 高 洋 議員	36
土 見 大 介 議員	41
志子田 吉 晃 議員	46
散 会	53

### 第2日目 令和6年12月18日(水曜日)

議事日程第2号	56
開 議	58
会議録署名議員の指名	58
一般質問	58
志 賀 勝 議員(一問一答方式)	

(1) 社会福祉法人 塩竈市社会福祉協議会について .....	58
①令和6年5月24日に健全経営がされていない財務状況や不適切な事務処理等に対し改善勧告を行った塩竈市社会福祉協議会のその後について	
②本市の福祉事業にどのような影響があると予測しているのか、またその対応策は	
③利用者や職員への対応は	
(2) 本市の受益者負担の基本的な考え方について .....	65
①施設利用料などの積算根拠や算定基準となる基本ルールや積算に用いる原価などを明文化しているか	
②受益者負担の適正化について、施設の性質別、用途別など施設料金減免算定基準を設定する必要性はないか	
(3) 補助金の見直しに関する基本方針について .....	68
①令和7年3月に補助金交付要綱等の改定・4月から適用開始とある、今年1月に協議会で取組状況が示され、今後も適時各委員会協議会に報告するとなっているが現在の状況は	
②補助金の見直しに関する基本方針の中身について何点か確認する 鈴木悦代議員（一問一答方式）	
(1) NEWしおナビバス利便性向上について .....	75
①11月の変更ルート素案説明会で出された意見は	
②NEWしおナビ（R5年）アンケートに基づいた政策は	
(2) 学校規模適正化検討 .....	77
①素案策定ならびに決定までのスケジュールについて	
(3) 廃棄物処理施設の更新について .....	81
①新たに温水プール北側に建設する理由	
②事業概算（219億円）の根拠と今後の方針について	
(4) 自衛隊への個人情報提供について .....	83
①除外申請の手続きの仕方は	
②対象者のうち除外申請を出したのは何人あったか	
③個人情報保護に対する市の役割についての考え方	
(5) 学校での平和学習の取組について .....	85

①ノーベル平和賞のメッセージ、平和学習の意義	
②「非核都市宣言のまち」として具体的取組 平和資料館（広島、長崎）等研修派遣検討の進捗は	
③学校で原爆展や演劇鑑賞などの企画を	
(6) 牛生町の冠水対策について	87
①牛生町5号線の冠水対策は 佐藤公男議員（一問一答方式）	
(1) これからの教育について	89
①新教育改革について	
②「NIEタイム」今後の推進は 〔～学力成績～不登校～いじめ～生徒自らが作る～生徒自らが決める〕 授業時間短縮に向けての「IQ」「EQ」教育	
(2) 交通安全対策	96
①ストレス交差点の緩和について	
(3) 行政機能の適所について	101
①津波防災センター	
②市営汽船	
③マリゲート塩釜 小野幸男議員（一問一答方式）	
(1) 高齢者支援	108
①聴覚補助器等の活用支援について	
(2) リチウム蓄電池等の処理	115
①リチウム蓄電池等の小型充電式電池の拠点回収について	
(3) マイナンバーカード	117
①マイナ保険証の普及・利用促進等について	
散会	121
<b>第3日目 令和6年12月19日（木曜日）</b>	
議事日程第3号	126
開議	128

会議録署名議員の指名	128
一般質問	128
小高洋議員（一問一答方式）	
(1) 行財政改革と受益者負担の考え方について	128
①第5次行財政改革推進計画における受益者負担の位置付け、考え方について	
②受益者負担の考え方の根拠について	
③使用料・手数料等における受益者負担の最適化の考え方について	
(2) 本市で掲げる重点課題のうち、庁舎建設と廃棄物処理施設整備について	134
①現在の検討の進捗状況について	
②現状の課題について（財政的課題以外）	
③財政的課題と見通しについて	
④今後の方向性について	
(3) 学習環境の整備について	141
①市内小中学校における空調設備の整備の進捗について	
②今後の整備について	
(4) 不登校児童への支援について	145
①本市の不登校をめぐる現状について	
②学びの保障について	
桑原成典議員（一問一答方式）	
(1) 猛暑対策	149
①各学校の猛暑対策の現状について	
②屋外での猛暑対策について	
(2) 防災	153
①災害協定について	
②防災を意識させるために	
(3) ふるさと納税	159
①寄附の使い道について	
②使い道の報告について	
(4) 各種委員会	163

①各種委員会での委員選出について	
②本市と委員の関わり方について	
(5) 第三セクター	167
①マリゲート塩釜	
今野 恭一 議員 (一問一答方式)	
(1) 令和6年度の主な取組について	171
①市役所庁舎整備の進捗状況は	
②ごみ処理施設建て替えの進捗状況は	
③門前町の再生について	
④産業創出再生について	
⑤西町の集会所について	
土見 大介 議員 (一問一答方式)	
(1) 塩竈の産業振興策について	183
①産業振興策の目的は	
②現状の施策の効果をどう評価しているか	
③今後の産業振興策は	
(2) 地域コミュニティによる社会課題の解決について	196
①塩竈における地域コミュニティの役割は	
②地域コミュニティの活性化策は	
散 会	205

## 第4日目 令和6年12月23日 (月曜日)

議事日程第4号	208
開 議	210
会議録署名議員の指名	210
議案第91号ないし第99号 (総務教育常任委員会委員長議案審査報告)	210
(民生常任委員会委員長議案審査報告)	212
(産業建設常任委員会委員長議案審査報告)	213
質 疑	214
伊勢 由典 議員	214

討 論	216
桑 原 成 典 議 員	216
志子田 吉 晃 議 員	217
小 高 洋 議 員	218
桑 原 成 典 議 員	220
土 見 大 介 議 員	220
採 決	222
議案第94号 (民生常任委員会委員長議案審査報告)	223
討 論	224
辻 畑 めぐみ 議 員	224
採 決	225
議案第100号	225
提案理由の説明	225
質 疑	226
小 高 洋 議 員	226
採 決	229
議員派遣の件	229
閉 会	230

令和6年12月定例会	12月11日	開 会
	12月23日	閉 会

議案審議一覽表  
議員提出議案



## 塩竈市議会 1 2 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて	承 認	6. 12. 11
総務教育	議案第91号	一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	6. 12. 23
	議案第92号	特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決	6. 12. 23
	議案第96号	令和 6 年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	6. 12. 23
	議案第99号	塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について	原案可決	6. 12. 23
民 生	議案第93号	塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決	6. 12. 23
	議案第94号	塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	否 決	6. 12. 23
	議案第96号	令和 6 年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	6. 12. 23
	議案第97号	令和 6 年度塩竈市立病院事業会計補正予算	原案可決	6. 12. 23
産業建設	議案第95号	塩竈市水道事業給水条例の一部を改正する条例	原案可決	6. 12. 23
	議案第98号	塩竈市公共駐車場の指定管理者の指定について	原案可決	6. 12. 23
	議案第100号	令和 6 年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	6. 12. 23

## 議 員 派 遣 の 件

令和6年12月23日

地方自治法第100条第13項及び塩竈市議会会議規則第161条の規定により、つぎのとおり議員を派遣する。

### 記

#### 1. 二市三町議長団連絡協議会 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員研修会出席
- (2) 派遣場所 松島町
- (3) 派遣期間 令和7年1月20日
- (4) 派遣議員 議員17名以内

#### 2. 宮城県市議会議長会 春季定期総会

- (1) 派遣目的 春季定期総会出席
- (2) 派遣場所 気仙沼市
- (3) 派遣期間 令和7年1月22日
- (4) 派遣議員 副議長 西村 勝男

令和6年12月定例会	12月11日	開会
	12月23日	閉会

## 塩竈市議会会議録



令和6年12月11日（水曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第1日目）



## 議事日程 第1号

令和6年12月11日（水曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第2号
- 第5 議案第91号ないし第99号

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第5

---

### 出席議員（18名）

1番	志賀 勝 議員	2番	佐藤 公男 議員
3番	鈴木 新一 議員	4番	小野 幸男 議員
5番	菅原 善幸 議員	6番	浅野 敏江 議員
7番	桑原 成典 議員	8番	柏 恵美子 議員
9番	西村 勝男 議員	10番	今野 恭一 議員
11番	志子田 吉晃 議員	12番	鎌田 礼二 議員
13番	伊勢 由典 議員	14番	鈴木 悦代 議員
15番	辻 畑 めぐみ 議員	16番	小高 洋 議員
17番	土見 大介 議員	18番	伊藤 博章 議員

---

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 光樹	副市長	千葉 幸太郎
技監	鈴木 昌寿	総務部長	本多 裕之
市民生活部長	高橋 五智美	福祉子ども未来部長	長 峯 清文
産業建設部長	草野 弘一	上下水道部長	鈴木 良夫

市立病院事務部長	鈴木康弘	総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施由貴子
総務部次長兼 総務人事課長	高橋数馬	総務部 政策課長	引地洋介
総務部 管財契約課長	上總雅裕	総務部 財政課長	佐藤涉
市民生活部 環境課長	千葉貴幸	市民生活部 保険年金課長	石村要
上下水道部 次長兼業務課長	並木新司	市立病院事務部 業務課長	渡辺敏弘
総務部 総務人事課総務係長	石川宏	教育委員会 教育長	黒田賢一
教育委員会 教育部長	末永量太	教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	櫻下真子
教育委員会教育部 生涯学習課長	郷古勝浩	選挙管理委員会 委員長	高橋章
選挙管理委員会 事務局長	目々澤恵一	監査委員	菅原靖彦
監査事務局長	武田光由		

---

**事務局出席職員氏名**

事務局長	相澤和広	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	梅森佑介

午後1時 開議

○議長（鎌田礼二） 去る12月4日、告示招集になりました令和6年第4回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育長、選挙管理委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の会議では、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴う議会の新型コロナウイルス感染症対策の取扱いについてに基づいて、感染防止対策を行っております。なお、発言の際に、マスクを外していただかなくても差し支えありません。

また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第1号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。また、撮影及び録音は、許可しておりませんので、ご協力願います。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田礼二） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、1番志賀 勝議員、2番佐藤公男議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○議長（鎌田礼二） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、13日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、本定例会の会期は、13日間と決定いたしました。



日程第3 諸般の報告

○議長（鎌田礼二） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、専決第13号「修繕

代金の未払に係る和解について」、専決第14号「修繕代金の未払に係る和解について」、以上2件につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により、12月4日付で議長宛てに報告がなされたものであります。

また、監査委員より議長宛てに提出されました定期監査結果報告1件、例月現金出納検査の結果報告1件であります。

これより質疑に入ります。13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） それでは、早速専決第13号並びに専決第14号の修繕代金の未払に係る和解について、これは、清掃工場のピット火災に伴う修繕代金の未払いということについてであります。これについて、質疑、確認をさせていただきたいと思っております。

そこで、私たちもこの工場の火災について、いろいろと議会の中での報告をされております。改めてちょっとそこでお尋ねなんです。今回の令和5年5月4日に発生した塩竈市の清掃工場内のピット火災の原因と、そして、環境課の対応について、お聞きをしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） それでは、清掃工場内ピット火災の原因について、お答えさせていただきます。

令和5年5月4日の深夜に清掃工場のピット付近で火災が発生し、熱によるクレーン操作室の設備が、一部損傷したものでございます。消防及び警察の現場検証では、火災の原因は特定できませんでしたが、ごみピット内の廃棄物が、何らかの形で発火したものと推測しております。

その際の火災発生時の環境課の対応ということですが、清掃工場は、ゴールデンウィーク期間中で、操炉を停止しておりました。火災報知機の作動により、警備会社から消防へ通報が行われるとともに、環境課職員に連絡があったものでございます。

消火作業の終了後、環境課職員が工場内を点検した結果、操炉に支障がないということを確認したため、翌日の5月5日から、ごみの受入れを開始したところでございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。大事には至らなかった、人的な被害等ということで確認をさせていただきます。

そこで改めてお尋ねなんです。今回、こういった火災等に関して、公益社団法人ですか、全

国市有物件災害共済会に対してのこの対応で、この市有物、この損傷による修繕の費用について、市有物の給付が活用できるということで、先ほど言った公益社団法人の全国市有物件災害共済会に関しての対応があるやに聞いておったんですが、そこで、改めてこの共済会についての担当の所管は、どこなんですか。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 所管の担当課ということにつきましては、総務部管財契約課となっております。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

そうすると、どうも聞くところによると、令和6年4月1日以降、様々な人事異動の関係で、共済会の給付手続が行われなかったと議会側としては聞いておるんですが、この点について、どの時点で分かったのか、一連の経過について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 不備が判明した経緯でございますが、火災に伴う修繕、そういったところを令和5年度、令和6年度の年次計画により実施する予定としてございまして、令和6年度分の進め方について、今年の9月に管財契約課と環境課が協議したところ、共済会の請求手続を進めるに当たって、一旦市が、修繕費用を負担する必要があるという、そういったところで大きな不備というのが、判明したというところでございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

そこで改めて、その手続を行わなかったことが、どの時点ではっきりしたのか、そこだけちょっともう一回確認させてください。どの時点か。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） この共済会に関しましては、通常ですと、共済会に書類等を提出しまして、その後というのは、共済会から直接業者等に支払い等のそういった諸手続が取られるというところで、よく車の事故等が、そういった形で処理されていたというところでした。

そういったところで、我々、そういったものだと思い込んでいたところもありましたけれども、今年9月に、そういった様々な今後のところで協議をしたという中では、火災に関しては、一旦市が、修繕費用を負担しなければいけないという、そういったところの事務手続が、我々

でされていないということが判明したというところでございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうしますと、市有物件の建物総合共済金ということで、言わば事務手続が不十分というか、不適切な処理の内容だったと捉えているんですが、また、そういう報告がありました。どういったものが、申請の時点で必要だったのか、この点について、お尋ねしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 共済会の請求手続に関しまして必要な書類といいますのは、事故報告書、被災建物を含む配置図、被災箇所の平面図、被災物件の台帳と復旧費明細書及び市の支出を裏づける領収書、こちらがそろっていなかったというところでございます。あわせて被災状況の写真等も提出するという事になってございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 大体総じて全部で6項目、申請書も含めるとそういう形になるんですが、これは、こういった書類等について、これを提出するという、先ほど車と同じような取扱いということでのお話のようですが、そう認識していたけれども、実際は、書類が必要だったということのようです。そうしますと、全体としてこういう市の建物に関するこういった火災等の損害を受けた場合の様々な事務手続、あるいは、書類上の必要な提出について、庁内の中でしっかりと十分と捉えていたのかどうか、あるいは、この点について、不足があったのか、その辺のちょっと確認だけさせてください。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） ちょっと手続のことになるので、私から説明させていただきます。

今回は、ちょっと思い込みというところが、やっぱり一番の原因であったと思います。共済制度のしっかりとした理解不足が、最もな1番の原因で、また、それを監督する課内のチェック体制の不足が2番目の原因、あるいは、今回は、環境課との関係がございましたので、関係課との連携不足というところが、大きい今回の不祥事につながったと理解しております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

やはりどうしてもこういった事項について、今後やっぱり課題としてもいつこういうことが

起きるやも分かりませんので、やはりきちんとした情報共有、あるいは、必要な書類提出、あるいは、職員の皆様の必要な、やっぱり適切な研修と申しますか、様々な対処等について、しっかりやっていただければと思います。

問題は、こういった十分ではなかった、不適切な事務処理となった原因なり、チェック体制が不十分だったということは分かりましたが、関わった職員の方々の対処については、どのような形になっているのか、お尋ねします。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今回に限らずですけれども、今回、不適切事務に関わった職員に関しましては、総務人事でしっかりヒアリングをさせていただきまして、それを事実確認をした上で対応を考えていきたいと考えております。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。ヒアリングしつつ、何が原因で何が今後の課題かというのは、まだ途中ぐらいと捉えてよろしいわけですね。分かりました。そこをひとつよろしく願いをしたいと思います。

再発防止ということで、全体としては、そういうことになるのかなと思うけれども、やはり役所の仕事にと申しますか、市役所の仕事というのは、よく議会の中でも言われますが、文書で始まり文書で終わると申すのが、やっぱり議員鉄則ですよ。だから、やっぱりこういう、過去にもいろんな事例があつて、よくよく議員の中でも、役所は、やっぱりそういうことで、文書で始まり文書で終わると申す、このことについて、やはりしっかり関係する職員なり庁内なり、趣旨を徹底していただいて、やっぱりこういうことが起きないように様々な、いつ不測の事態が起きるかも分かりませんので、この辺は、ひとつよろしく願いしたいと思います。

私から、以上です。

○議長（鎌田礼二） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。



日程第4 承認第2号

○議長（鎌田礼二） 日程第4、承認第2号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました承認第2号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」の専決処分につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、特に緊急を要するものとして、令和6年10月10日付で専決処分を行いました内容について、同条第3項の規定によりその承認を求めるものであります。

当該専決処分の内容でございますが、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙に係る補正予算でございます。

このことにより、歳入歳出予算にそれぞれ3,200万円を追加し、総額を265億108万7,000円としたものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由のご説明とさせていただきます。

○議長（鎌田礼二） これより質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、承認第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第2号については、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立全員であります。よって、承認第2号については承認することに決しました。

---

◇

日程第5 議案第91号ないし第99号

○議長（鎌田礼二） 日程第5、議案第91号ないし第99号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました議案第91号から第99号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第91号「一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」であります。令和6年の人事院勧告等を踏まえ、本市の一般職の職員の給与等について、本年度から給料月額を平均で3.0%、期末手当と勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月分引き上げるとともに、寒冷地手当の額を引き上げるため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第92号「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」であります。議案第91号と同じく、令和6年の人事院勧告等を踏まえ、市長、副市長、教育長及び市議会議員の期末手当については、令和7年度分から、市立病院事業管理者に係る期末手当等については、令和6年12月分から支給月数を引き上げるため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第93号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」であります。昭和34年以降、国民健康保険の医療給付を受けていない世帯への表彰制度を実施してまいりましたが、国のガイドライン等との相違があることから、新たな取組への転換を図るため、現行の表彰制度を廃止しようとするものであります。

次に、議案第94号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」であります。国民健康保険事業における財政の健全化を図るため、令和7年度以後の国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の税率等を改定する所要の改正を行おうとするものであります。それぞれの改定による平均改定額といたしましては、1人当たり年額1万6,147円の増額となるものであります。

次に、議案第95号「塩竈市水道事業給水条例の一部を改正する条例」であります。水道法施行令等の改正により、国の布設工事監督者等の資格要件が改正されたことに伴い、本市における資格要件を国と同様に改正するため、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第96号及び議案第97号の補正予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第96号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」であります。子育て世帯などの移住・定住の促進を図るための事業費や、清掃工場煙突の応急補修工事費、新年度に向けて小学校の学習環境を整備するための事業費などを計上し、歳入歳出予算にそれぞれ2億875万9,000円を追加いたしまして、総額を267億984万6,000円とするものであります。

その内容であります。子育て世帯等の移住・定住の促進を図るための事業では、市外から転入し、市内に住宅を取得する子育て世帯または三世帯同居・近居世帯への補助金の申請増加に伴う事業費として

630万円

次に、ふるさと納税関連の事業では、

ふるさと納税の見込額増加に伴う返礼品やサイト利用料に係る経費として

7,500万円

今後の庁舎建設に係る財政需要に備え、基金へ積立てを行う予算として

7,500万円

次に、長期総合計画実現のための事業では、

入所者の安全安心の確保のため、介護サービス事業者のスプリンクラーの設置費用等に対し、国の交付金を活用して補助金を交付する高齢社会対策費として

543万1,000円

コンクリートのひび割れ、剝離といった劣化や、東日本大震災後に施工した補強バンドの破断等が生じている清掃工場煙突について、応急補修工事を行う廃棄物適正処理推進費として

1,370万円

令和7年度における小学校の学級数の増加などを見据え、給食用配膳台や机の購入、手すり・スロープの設置を行う事業費として

1,178万円

食材購入価格が高騰する中であって学校給食を安定的に提供する「小中学校学校給食食材購入支援事業費」について、補助金交付後も食材購入価格は高騰し続けており、食材購入費に不足が生じる見込みであることに伴う事業費の増額分として

313万5,000円

などを計上してございます。

これらの財源につきましては、

小中学校学校給食食材購入支援事業や高齢社会対策費に係る国庫支出金として

856万6,000円

小学校施設整備事業費に係る市債として

690万円

寄附金として

1億5,000万円

前年度繰越金として

4,329万3,000円

を計上してございます。

債務負担行為につきましては、契約事務等の早期執行を図るため、令和7年度当初から開始を予定しております業務委託など、計8件を追加するものであります。

地方債につきましては、小学校施設整備事業の変更を行うものであります。

次に、議案第97号「令和6年度塩竈市立病院事業会計補正予算」であります。資本的収支において、医療機器等購入に係る予算として、資本的収入の県補助金で1,007万1,000円を増額し、資本的支出の建設改良費で1,007万1,000円を増額するものであります。

債務負担行為につきましては、令和6年度から開始を予定しております病院整備改修事業と公用車リースの2件を追加するものであります。

続きまして、議案第98号「塩竈市公共駐車場の指定管理者の指定について」であります。塩竈市公共駐車場について、選定委員会の審査を経て候補者となりました「アマノマネジメントサービス株式会社」を指定管理者に指定しようとするものであります。

次に、議案第99号「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について」であります。塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館について、選定委員会の審査を経て候補者となりました「仙台湾燻蒸株式会社」を指定管理者に指定しようとするものであります。

以上、各号議案について、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（鎌田礼二） これより議案第91号ないし第99号の総括質疑に入ります。質問者、挙手をお願いします。伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 日本共産党塩釜市議団の伊勢由典でございます。

総括質疑では、議案第96号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」について、並びに議案第99号「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について」をお聞きいたします。

議案第96号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」について、次の3点をお聞きをいたします。

質疑の1点目は、ふるさと納税について、お聞きをいたします。

ふるさと納税の令和6年度当初予算は、寄附件数では3万6,000件、寄附総額として6億5,000万円ということになっておりましたが、令和6年度の見込みで、寄附件数が6万7,000件、

寄附総額として8億円を見込むとしており、今回の補正予算の総務費企画費の歳出として、ふるさと納税業務委託料4,137万4,000円が提案されております。また、同補正予算、歳出の総務費積立金として、庁舎建設基金積立金7,500万円が含まれております。

さきの決算特別委員会で、ふるさと納税の寄附額は、市に入るお金ということになりますが、その使い道については、第6次塩竈市長期総合計画の4つのプロジェクト、すみよさ実感、よるこび実感、やりがい実感、にぎわい実感に充てられると答えておりました。今回の庁舎建設の基金積立金は、4つのプロジェクトの部分のこの部分に該当するのか、ちょっとまだ私が理解できておりません。

庁舎建設の基金条例は、昭和57年10月29日に施行されておりますが、同条例におきますと、第1条に同基金の設置、第2条で基金として積み立てる額は、予算で定めるとだけとしております。

そこで、質疑は、庁舎建設基金積立金7,500万円について、どのような根拠と理由をもって積立金としているのか、お尋ねをしたいと思います。

質疑の2点目は、清水沢近隣公園スポーツ広場の修繕について、お聞きをいたします。

清水沢近隣公園スポーツ広場のフェンスのフェンス修繕代258万円が予算化されております。この清水沢のスポーツ公園広場は、野球だとか、サッカー、今日の朝もグラウンドゴルフなど、多くの方々がやっています、朝夕の散歩コースとして多くの市民の方々に使われております。しかし、フェンスの傾きがあったのでは、同公園を利用している市民にとっては、安心できるものではありません。

質疑は、清水沢近隣スポーツ公園広場修繕に至るまで、これまでの経過について、お聞きをいたします。

質疑の3番目として、清掃工場煙突応急補修工事について、お聞きします。

清掃工場の煙突約20メートルのひび割れ、劣化、補強バンドの劣化、剥がれが見つかり、特に現場作業員の安全確保として当然の策だと思っておりますが、1,370万円で応急修理工事を行うというもので、今回、提案されております。

質疑の1点目は、応急のこの工事は、12月に契約手続としておりますが、極めて危険な側面もございますので、いつまで終えようとしているのか。今般の12月定例会の提案にはなっておりますが、早急な修理、応急工事が必要だと思っておりますが、お聞きをします。

2点目として、こうした老朽化した廃棄物処理の施設の今後の在り方について、ざっくりと

お聞きをしたいと思います。

議案第99号「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について」をお聞きをいたします。

質疑は、2点でございます。

質疑の1点目として、同施設が開館して10年たちました。この間、レセプションなどもやられてまして、大変多岐にわたる方々が、参加しておりました。そういったこの10年間の同美術館が、美術、あるいは、芸術の分野での10年かけての到達点をどのように築いてきたのか、お伺いをいたします。

そのことと今回の指定管理との審査のポイントの関連について、お聞きをいたします。

質疑の2点目として、私は、たしか同美術館の耐震化がされていないと前々から捉えておったんですが、今回の過去の震災や様々なこういった災害等に対応する上で、耐震化について、どのような形で今後進めようとしていくのか、その点について、今回、指定管理制度としての議案として出ておりますので、その点について、お聞きしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 13番伊勢由典議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

令和6年度塩竈市一般会計補正予算のうち、庁舎建設基金積立金について、お答えを申し上げます。

まず、補正予算額の根拠でございますが、本庁舎の整備に当たっては、多額の財政需要が見込まれますことから、当初予算からの増収見込みの2分の1となる7,500万円につきまして、庁舎建設基金へ積み立てることとしたものでございます。

また、現在、ふるさと納税の用途の項目につきましては、第6次長期総合計画の未来創生プロジェクトのすみよさ、よろこび、やりがい、にぎわいのほか、市政一般についても設定しているところでございます。市政一般をご選択いただいた寄附額は、11月末時点で約1億9,000万円となっているところであり、重点課題として位置づけている本庁舎整備に向けた財源の積立金として、活用させていただくものとしたものでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） それでは、まず私から、ご質疑ございました清水沢近隣ス

ポーツ公園スポーツ広場のフェンスについて、ご回答させていただきたいと思います。

まず、修繕に至るこれまでの経過についてのご質疑でございました。

まず、今回、そのフェンスの根元部分が劣化して、それで傾いている状況でございまして、補正予算を計上させていただいた経過がございしますが、まず、昨年度までフェンス、支柱部分が劣化しているという部分、あと利用者からのいろいろ苦情等をいただいて、そのフェンスのネットの部分が、ちょっと穴が空いていてボールが飛び出すとか、そういった話も受けていた経過があつて、担当者も見回りをしながら、まずは、危機回避ということで点検をしてきたという経過がございします。

その上で、今年の4月になるんですけれども、市民の皆様からのフェンスが傾いているという通報をいただきまして、それで、施設の管理をしている塩釜市体育協会の職員と共に教育委員会の職員が見に行きまして、それでフェンスが傾いているというのが判明したというのが、今回の経過でございました。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） では、私からは、3点目に質疑がございました清掃工場煙突応急補修工事と廃棄物処理施設の今後についてということで、お答えさせていただきます。

まず、応急補修工事を行う理由についてでございますが、煙突の軀体、コンクリートの広範囲に及ぶひび割れや剝離といった劣化が確認されたことから、コンクリート片の落下により、重大な事故につながるという可能性があります。そういったところのため、現場作業員等の安全を確保するとともに、工場の操炉に影響を及ぼすことがないように、応急的な対策として補修工事を行うものでございます。補正予算が議決され次第、速やかに発注手続を行いまして、年度内の竣工を予定しているというところでございます。

さらに、今後の廃棄物処理施設の整備についてというところで、ざっくりとしたというところで質疑がございました。

煙突の劣化をはじめ清掃工場のプラント設備も全体的に大分老朽化が進行しているというところで、ごみ処理の安定処理に向けた対応が、今後の喫緊の課題となつてございます。廃棄物処理施設は、重要な社会インフラということで、代替えが利かない施設でもありますことから、我々としては、あらゆる可能性を比較検証しながら、今後の廃棄物処理施設の在り方について、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） それでは、引き続きまして議案第99号「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について」のご質疑をいただきました。

最初に、団体のこれまでの10年間の状況、活動の状況等についてのご質疑でございます。

まず、こちらの当該団体につきましては、地域に広がりのある芸術文化の発信拠点、あそここの場所を中心として、塩竈市を全体を中心に芸術関係を広げていこうという活動が、主に彼らの考えでございまして、それで、例えば、まず杉村 惇先生の作品の展示に加えまして、若手作家の発掘プログラムですとか、小中学生を対象とした美術鑑賞プログラム等々、様々な特色ある事業に取り組んでこられたところでございます。

なお、こういった実績が評価されまして、令和元年度になるんですが、地域創造大賞という総務大臣賞をいただいたところでございます。あわせまして、今年度も市民協働プログラムが評価されまして、障がい者の生涯学習支援活動に係る表彰を受賞されているという状況でございました。

次に、これまでの実績等も踏まえて、今回の審査についてのポイントというところでございます。

この管理運営の基本方針なんですが、1つが、まずは杉村 惇作品の調査研究、2つ目が、新たな価値創造を行う場づくり、3つ目が、文化づくりを担う人づくり、4つ目が、文化的資源を集積し、発信する文化発信拠点づくり、これらのこの4つの柱を中心に地域に広がりを持った芸術文化活動の発信の拠点を目指す計画ということになっているのが、こちらの主な評価のポイントということになっております。

最後に、建物の耐震化についてのご質疑もいただきました。

まず、建物は、ご承知のとおり、塩竈市の指定文化財でございます。建物として管理棟部分が昭和25年12月、大講堂が昭和32年7月建築ということで非常に古い建物でございます。耐震補強もまだ現段階ではしていない状況ということでございます。

これまでの耐震診断で、あの建物の1階部分が石できていて、非常にがっちりしているんですけども、その上の部分が、石よりも軽い木造でできているという大きな構造になっていまして、この木造の2階部分の管理棟の部分、それと大講堂と管理棟の接続部分の補強が必要であるという形の耐震診断の結果を受けているというところでございました。このために令

和5年度、昨年度から、文化財なものですから文化財保護審議会に報告等を行いながら、耐震補強設計業務の取りまとめ作業を進めておりまして、そして、今後、令和7年度で耐震補強工事の着手を目指してまいりたいと現在、進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 大筋、ご回答ありがとうございます。

そこで、ちょっと私もその前段の補正予算の関係で、寄附金かな。ふるさと納税というのをちょっと勉強させていただいたんですが、簡単に言うと、1つは、寄附者の意向が尊重されるものが結構あるみたいですね。やはり寄附ですから、それぞれそのふるさと納税というのは寄附、そして、そこでその自治体で何を望んで、その方々の意向を受けて、どういう事業をやっていくかと、これが大体いろんなところでちょっと調べてみたらありますので、私もやはり今まで4つのプロジェクトかな。第6次長期総合計画のしおがま未来創生プロジェクトということでのお話で承っていて、決算の中でもその確認をしたので、改めて総括質疑の中でお聞きしたいなと思って、あとは、常任委員会の中でしっかり議論していただきながら、やっていただければよろしいのかなと思っております。

清掃工場等については、やはり重要な問題、課題と私も捉えていまして、今回の煙突が、どれほどひどい状況かというのは、写真を見て分かりましたが、やはり抜本的な対策が今後も必要だろうと改めて痛感をしていますので、その辺、よろしくお願いをしたいと思います。

杉村惇美術館については、この間、そういった10周年のやっぱり様々な事業があつて、十四、五団体ぐらい、16団体ぐらいの方々がいろいろこの10年間の活動の意見表明をして、やっぱり素晴らしいものだなどと改めて感じました。やっぱりこういう文化を発信させる拠点として、今後大いに役割を果たしていただければと思います。

あとは、委員会の付託の中でしっかりこの今回の指定管理について、委員会付託で議論していただければと思います。よろしくお願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（鎌田礼二） 以上で伊勢議員の総括質疑は、終了いたしました。次の方。志賀 勝議員。

○1番（志賀 勝） かいしんの志賀でございます。

令和6年第4回定例会の議案に対し総括質疑をいたしますので、よろしくお願いをいたします。まず、議案第92号「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、

次に、議案第94号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、2点で質疑いたします。

まず、議案第92号についてですが、議案提案趣旨として、令和6年人事院勧告等を踏まえ、令和7年6月期より特別職の職員、市長、副市長、教育長、市議会議員の期末手当について、支給月額を0.05か月分引き上げ、次に病院事業管理者については、令和6年12月分から期末手当、勤勉手当合わせて0.1か月分引き上げる改正を行うものであります。

特別職の職務というか、求められている役割は、果たすべき任務の区分けとして、1つ、市長、副市長、教育長、2つ、市議会議員、3つ、病院事業管理者と分けられると思います。昨年の12月の定例会でも3つセットで期末手当等の引上げが議案提案されて可決されているのですが、3つセットで議案提出されなければならない決まりがあるのかどうか、確認をいたします。

次に、議案第94号についてですが、長年運営している国民健康保険事業の中で、これまでの運営状況と基金の残高を踏まえ、保険税率、税額の見直しは、適時行われていることが必要な事業であると認識していますが、これは、間違っているのかどうか、お伺いいたします。

また、本議案、国民健康保険税の改定幅については、これまでの運営状況と基金の残高を踏まえて、保険税率、税額の見直しは、適時行われてきた結果なのかをお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 1番志賀 勝議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、第1条から第3条は、セットで改定しなければならないのかというご質疑でございました。

セットで改定するという決まりは、ございません。本改正条例につきましては、人事院勧告に伴う条例改正でありまして、特別職、議員、市立病院事業管理者に係る条例が、同一目的による改正であるため、一つの改正条例で、条立てにより3つの条例を改正する手法により、提案をさせていただいておりますので、ご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） それでは、議案第94号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についての志賀議員からのご質疑にお答えさせていただきます。

長年運営していく中で、適時そういったところの見直しが必要だっただろうという、そういった認識、それは、議員おっしゃるとおりで、そういったところを国民健康保険税の財政運営の責任主体であります市が、議員発言のとおり、保険の運営状況や基金の状況を踏まえて、適宜適切に税率等の改正を検討して、安定的な運営を図るところでございます。

その上で、今回の税額改定が適正なものかというところで、そういったご質疑がございました。

本市の国民健康保険税の過去の経過を鑑みまして、平成16年度から平成20年度にかけて、基金がほぼ枯渇した時期がございました。その後、平成20年4月に後期高齢者医療制度がスタートいたしまして、高齢者の方々が、国民健康保険から移行するということで、なお財政が窮迫して、県からの貸付けを受けて国民健康保険財政を運営したという過去の反省がございました。そういったところを踏まえまして、今までずっと国民健康保険の事業運営しておりました。

そういった中で、今回、令和元年度から令和4年度までの4年間に関しましては、新型コロナの影響もありというところで、基金の取崩しが2億6,100万円ほどというところで、基金の減少が、低く抑えられてきたというところでございました。ただし、令和5年度に関しましては、単年度で2億6,900万円、そういったところの基金取崩しを行って財政運営を行ったということがございましたので、今回、税率改定に至ったというところでございます。基金の減少は、ある程度予測はできておりましたけれども、令和5年度の決算を踏まえた上で、検討に入ったという次第でございます。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ありがとうございます。

第92号議案の件については、3つセットじゃなくてもいいということもあるということで、理解いたしました。

第94号議案についてなんですが、ちょっと質疑の中に、一応今回の改定幅については、もうやむを得ないんだという捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 今回、提案させていただいた改定幅でございますが、今後の財政見通しの中で、基金が枯渇する、そういったところの焦点となるのが、令和9年度、令和10年度というところで、そういったところを乗り切るためには、やはり今回の改定幅で提案させ

ていただいたというのが、理由でございます。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ありがとうございます。

私の質疑は、以上で終わります。

○議長（鎌田礼二） 以上で志賀議員の総括質疑は、終了いたしました。その次の方、挙手をお願いします。ありませんか。終わりにしてよろしいですか。小高議員。

○16番（小高 洋） それでは、続きまして議案第94号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして、引き続き、総括質疑を行わせていただきます小高でございます。よろしく願いいたします。

先ほど市民生活部長から一定の経過のご説明もございましたけれども、本条例改正案について、かつて県からの貸付け云々、そういった状況もあったようにお聞きをしました。その後、かつて15億円を超えるような国民健康保険の財政調整基金が積み上がった、こういった経過の下で高い国民健康保険税ということで、これをぜひ引き下げてほしい、こういった市民の願い、5,000筆を超える署名、こういったものも寄せられる中で、基金を活用しての税率の引下げが行われ、今回まで続いているということでもあります。

一方で、本年度からスタートしました新しい宮城県の国民健康保険運営方針の下、宮城県の国民健康保険財政一本化の取組の中で、令和12年度までに国民健康保険料（税）の完全統一化を目指す、こういったことが示されたわけでもあります。

本条例案の中身を見ますと、この令和12年を一つの目途として、そこまでに一定額の基金の保有、そして、宮城県の示す標準税率に近づけていく、こういうことを目指して、そこよりも低い現在の本市税率について、複数回の国民健康保険税の引上げをもって、標準税率の水準まで引き上げる。言わばこの方針の第1弾として、本市の現在の税率と標準税率の差の半分、5割分について、来年度より引き上げようとするものであります。

まず1点目、本条例案の、言わば大きな根拠となっております県の税率の一本化のところにつきまして、今後のロードマップ、あるいは、現在の進捗状況について、お伺いをいたします。

以降、質問席から順次伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 16番小高 洋議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のうち、宮城県の進める税率一本化のロー

ドマップと進捗状況について、お答えを申し上げます。

宮城県は、令和6年度から令和11年度までの6年間を期間とする第3期宮城県国民健康保険運営方針において、将来的な県内保険税水準の統一、県内のどこに住まれても同じ所得、同じ世帯構成であれば同一の保険税額とする方針に向けた工程表、ロードマップを示してございます。

ロードマップには、保険税水準の統一に向けて整理すべき課題とそのスケジュールが示されており、宮城県の主導により検討、協議が進められることとなっており、宮城県版保険税水準の統一の目標年度は、令和12年度と設定されてございます。

現在の進捗状況といたしましては、県事業費納付金に反映される市町村ごとの医療費係数の提言が進められており、令和8年度をもって納付金ベースによる統一が達成されます。そのほか、納付金の算定対象や市町村ごとの個別公費の取扱い、保険税賦課割合の統一化などの課題については、今後、宮城県と県内市町村の協議により、整理されてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

先ほど医療費係数の関係のお話もありましたけれども、まだ、令和12年のところまでに完全な税率の一本化ということは、やはり市町村間で様々ございますので、そこに向けて順次ということかなと思います。

それで、今回、標準税率という言葉が出てまいりました。それで、今回は5割分、差分の5割分ということでの引上げとなっておりますが、この県から示されている標準税率は、毎年度示される中で変動もあるんだと思いますけれども、そういったことも踏まえながら、現時点でこの令和12年度に目指す標準税率、これと今の税率は、ある程度構わないんですが、どの程度差があつてということで、例えば、その賦課額ですとか、一定のモデルケースですとか、そういったところをちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 県で示しております標準保険税率というのは、国民健康保険の保険税のあるべき保険税率というところで、具体的に目指すべき値として算定されたものでございまして、法定に定められた算定ルールで宮城県が定めているというところでございます。

国民健康保険の保険者であります市町村は、標準保険税率を参考に保険税率を決定して、賦

課徴収を行っているというのが、現在のところでございます。

本市は、国民健康保険税を低い税率に抑えて、不足する財源を国民健康保険財政調整基金から繰入れを行って補っているというところで、現在の標準保険税率と本市の税率に差があるというのが、その差というのは、現在の独自の軽減負担というところで執り行っております基金取崩し、そういったところで税率を低く抑えているというところで、今の現在の我々が、1人当たり平均としているものと標準税率の差というのは、3万円近くあるというところがございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

それで、現在、その基金を活用して、参考にすべき標準税率から一定程度抑えているということでありましたけれども、県で算定するこの標準税率、先ほどあるべき姿と市民生活部長はおっしゃいましたが、これを一体数字的には、こういった位置づけの数字なのか、ちょっとそのあたり、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 標準保険税率のそもそもの定義といいますか、の部分でのご質疑をいただきました。

一口に言いますと、標準保険税率は、市町村ごとに県から示されるものでございまして、マイナスが発生しない、収支が安定する数値というところで示されているものでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。マイナスが発生しない、収支均衡が図られる数字だということのご説明でありました。

令和12年度までに基金残額4億7,000万円を目指すんだということで、令和11年度末までの考え方を示されておりますが、この4億7,000万円は、どうしてそのような額にしたのか、そのあたりの根拠等について、ちょっとお伺いできればと思います。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 令和12年度までに目指す基金残高、今回、我々4億7,000万円程度とさせていただいておりますが、こちらに関しましては、全国の同規模自治体の基金保有額の平均値、それが決算規模の8%というところがございます、今現在、国からは、どれだけ

基金の残高を持てばいいかというところは、明確に示されていないというのが現状でございます。

平成28年12月の厚生労働省課長通知において、基金の積立てについての留意事項というのが示されております。その中では、保険者の規模等に応じて、安定的かつ十分な基金を積み立てられたいということが示されておりました、具体的な数字とか、そういったところというのは、示されていないという状況の中で、我々、全国の平均8%というところを目標にしたというところでございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

確かにおっしゃるとおり、これまで示されてきた考え方をいろいろ調べさせてもいただいたんですが、安定的な財政運営ができる額ということで、かつては5%とか、そんな数字もあったこともあったんですが、現在ではそういった具体の割合ですとか、そういったものを示されておられないと。

そうした中で、今回、全国自治体の平均、同規模の自治体の平均で財政規模の8%をということでの答えもありましたけれども、この8%を踏まえたときに、各自治体の財政運営の下で各自治体が保有する基金としての水準として8%というところが、やっぱり一つのものになるのかなと受け止めました。

そうなった際に、令和11年度末までにこの額を目指すと。一方で、その後、令和12年度から税率の統一化というものが始まっていくわけなんですけど、一方で、本市として仮に4億7,000万円を保有する。その一方で、県でも一定の基金を保有をしているわけなんですけど、そういった財政の統一化が図られる中で、県でも基金を持っている、各自治体でも一定の基金を持っている、そういった状況が生まれるのかなとも思います。そうした中で、税制の一本化となる際に、例えば、県からこの基金の考え方、目安、あるいは、一本化になった際にその基金をどのように取り扱うのか、こういった部分について、やはり一定の根拠といいますか、そういった考え方も必要になるのかなとも思いますけど、そのあたりについては、何かあるんでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 県の統一化が進んだときに基金の考え方ということですが、今現在、県からは、そういった統一化されたときの基金の考え方というのは、明確には示されておらず、今後令和12年の統一化を向けて、これから市町村、県が協議していくということにな

ってございます。今のところそういったところは、なかなか明確にはお答えできませんけれども、仮に統一化されて、各自治体で基金を持ったときに、そういった基金はどういった取扱い、どういった使い道をするのかというときに関しましては、一応国からは、納付金に不足金が発生したとき、あとは市独自で健康づくり事業と、そういったところを推進するものの財源とすること、そういったようなところを取扱いということで示されております。我々独自に今現在、行っております保険税を低く抑えて、その分の徴収不足額、それに関しての補填的な取扱いというところは、今のところ、そういったのは、してはならないということで示されているというところでございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

そうなってくると基金がどのような幅でどのように積み上がっていくのかというあたりも、やはり国民健康保険の関係以外には使えない基金ですので、なかなかそのハンドリングも難しくなっていくのかなということでお伺いをいたしました。

それで、ちょっと2点について、お聞きをしたんですが、そうした中で、令和12年度の税統一化の前年、令和11年度末までに、今後の考え方として、本市税率の差分の今回の提案分で5割、その後2割、1割ということが引き上がっていく中で、これを仮に税率改定しない場合ということでの見通しもお示しをいただきまして、令和11年度末基金残高で4億2,000万円のマイナスの見通しというところから、逆にプラスで4億7,000万円の基金を保有するというところまで達する見通しの下での提案と伺っております。令和12年度には、今回、5割、2割、1割ですので、年度ごとの変動があるにせよ、単純に計算すれば令和12年度に標準税率になるとすれば、さらに3割という言い方になるのかなとも思っております。税率がこのように推移していった際に、例えば、その納付される分、あるいは、納付する分、交付される分というあたりの考え方、その変動はあるんだと思いますが、途中で基金の保有が逆にプラスに転じていく、その税率をもってしたときに、令和12年度以降さらに余剰分が生まれ続けてしまうのではないかとこの心配もあるんですが、そのあたりは、どのように対応されるのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 令和12年度以降に余剰の基金が発生するのではないかとこのところですが、そういったところを今後そういったことがないように、段階的に今後またいろいろご提案させていただくという中で、そういった財政見通しをしっかりと見極めながら判断し

ていきたいと考えてございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

今回、5割ということで、なかなかその今後の考え方、残り分をどうするんだというあたり、なかなか難しさもあるかなと思いますが、そのあたり、細かい議論は、今後、常任委員会の中でもやっていただくとして、一つの捉え方として、この表を現在の水準をもって踏まえたときに、国民健康保険財政としては、この表を見る限りですよ。標準税率のところまで引き上げなくても事実としてある程度の引上げをもって収支均衡というのを図ることができるのかなと。むしろプラス収支が図っていけるのかなとも見えるんですが、一方で、今回、その税の統一化というものが、一定のロードマップに従って進められていく中で、県全体で均衡を図っていくというためにも、この標準税率というところまで、さらなる引上げをある意味では行わなくてはいけないような、今後そういったような進め方になってしまうのかどうか、最後ちょっとそこだけお聞きしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 今、小高議員おっしゃるとおり、やはり令和12年度、そういったところの統一化を見据えた中では、やはり今のこういった作業が必要になってくるということでございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

今回は、あくまでも来年度分ということでの提案でございますが、一方で、その根拠と申しますか、考え方と申しますか、そういったものの中に、この県の税率一本化の動き、流れというものが、非常に大きく影響しているんだなということも分かりましたので、また、あとは、引き続き、所管の付託された常任委員会での大いなる議論を期待申し上げまして、私からの質疑とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） 以上で小高議員の総括質疑は、終了いたしました。次、ございますか。土見議員。

○17番（土見大介） 塩釜を元気にする会の土見です。

私からも何点か総括質疑させていただきたいと思います。

まず1点目、議案第94号です。塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてで

すけれども、資料としては、資料No.8の25ページから始めたいと思います。よろしいですか。

この保険税については、ほかの議員たちからも総括質疑がありましたので、ある程度内容は理解させていただいたところがあるんですけれども、その上で、少し質疑されていないところについて、伺いたいと思います。

今回、ちょっと資料を進んでいただいて28ページに推移、収支見通しのグラフというか、表がございます。この中で、歳入の国民健康保険税の額については、今後、令和11年度までの3回の引上げによってこの程度上がりますという話は、理解することはできました。

ただ、歳入歳出ともに、ほかに国、県の支出金やら、繰入金やら、様々あります。こういうあたりを踏まえて、それぞれの推移が、どうしてこういう数値になっているのかというところをまずは、ご説明をいただきたいと思います。

続きまして、議案第96号のうち、子育て・三世同居近居住宅取得支援事業について、伺いたいと思います。

こちらは、資料No.8の46ページからご質疑させていただきたいと思います。

こちら、国の補助メニューがあった際はいいんですけれども、今回の予算を見させていただきますと、一般財源から630万円を追加して支出するということでもあります。先ほど言ったんですけれども、国の補助メニューがあった際には、まずやってみようという話にもなるわけなんです。市の財源を使って今後続けていくとなると、この事業の効果の検証というのをしっかりやっていかなければいけないと考えております。

その中で、この事業というのが、転入される方々にとって、どの程度のインセンティブになっているのか、そして、実績としてどう評価されているのか、この点について、伺いたいと思います。

最後に、3点目です。議案第96号から、同じくICT支援員配置事業について、伺いたいと思います。

資料No.8の56ページです。

こちら、ICT支援員の活動内容、支援内容ということで、①から④までの支援内容が書かれています。それぞれ見させていただきますと、作業としての難易度といいますか、多分この中で要求される、それこそ単価の部分も含めて、大きく差があるかなとは考えております。それを踏まえて金額を出すという話かと思いますが、それぞれ①から④の支援内容というものをもう少しその頻度を踏まえて、具体的にご説明いただければと思います。

以降は、質問席から行わせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 17番土見大介議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のうち、基金についてでございますが、国民健康保険税については、平成21年度に増額改定を行った後、5回にわたり減額改定を行ってまいりましたが、その財源は、財政調整基金を取り崩すことにより賄い、国民健康保険税の税率を低く抑えてきた経緯がございます。

近年の基金取崩しの状況でございますが、令和元年度から令和4年度までの4年間で、合計2億6,100万円の基金を取り崩し、さらに令和5年度については、単年度で2億6,900万円を取り崩しており、基金の取崩しが加速している状況となったことから、税率改定の検討に至ったところでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 私からは、令和6年度の塩竈市一般会計補正予算のうち、子育て・三世帯同居近居住宅取得支援事業の中で、事業の効果というか、そういったものについて、どう認識しているかご質疑があったと思いますので、その効果について、ご説明いたします。

議員もご承知のとおりですが、この制度は、市外から市内に転入していただくターゲットの若い世代の方々に、移住を促進するための事業の制度であるということでございます。これが始まったのが、平成30年11月からのスタートということで、令和6年の今の11月まで約6年間実施をしてきているという事業で、その間の転入人口が約1,151人、この事業を活用した転入人口で1,151人、うち子供が494人という数が、一応この制度を活用して転入してきたということになります。

また、昨年度実施した申請者のアンケート結果というのもございますが、その中で、本事業が、居住地決定にどの程度影響したかも聞いておりますが、約4割の方が、本支援事業と他の理由、ほかに理由もあるとは思いますが、その併用ということで本市の移住を決めたという回答をいただいておりますから、一定程度の効果はあると考えているというところでございます。

○議長（鎌田礼二） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） それでは、私からは、同じく補正予算のICT支援員配置事業についてのご質疑について、お答えさせていただきたいと思っております。

ご質疑内容は、資料に記載しておりますが、その内容の頻度を具体的にという内容でございました。件数をご報告させていただきたいと思っております。

まず、支援件数でございますけれども、まず支援員、1校当たり年24回訪問しております。1校当たり24回。その上で令和5年度における支援件数を申し述べさせていただきますと、まず、授業支援が179件、そして、校内研修支援が33件、そして、環境整備支援が791件、いろいろ先生方からの相談とか、質問に対応するようなその他の支援ですけれども、556件ということになっております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 土見議員。

○17番（土見大介） ご回答ありがとうございます。

それでは、議案第94号、国民健康保険税のところについて、もう少しだけ伺いたいと思っております。

今回、事業の目的、概要の部分のところとしては、財政の健全化を図るためということで、基金を4億7,000万円までを目標に積み上げていくというところで、保険税額の改定を行っているという話です。今後の見通しの部分、税額の改定の仕方を見ていくと、今後3回に分けて改定が行われるわけなんですけれども、全て現行の5割、2割、1割という形に書いてあります。令和10年まで考えますと、そうすると、現行の標準保険税額と現行の税額の差額のうち、現行の8割を埋めていくという形の認識で、まずよろしいかどうか、伺いたいと思っております。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 議員おっしゃるとおり、今現在の我々の現行の税率と県から示されております標準税率との差の部分というのを今後埋めさせていただくという考え方でよろしいです。そのとおりでございます。

○議長（鎌田礼二） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

そうすると、この税の改定の方向性としては、標準保険税率とのすり合わせというところだと思います。そうすると、その概要に書かれている財政の健全化、要するに基金を枯渇させないという目的とちよっとずれてくるのかなと考えておまして、令和11年度に4億7,000万円の基金が積み上がるというのは、あくまで何か偶然の一致といいますか、そういう偶然の一致のようにも見えてしまうところもあるんです。このあたり、その基金を4億7,000万円まで積み上

げることと標準保険税率とのすり合わせをしていくことをどのように帳尻合わせといいますか、両立させて、今回の改定の割合を決めていったのか、そのあたり、伺いたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） まず、今回の条例の改正、税率の改正につきましては、基金の枯渇が、将来見通しで枯渇が見えておりますことから税率を改定するものです。

その一方で、宮城県の運営方針の中で、令和12年度を目途として水準の統一を目指していくというのがありますので、そこは、やはりにらみながら、この税率の改定の検討をしなければならぬ。なので、この議案資料の概要のところに記載させていただいた財政の健全、基金の枯渇を防ぐというのが、やはり目的ではございますが、県の税率統一、また、標準税率、それらをにらみながらでないと、そこは、抜け落ちた部分になりますよというところでの提案でございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 土見議員。

○17番（土見大介） なので、その両方の2つの目的というのをどのようにすり合わせたのかというところも伺いたかったんですけども、そのあたり、民生常任委員会にちょっとお任せしていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、議案第96号の子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業で、追加でちょっと質疑させていただきたいわけなんで、ここは大丈夫ですね。内容がだんだん深くなってしまふとあれなので、常任委員会にお任せしますけれども、実績としてどれだけ出たかというものを、この事業がない場合の傾向等を含めて、その比較をしながら多分今後検討していく必要があるかと思うので、よろしく願いいたします。

そして、最後に、同じく議案第96号からICT支援員の配置事業について、追加で伺いたいと思います。

先ほど教育部長から支援件数の話を伺いました。非常に多い件数の支援をさせていただいているということなんですけれども、実際の委託の金額を見ると、3,762万円、5年間で3,762万円ということで、どの程度の時間を支援員の方々が、この事業に対して割いてくださっているか、ちょっと分からないんですけども、訪問時間というところを見ていくと、各校、年24回で、かつ1日6時間程度ということになりますと144時間ですか。単純に計算すると、この3,762万円を144時間で5年間で計算すると、1時間あたり5.2万円ぐらいの結構な単価になるんですけ

れども、このあたり、実際の支援の内容というのが、件数だけだと分からないですよね、どれだけの時間がかかっているのか。そのあたり、もう少し委託の費用等が妥当だと考える根拠という部分を出していただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

要するに、単純に時間だけで考えると、単価が非常に高いと考えられます。件数だけだと、実際活動している時間が分かりません。なので、そのあたり、その単価が妥当である、単価が、ここに記載されている内容よりも実は時間がかかっているでもいいんですけども、この委託費用というのが妥当だということを、もう少し支援員の活動の時間、量の部分から教えていただきたいなと思います。

○議長（鎌田礼二） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答えいたします。

まず、今回の予算要求の内容については、基本的に見積りを頂いて、その上で、複数社からの見積りを頂いて、金額が妥当であると我々として判断して、要求をさせていただきました。

恐らくなんですけども、計算の中で、先ほど申しましたとおり、1校当たり年24回という計算で、我々計算すると1時間当たり4,750円という計算になって、結構妥当な数字かとは理解しているところでございます。

ちょっとその5.2万円の根拠が、今ちょっと我々としても分からないんですけども、そういったことから我々としては、基本的に数字としては妥当であると理解しております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

そうすると、ちょっと僕の計算が間違ったのかなと思いますけれども、詳しいところは、担当の常任委員会で伺いたいと思います。取りあえず当局としては、四千何がしの単価でということですね。分かりました。ありがとうございます。

以上で質疑を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） 以上で土見議員の総括質疑は、終了いたしました。次、挙手をお願いします。志子田議員。

○11番（志子田吉晃） 市民クラブの志子田吉晃です。

私からは、12月定例会総括質疑のうち、議案第93号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」と議案第94号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、この2点お聞

きします。

議案第93号は、保険条例の一部を改正する。具体的には、塩竈市国民健康保険条例第10条を削除する。この中身は、医療費を1円も使わなかった市民への表彰制度を取りやめるという内容の廃止条例でございます。この議案第93号について、4点お伺いします。

まず1点目、表彰の目的は、既に終えている状況としたその判断の基準をお示してください。

2点目、特定健診の受診率と医療費適正化の関連性の有無は、あるのかどうか、お願いします。

3点目、国のガイドラインと健康表彰金額を不可とする基準は、どのようなものか、お願いします。

そして、4点目、保険料負担の公平化は、どのように考えているか。

以上、4つの項目から、お願いいたします。

続いて、2番目の議案第94号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」でございます。これについては、皆さん、質疑なさいましたが、私からもお聞きします。

まず1点目、今回の税率改定案は、標準税率を基準として、割引か値上げか、お聞きします。

2点目、改定案を先送りした場合の1年後、2年後、3年後以降の財政見通しをお聞きします。

3点目、目標とする基準残高。

4点目、県内の国民健康保険税比率は、どのように変化するか。

以上、議案第93号と第94号をよろしくお願いたします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 11番志子田吉晃議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

私からは、塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例のうち、表彰の目的は、既に終えているとした判断基準について、お答えを申し上げます。

厚生労働省が策定をいたしました国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針において、市町村国民健康保険が実施する保健事業の取組が定められてございます。指針が示す保健事業の内容については、健康診査やその結果通知、その後の保健指導を個人の行動変容を促す健康教育や健康相談、そして、自助努力の支援として、健康づくりの取組を開始するきっかけづくりとされており、その中でも特定健診等保健指導については、実施が義務づけられていることから保健事業の中核的な位置づけとなつてございます。この指針においては、医療

機関を受診しないことをもって評価する表彰は、除かれております。

本市の条例において、表彰の目的を保健奨励のためといたしておりますが、保険の取組は、個人の努力に任せるのではなく、保険者が責任を持って行うとした指針の考え方を踏まえ、表彰の役割は、終了したものと整理をさせていただいたということでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） それでは、私からは、特定健診の受診率と医療費適正化の関連性というところでお答えさせていただきます。

特定健診の受診者と未受診者の医療費では、違いがございます。全国健康保険協会が行った特定健診の受診に関する要因分析におきまして、医療費の比較を行ったところ、特定健診受診者は、未受診者と比較いたしまして医療機関の受診割合が高いものの、1人当たりの医療費は低い傾向がございます。その原因は、入院の医療費でありまして、特定健診受診者の入院医療費は、未受診者の約2分の1近くまで低くなっているというところがございます。その点からも特定健診の受診が、医療費の適正化に効果があると分析されております。

また、国のガイドラインと現行の表彰金額を不可とする基準額というところでのご質疑でした。

国のガイドラインは、そもそも金銭的に価値が高いインセンティブを避けるべきとしておりまして、基準額、そういったところの記載はございません。

また、保険料負担の公平化は、どのように考えているかという点でございますが、保険事業は、国民健康保険税を財源として実施されております。金銭的なインセンティブについては、加入者間の事業の実施による不公平感が生じてしまうことに加え、奨励がなくなった時点で、健康づくりの取組をやめてしまうことにつながりかねません。保健事業においては、健康づくりの取組を実施することの意義は、加入者の方々への働きかけによって行動を促しまして、保険者が、インセンティブの取組を実施しなくても自ら健康づくりの取組を実践するという、そういった流れを構築することにあると考えております。

議案第93号に関しましては、以上でございます。

続きまして、議案第94号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に関しまして、今回の保険税率を基準としたときに値引きか値上げかというご質疑ございました。

標準保険税率は、市町村のあるべき保険税率、具体的に目指すべき値として算定する、算定

される保険税額の水準でありまして、国民健康保険法に基づいて算定されたものです。

今回の改正条例案は、本市の現行の税率から増額改定を行おうとするものでございますが、標準保険税率よりは、低い税率に抑えられているというところでございます。

また、今回改定を先送りした場合の1年後、2年後、3年後以降の財政見通しは、どうなるかということのご質疑でした。

現在の国民健康保険財政は、国民健康保険税の不足分を国民健康保険財政調整基金の取崩しによって補っておりますので、税率改定を先送りした場合の基金の残高というのは、やはり今現在、令和7年度末に4億7,800万円、令和8年度末に2億5,000万円、令和9年度末に2,300万円と推測しておりますが、これがさらに加速化されるものと考えてございます。

目標とする基金の残高についてでございますが、国民健康保険財政調整基金の保有額については、先ほども申しましたとおり、厚生労働省通知では、保険者の規模に応じて安定的かつ十分な基金を積み立てられたいと示されておりました、具体的な数値の指標は、示されておられません。そういったところで全国の同規模自治体の基金残高の保有額の平均値8%というところで、将来保険税率の水準統一に向けた目標として4億7,000万円を目標にしているというところでございます。

さらに、県内の国民健康保険税比較、どのように変化するかというところを見たときに、本市の現行の保険税率、1人当たり賦課額は、県内市町村と比較して低い水準にございますので、今回の改定案にある試算においても1人当たりの賦課額は、県内の市町村の平均よりも低い額にとどまっているというところでございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ご答弁ありがとうございます。

最初に、議案第94号から、ちょっともう一度質疑させていただきます。

それで、今回の一部改正する条例案が、これが、今回、出された案は、標準税率を基準として割引か値上げかと私、書いたんですけども、そのところ、もう一回どのように認識しているのか、よろしくをお願いします。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 標準保険税率を基準として、割引か値上げかということで、標準保険税率、割引という言い方は、ちょっと難しいんですが、標準保険税率よりも低い税率とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。

だから、考え方なんだけれども、値上げなのかと普通は思うわけですね。だから、今回の改定案というのは、標準税率という一つの定価みたいな値段があったとすると、定価まで上がるのか、こういうことでございますけれども、今、これまでのと標準税率の中間50%のところまで行くということですね。ということは、まだ50%は残っているわけですから、標準税率からしたらまだ低いということでございますので、だから、どっちのほうを、上げたほうを見るのか、標準のほうから見るのかで考え方は違うと思いますけれども、その辺のところも民生常任委員会でいろいろ活発に議論を行ってもらいたいと思ひまして聞きました。

それから、この議案第94号、改定案を先送りした場合の1年後、2年後、3年後以降の財政見通しということでございますが、もうちょっと具体的に、今回、もし、この定例会で通らなければ、先送りなんて1年後、2年後とまた新しく出さなければならないと思います。その辺のところの見通しを言わないと、今回、賛成していいのか、あるいは、反対していいのかの考え方がございますので、その辺、もう少し詳しくお願いします。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） もし、今後この改定を1年後、2年後、3年後と引き延ばしたときの基金残高というところで、現行のままでいきますと令和9年度、令和10年度で基金が枯渇するという見通しを我々、立てております。

それで、今回、こういった提案が認められなかったときとなりますと、1年後となりますと、令和9年度と想定していたところが、もう令和8年度に既に基金は枯渇してしまうだろうと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） 基金の残高よりも支援に対する保険料は、どうなるんですか。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 仮に基金が枯渇してしまったとなりますと、その際には、やはり一気に今、我々が提案している税率以上に、もしかしたら議会には、その税率幅を上げたところでの提案をお願いをしなければいけないという状況も今後の財政見通しの中では、そうい

った結果になるかもしれないというところでございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） 分かりました。そういうことで、私もそう言ってもらったほうが考え方としては、すっきりするんじゃないかなと思って、総括質疑に取り上げた次第でございます。

議案第93号に戻りまして、この資料でいうとNo.8の14ページに大体の改正の中身が出ているんですけども、ちょっとこの中で、なかなか具体的に数字が出ていなかったのので、どのぐらい、現在は、まだ廃止されていませんから表彰制度がございます。それで、令和5年度は、200万円ぐらいだということになっていました。そして、令和6年度、そして、令和7年度から変わるんでしょうから、今度の令和6年度は、表彰に対する決算予定金額というのは、どのぐらいになることになりますか。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 今、今年度の表彰の対象者の方、抽出といいますか、整理をさせていただいております。今のところ費用としましては、24万6,000円と見込んでおるところでございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） 24万6,000円ね。だから、今までの制度でいくと200万円かかったところ、特定健康診断をした人にだけだね。いろいろ国から言われるからね。いろいろ工夫して、工夫したわけです、国から指導されないように。それだけじゃないんです。特定健診をした人に絞ってという工夫をしていますよといったら、この200万円が24万円です。そうすると、この24万円を、表彰制度をなくしても24万円の削減効果しかないんです。前のままだったら200万円の削減効果があったかもしれませんが。だから、そのように国のガイドラインと表彰、どのぐらいの金額がカットとされるのかといったら、そういう基準はないんですと言うけれども、いや、塩竈市も独自にこういうことで特定保健制度を受けている人だけに絞ったという工夫をしていますということをやって、塩竈市の独自のそういう表彰制度は、ぜひとも残してほしいと思って聞いたところでございます。

それから、保険料の負担の公平化はというのについては、お答えなさらなかったみたいな感じなんですけれども、やっぱり使っている人と使わない人で、保険料そのものは、使わなくても何もないんですというのが原則だと言うかもしれませんが、やはり使わなかった人から見ると、相当な不公平感があるんじゃないか。ですから、そういう不公平感をなくすためにこの制

度をぜひとも、塩竈市だけになるかもしれませんが、あと何年かすると宮城県で一本化になるわけですから、その間だけでもこのまま続けていただければ、たったの24万6,000円でございますので、続けてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 保険料負担の公平化の部分でいただきました。

例えばですけれども、民間の保険、様々な生命保険とかですと、いわゆるキャッシュバックといえますか、使わなかったらまず少し戻るという制度がございます。その一方で、我々、取り扱っているものは国民健康保険でございます。やはりその民間の保険と違いまして、将来の需要を見込んで保険税をお預かりして、それを使わせていただく。そのとき、いわゆる民間のキャッシュバック的な捉えとそういったものは、国民健康保険の法令の中のルールにもございませぬし、また、先ほど来申し上げている保険事業の考え方にもございませぬので、このような整理をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

いずれにいたしましても、常任委員会で活発な審議を行うでしょうから、その結果を待ちたいと思います。ありがとうございます。

○議長（鎌田礼二） 以上で志子田議員の総括質疑は、終了いたしました。

これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、12日から17日までを常任委員会開催のため休会とし、18日定刻再開したいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、12日から17日までを常任委員会開催のため休会とし、18日定刻再開することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2 時 4 3 分 散会

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日

塩竈市議会議員 鎌 田 礼 二

塩竈市議会議員 志 賀 勝

塩竈市議会議員 佐 藤 公 男

令和6年12月18日（水曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第2日目）



## 議事日程 第2号

令和6年12月18日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第2

---

#### 出席議員(18名)

1番	志賀 勝 議員	2番	佐藤 公男 議員
3番	鈴木 新一 議員	4番	小野 幸男 議員
5番	菅原 善幸 議員	6番	浅野 敏江 議員
7番	桑原 成典 議員	8番	柏 恵美子 議員
9番	西村 勝男 議員	10番	今野 恭一 議員
11番	志子田 吉晃 議員	12番	鎌田 礼二 議員
13番	伊勢 由典 議員	14番	鈴木 悦代 議員
15番	辻畑 めぐみ 議員	16番	小高 洋 議員
17番	土見 大介 議員	18番	伊藤 博章 議員

---

#### 欠席議員(なし)

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 光樹	副市長	千葉 幸太郎
病院事業管理者	福原 賢治	技 監	鈴木 昌寿
総務部長	本多 裕之	市民生活部長	高橋 五智美
福祉子ども未来部長	長 峯 清文	産業建設部長	草野 弘一
上下水道部長	鈴木 良夫	市立病院事務部長	鈴木 康弘
総務部 危機管理監	佐藤 孝文	総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施 由貴子

総務部次長兼 総務人事課長	高橋 数馬	福祉子ども未来部次長 兼生活福祉課長	鈴木 陸奥男
総務部 政策課長	引地 洋介	市民生活部 次長兼市民課長	小倉 知美
総務部 危機管理課長	古谷 勝弘	市民生活部 環境課長	千葉 貴幸
市民生活部 浦戸振興課長	菊池 亮	市民生活部 保険年金課長	石村 要
福祉子ども未来部 高齢福祉課長	山本 多佳子	産業建設部 土木課長	鈴木 英仁
産業建設部 商工観光課長	横田 陽子	上下水道部 下水道課長	佐藤 寛之
総務部 総務人事課総務係長	石川 宏	教育委員会 教育長	黒田 賢一
教育委員会 教育部長	末永 量太	教育委員会教育部 学校教育課長	松崎 和佳子
選挙管理委員会 事務局長	目々澤 恵一	監査委員	菅原 靖彦

#### 事務局出席職員氏名

事務局長	相澤 和広	議事調査係長	石垣 聡
議事調査係主査	工藤 聡美	議事調査係主査	梅森 佑介

午後1時 開議

○議長（鎌田礼二） ただいまから12月定例会2日目の会議を開きます。

本日の会議では、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴う議会の新型コロナウイルス感染症対策の取扱いについてに基づいて、感染防止対策を行っております。なお、発言の際にマスクを外していただくなくても差し支えありません。また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第2号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。また、撮影及び録音は許可しておりませんので、ご協力をお願いします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田礼二） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、3番鈴木新一議員、4番小野幸男議員を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（鎌田礼二） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は、全で一問一答方式にて行います。

1番志賀 勝議員。

○1番（志賀 勝）（登壇） 会派かいしんの志賀 勝でございます。

令和6年第4回定例会において一般質問の機会を与您いただき、ありがとうございます。

それでは、通告書に従い質問させていただきます。

本市が人口減少の進む中、地域創生に取り組むため平成28年に策定され、令和3年に改定された塩竈市まち・ひと・しごと創生総合戦略には、国全体の総人口が減少し始めた2008年よりも13年も早く、1995年から本市の人口減少が始まった要因や、少子高齢化の進行度合いが仙台近郊自治体の中で圧倒的に高い理由が示されております。

また、人口減少が本市に及ぼす影響について、1、産業・雇用への影響、2、地域生活への影響、3、医療・福祉など社会保障制度への影響、4、まちづくりなど市民活動への影響、5、

行政サービスへの影響の5つの分野に分け、歴史的、社会的背景も踏まえた現状分析から、今後発生する課題や問題に対する懸念が明記されております。

その内容は非常に分かりやすく簡潔に示されており、中でも4の医療・福祉など社会保障制度の影響についての記述では、「本市での65歳以上の人口ピークは2021年頃と推計されていますが、医療の高度化や健康寿命を超える高齢人口は引き続き増加することから、医療や介護のさらなる需要増加が見込まれます。さらに、支える側の生産年齢人口は減少するため、社会保障制度を維持することが難しくなるおそれがあります。また、医療・福祉サービスの需要の高まりにもかかわらず、サービスを提供する事業所は現在でも従業員不足が課題となっており、身近な地域でサービスを受けられるかどうか懸念されます」と記されており、本市の医療・福祉サービスが今のままでは立ち行かなくなる可能性を示唆しております。

このような状況下で、本年5月24日に、本市の地域福祉の要とも言える社会福祉法人塩竈市社会福祉協議会に、健全経営がなされていない財務状況や不適切な事務処理等に対し、改善勧告を行っております。塩竈市社会福祉協議会のその後についてお伺いいたします。

以後の質問は質問席にて行いますので、よろしくお願いたします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 1番志賀 勝議員の一般質問にお答えを申し上げます。

社会福祉法人塩竈市社会福祉協議会についてのご質問のうち、改善勧告以降の具体的な指導内容と経過について、私からお答えを申し上げます。

6月24日の日に塩竈市社会福祉協議会から改善勧告を踏まえた改善報告書が提出をされ、7月11日に改善報告書に係るヒアリング調査を実施させていただきましたが、内部統制の徹底に向けた改善策や人事を含めた組織体制の見直しについて、具体策及び実施期間が示されなかったことから、顧問弁護士や宮城県の助言指導を得て、社会福祉法第56条第5項に基づき、7月24日に勧告の公表を行ったところでございます。

その後、8月に理事の皆様と具体的な改善策について意見交換を行った際、理事の方々から、自助努力による経営改善が困難なため、保育及び介護事業を事業譲渡し、社会福祉協議会本来の目的である地域福祉事業に専念したいとのご提案があり、理事会での事業譲渡の方針決定を経て、9月13日に塩竈市社会福祉協議会から保育及び介護事業の事業譲渡に係る支援要請をいただいたところでございます。

事業譲渡の目的が、保育及び介護サービスの安定的な提供と職員の継続雇用を前提とした財

政状況の改善であることから、国や宮城県のご指導、ご支援をいただき、円滑な事業譲渡に向けて支援に努めてまいったところでございます。

12月6日に国から事業譲渡に係る公募手続が認められましたことから、去る10日から公募開始の運びとなったという経緯でございます。

私からは以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ありがとうございます。

一応、改善勧告からの経緯というのは、今市長からご説明いただいたとおり、把握いたしました。

今、ご回答の中に事業譲渡という言葉が出てきたのですが、一応、事業譲渡を踏まえた場合、本市の福祉に今後どのような影響があるとお考えでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えさせていただきます。

事業譲渡による本市福祉事業への影響ということで、ご質問いただいております。

今回の応募に関しましては、社会福祉法に規定する第一種社会福祉法人への無償譲渡、こちらのほうが条件となるということでございます。応募に関しましては、譲渡後について、施設は10年以上継続して事業運営を行うこと、あるいは職員も原則継続雇用することについても盛り込んでおり、サービスの安定的な提供、あるいは職員の継続雇用において担保された事業譲渡内容となっていると認識しております。

さらには、特別養護老人ホーム建設に伴う償還金、約1億8,500万円でしたが、こちらのほうも事業譲渡対象となっております。

譲渡後については、社会福祉協議会の財務状況の改善が図られるものということで期待してございます。現時点におきましては、本福祉事業においてマイナスの影響というのはないものと考えてございます。

なお、市の対応策についてですが、譲渡後も引き続き指導監督者として適切な指導、助言、こちらのほうを行ってまいる予定としております。さらには、譲渡後に利用者をはじめ市民の皆様への不安解消、こちらのほうを招かないような格好での対策に努めながら、こちらのほうの対応に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。マイクをちょっと内側に向けてもらおうと。

○1番（志賀 勝） 聞こえますか。大丈夫ですか。はい。

それでは、ちょっと併せて質問いたします。

今、回答の中で、利用者や職員の方々への対応というところでお話しいただいたんですが、一応職員の方々については継続雇用ということで、ただ、再度もう一度もうちょっと詳しく今後の利用者や職員の方々への対応の部分について、もう1段階ちょっとお考えがあればお聞かせください。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちら、施設の利用者さんあるいは職員の方々への説明ということでございます。

改善勧告以後に、市は一貫して関係機関あるいは関係団体に対し、説明会、こちらも開催させていただいております。その中では、利用者や職員の方々への不安解消のための方策ということで、こちらの説明会を行ってきている状況でございます。

事業譲渡につきましては、契約締結後、速やかに利用者及び職員向けの説明会の開催、あるいは塩竈市社会福祉協議会の広報紙を活用した市民への周知、あるいは関係機関への情報提供、こちらについても市として助言、指導を行っていきたいと考えてございます。

市としては、これまでも引き続き、福祉子ども未来部内に相談窓口、こちらのほうに設けながら、利用者をはじめ、相談に来られる方の対応に当たりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ありがとうございます。

一応、職員の方から、恐らく改善勧告後だとは思いますが、今回の事業譲渡決定までの間に、労働条件の急速な変更であったりだとか、いろいろなお話を聞いております。ですから、何とか職員の方々のモチベーションというのが福祉にとっては非常に大事な要素になるかと思っておりますので、何とか職員の方々の待遇というか、モチベーションの低下につながらないような施策をできれば指導というか、やっていただければなという思いです。

もう一つちょっと重ねて質問なんですが、今、公募期間中ということなんですかね、譲渡先については。まだ相手先が決まらないということはあるんですけども、事業譲渡後、塩竈市社会福祉協議会に求められる具体的な役割と、あと本市の支援策についてどのようにお

考えなのか、もしあればお聞かせください。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 塩竈市社会福祉協議会の役割あるいは市の支援策ということでご質問を受けております。

塩竈市社会福祉協議会につきましては、社会福祉法第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体ということで位置づけられてございます。市町村の社会福祉協議会の経営方針、こちらのほうに関しましては、議員おっしゃられたとおりに、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織、関係者の協働により、地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる、共に生きる豊かな社会、地域社会づくりを推進することを使命とするということで、こちらのほうの目的に関しては今後も変わらないということで認識してございます。

今後の市の支援でございましたが、本来社会福祉協議会が担うべき地域福祉事業、こちらの中核となります民生委員活動であったり、こちらのほうの円滑な運営と活動の推進、こちらのほうを念頭に置きながら今後とも塩竈市社会福祉協議会に支援するところでございましたが、これから先、ますます複雑多様化していきます地域課題の解決、あるいは各種制度のはざまにあるニーズ対応について、一定の役割、こういったところなどに関しても、市で担っていく必要があると考えてございます。

市の支援につきましては、民生委員協議会あるいは地域福祉事業について、これまでどおり継続した格好で支援を行っていくというところで対応していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 大事な視点でございますし、大事な問題でもございますので、私からも補足でご説明させていただければと思います。

一つには、もう議員ご承知のとおり、社会福祉協議会で運営しているのは、地域福祉事業、介護事業、保育事業ということになります。特に介護事業と保育事業については、それぞれ所管が違います。保育事業については、これは厚生労働省になるんでしょうかね。介護事業についてもこれ同じなのかな。同じなんですけれども、補助金の入り方がそれぞれまた別なんです。

それで、一つ、社会福祉協議会という事業体ではありますが、そこには3つの分野がある。それで、それぞれの補助金もまた別メニューで入っていると。地域福祉事業はまた別になります。塩竈市が出しているところはありませんが、これですね、一つの事業体であっても、そこで例えば保育事業にはお金があるから、それを介護事業に使いましょうとか、それを地域福祉事業に使いましょうとかということになると、年度内で、これは勉強になったんですが、戻すのであれば流用していいというのがあるということ、これ間違ったら補足してください。聞いています。

ですから、返す当てのないお金をもし保育事業から介護事業に使ったり、地域福祉事業に使ったりすると、これは犯罪になる可能性が非常に高いということも聞いておまして、財政状況、当然僕らも事細かに見ていて、私の場合は3年前からこのことについてはちょっとおかしい状況は気づいておりましたので、この辺については、ただ経営者は理事会ということになります。ですから、理事の皆さんが、こういったお金のやり取りについては当然相談された上で、事務局から、使っていいよ、使って駄目ですよ、何で使うんですかということ、は理解した上で理事会に諮って、そういういろいろなお金、事業のお金の使い方をしなきゃいけない。

ただ、僕に入ってきていたのは、理事の皆さんから、そのような細かい話について、簡単に言いますと、聞いているか聞いていないか分からないというお話が非常に多くあって、このままそういう使い方とかやり方をもしし続けるのであれば、犯罪に値する可能性が高いということもあります。

ですから、僕らとしては、もうここに至っては、この厳しい経営状況の中で、例えば職員さんの給料だってボーナスだって、どういう払い方をするかというのは非常に重要でして、お金ないのに無理して、そういう今先ほど申し上げた形を取ったら、年度内に返せるんですかという話の不安にもなる。これは、僕らも不安になるぐらいだから、働いている人も不安になるということがあろうかと思っております。

ですから、途中でやはりこういう状況になって辞められる方、辞めた方、こういった話も入っています。それと同時に、辞めたいけれども辞めないで、組織運営のために頑張っている職員さんもいる。

ですから、この辺のところを、やはり市としても、事務局サイドも含めて、事務局だけではちょっと厳しい状況であれば、当然理事の皆さんにも今の現状をしっかりと把握していた

だいたいで、お互い意見交換をさせていただきながら、でき得る範囲で正常な経営改善へとやってきたと。また、従業員さんだけでなく、入所者の家族の方からも、実は僕にも複数「どうなんだ、どうなんだ」ということでご心配の声が上がったので、ご説明と同時に、ついこの間も文書によって、関係団体も含めて今こういう状況だから、今後募集して新たな事業者さんができればいいだろうと。こういう状況で決まれば、そのために一生懸命努力というか、これから募集かけるのでということでご説明をさせていただいているという現状がございます。

市としては、地域福祉事業についてはこれまでも、実は民生児童委員の皆様方からも不安の声、それと同時に、簡単に言いますと、昔は働いている人が笑顔でにこにこ頑張っている姿を見て、我々もその手伝いをしていてやりがいがあったと。ただ、ここ数年、そういうのが見られなくなったというご意見はもう厳しく前からいただいていたところもあるので、もう一回塩竈市としても初心に戻って、民生児童委員の皆様方と新たな組織を立て直すつもりで、地域福祉事業については責任を持って一緒に歩ませていただきたいと考えてございます。

まだまだちょっと不安な状態は続くかもしれませんが、単純に言うと、お金がない中で無理して、ただでさえお金が無理して吐き出して、その後、経営が立ち行かなくなったらもう元も子もないところもありますので、その辺は今の理事の皆さんが精いっぱいその厳しい状況を鑑みて、その中でも出せる範囲でということの報告はいただいておりますので、私どもとしてもうまく事業譲渡ができるように、まずは申込みの状況を見なきゃいけないけれども、丁寧に、また離れたとしても、いろいろな意味で側面から責任を持って、よく進むように努力はさせていただきたいと思っております。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ありがとうございます。

まず、利用者の方々、あと利用者の家族の方々、あと勤めているの方々に対する不安という部分に関してはしっかりケアしていただけるという方向のご答弁をいただきましたので、あと一つ心配なのが、塩竈市社会福祉協議会、今後当然残ってくるわけですね。市としても委託してる事業も当然ありますし、地域福祉の重責を担うという役割は変わらないと思います。当然、行政側からの改善勧告というアクションがあつて今回の件になっているわけですから、一応整理がついた後、今後、塩竈市社会福祉協議会とどのような関係性を築いていこうと考えていらっしゃるのか、お考えがあればお示しくください。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 塩竈市社会福祉協議会との今後の関係性ということで質問いただいていたのでございます。

社会福祉法に基づく指導監督者、市内で福祉事業を営む福祉法人であるということで、事業者との関係においてはこれまで同様、法の趣旨にのっとりながら適正な指導監督に努めていくという立場は変わらないものと考えてございます。

また一方、行政と共に地域福祉を推進する中核的な団体ということで議員からもご指摘ありましたが、昨年度末に策定しました地域福祉計画、こちらのほうでも市と共に福祉事業を担う車の両輪ということで認識してございますので、新たな体制の下で地域共生社会の実現に向けながら、今後の福祉行政、こちらのほうを営むパートナーとしての役割を共に歩んでいければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ありがとうございます。

この問題に関しては、福祉サービス事業への改善勧告というのは非常にデリケートな問題だったと思います。今回、経営破綻やサービス停止などの最悪な状況を回避し、今できる最善策を尽くしていただいたのかなと感じました。当局におかれましては引き続き、今いただいた答弁の中身に沿った対応と持続可能な地域福祉サービスの提供に、今後ご尽力いただければと思います。

以上、これで福祉の質問は終わります。

それでは、次の質問に移ります。

本市の受益者負担の基本的な考え方について伺いたします。

例えば、施設利用料などの積算根拠や算定基準となる基本ルールや積算に用いる原価などを明文化しているか、伺いたします。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今回、9月定例会に提案させていただいた使用料、手数料の見直しに関しましては、まず議員の皆様から基本的にまず、基本方針を明確にすべきというようなご指摘をいただいて、その点をきちんと公表しない中で進めてきたという点に関しましては、我々の大きい反省点だとまず考えております。

その中で、進めていくに当たってのお話ですが、我々としては、きちんと一つ一つ原価計算をしながら積算根拠を持って進めてきたということで、基本的な根拠については持ち合わせているということでございます。それを今の段階ではまだ公表していなかったというような状況でございます。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ありがとうございます。

今、本多総務部長から答弁があったとおり、前回の議会のときには、積算根拠というところの話が非常に議題となったと思います。恐らく積算根拠の中に当然原価という今お話が出たんですけれども、本来であれば人件費とか物件費、維持補修費、減価償却費、あと保険料とかの補助費というんですかね、あとは建物を建てる際に借入れをしているのであれば、その金利という部分も実は恐らく原価の中に入ってくるかとは思いますが、今の考え方には問題はないでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今回の見直しは、大きく使用料と手数料と大きく2つに分かれています。まず、使用料をご説明いたしますと、使用料は、公共施設の運営に係る経費をいわゆる原価というような考え方にしております。それに公共施設の相対的な必需性とか、市場性を考慮した受益者負担割合を掛け合わせて、最終的な使用料を算定したということになります。その原価の考え方ですが、今議員おっしゃいましたとおり、ランニングコストの人件費、物件費、あるいは維持補修費、あと保険料、あるいは減価償却費も含めて原価という形に取っているということでございます。

また、手数料ですね。住民票などを発行する場合の手数料に関しての原価の考え方ですが、こちらについては基本的に人件費と物件費を原価という捉え方で整理をしているということでございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ありがとうございます。

基本的な原価の考え方については、私と相違はないというところで今、回答いただきました。

受益者負担の適正化というところについてなんですけれども、先ほど総務部長からお話が

出ました施設ごとの必要性とか、あと性質というところをどのように考えていくかというところになってくるかとは思いますが、本来であれば原価というものを全部足して、そこを例えば定価とか、基本価格という考え方を、そこから先ほど言った必然性とか、公共性とか、そういった部分を例えば割引率みたいな、要するに減額するという考え方に基づいて算定していったほうが分かりやすいのではないかと考えているんですが、その件についてはいかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 基本的な考え方としては、多分同じような理屈になっているのかと思います。我々も積み上げて行って原価を出した後に、例えば50%なり100%の掛け率を掛けて基本的なラインを出すと。ただ、我々今回やったのは、そのラインでも、実は他の自治体、我々もう少し考えなければならぬのは、その水準が他の自治体とか類似のサービスと比べて原価が高いのか低いのかというバランスもちょっと非常に重要視をしております、やはり原価で単純に出した価格がやはり周りのサービスよりもかなり高いということもあるので、そこは激変緩和という形で調整をさせていただいたというような中身になります。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ありがとうございます。

今、本多総務部長がおっしゃられたことが、ちょっと私の今回の質問の趣旨になります。ですから、その原価計算のときに、原価として積算するもともとのベースの価格が適切なのかどうかというところを度外視して原価積み上げられてしまうと、ほかの自治体との差、あとは受益者負担の在り方についての考え方自体の根底が崩れてしまうので、そこはちょっとこれからの積算の中で非常に大事にしていきたい部分であります。

恐らく今後も受益者負担の原則という言葉が、ちょこちょこ出てくると思うんですよ。その原則の中には、じゃ幾らなのというその不確定な要素が常に付きまとうと思うんです。その不確定要素をどのように見える化していくかというところについて、やはりやっていただかなきゃいけないかなと私は感じております。

例えば、本市の場合は補助金ですと、点検評価シートとか、ああいうその評価基準みたいなのをちゃんとつくられていて、ある程度誰とは言いませんけれども、見る人が見れば、照らし合わせていく作業というのができる。ただ、今回の受益者負担の原則という部分に関しては、それが無いというところが、恐らく各議員も頭を悩ませたところだと思いますので、

今後、そういう見える化というか、明文化というか、そういうのができる、できない、もしくはするつもりがあるかないかだけ、お答えください。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） これは、これまで塩竈市って抜本的な手数料、使用料の見直しというのをしばらく本当はやってこなかったということで、今回我々取り組ませていただいたのは、本当に久しぶりといいますか、ある意味初めてみたいな感覚の取組だったということで、いろいろ他市の事例などを参考にさせていただきながら今回資料をまとめて、できるだけ市民の方には分かりやすく説明するという趣旨で資料をまとめてきたという経過あります。

今、議員おっしゃられたとおり、やはり我々まだ勉強の途中という部分もございますので、やはり進んでいるまちの事例とか、そういったところを大いに参考にさせていただきながら、やはり改めるべきは改めて進んでいきたいと思っております。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

補助金の見直しに関する基本方針について、お伺いいたします。

令和7年3月に補助金交付要綱の改定を行い、4月から適用開始とありますが、今年の1月に各委員会協議会で取組の状況が示され、今後も適時、各委員会協議会に報告することとなっていたのですが、現在の状況を教えてください。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 補助金の進捗状況、見直しの進捗状況ということでございます。

1月に議員おっしゃられたとおり、各常任委員協議会で、基本的な考え方についてご説明させていただいたということです。

その後、実はこちらの作業の都合ということもあるので、まず上半期の部分は使用料、手数料の見直しにちょっと注力したいということで、実は補助金の見直しについては少し進捗が遅れていたという経過がございます。本格的に動き始めたのが、10月ぐらいの使用料、手数料が終わった後、本格的な見直しに今着手をしております。まずはある程度基本方針に基づいて、財政課と担当部署でのヒアリングをまず進めていると。これは10月ぐらいにまず進めさせていただいたということになります。そのヒアリングを踏まえまして、今、その関係団体の方々と担当課で、これは決定ということではありませんが、一応こういう考え方で

やっていることと、あるいはその団体様の状況をいろいろ確認させていただいている今状況だということになります。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） 分かりました。

その聞き取りをして、今後見直し対象になるかどうかというところの判断になってくるかと思うんですけれども、ちょっとホームページを見ると、既に先ほどもちょっと話に出しました補助金点検評価シートというものがあまして、今回の見直し対象という部分に関して、今回のホームページに掲載されている点検評価シートなるものを使って評価していく形になるのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 基本的には、やはり見える化というところもございまして、点検評価シートを活用させていただくという形になると思います。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ありがとうございます。

実際に、補助金がもらえるかももらえないかという事業精査の中で使われるであろうその補助金点検評価シートなるものは、正直私、ホームページで初めて見させていただいたということなんです。もし既にその運用がもし始まるんだよというのであれば、何で今までご報告いただけなかったのかなというところと、あと当然各担当部署ですね。聞き取りやっていますよということなんです、その聞き取りの内容について、途中経過をやはりお示しいただく時間も必要だったんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） この辺の基本方針、ホームページに掲載をさせていただいておりますが、この辺の出し方もちょっと我々としては少し反省材料だとまず認識をさせていただいております。

その上で、今のやり取りの状況ですが、やはり今回あくまでもお示ししているのは、市全体での決定というよりは、一つの指針を示して皆様のご意見を伺うと。あとは、その案を取りまとめた段階でまた市で整理をさせていただいて、その内容を今度議会にもご報告をさせていただいて、その上でしかるべき、例えば条例とか予算に反映させていくというステップ

を取りますので、今まだ途中の段階というような段階でございます。

出された意見につきましての主なものでございますが、やはり正直、ただ今回、運営費の補助を削るということで、正直やはり厳しいというような声もありますし、一方では趣旨に賛同いただけるような声もあるということですが、まだまだ今、ヒアリング途中ということでもございますので、今の段階ではそのような状況ということになります。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ありがとうございます。

そうすると、まだ予定よりもちょっと遅れている状況という中でですが、であれば、なおさらちょっと一つ苦言を申し上げたいんですが、今、本多総務部長おっしゃいましたように、市のホームページの行財政改革のページですね。そこに補助金の見直しのページあるんですけども、そこをちょっと一度、補助金を今までもらいながら運営を続けた方がそのホームページを見たらどう思うかというところの視点に立つと、結構強烈だなと思っています。一番下には、令和7年度当初予算から見直し入りますよという文言が入っております。この件について、本多総務部長いかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今のご指摘については、真摯に受け止めさせていただきたいとまず思っております。その上で、もう出してしまっておりますので、これからの対応というところが多分問題になると思いますので、ここは丁寧に進めていきたいと考えております。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ありがとうございます。

実は、昨年9月の定例会のときに、私の一般質問で、補助金の外部監査の必要性の件について問うたのをちょっと覚えていらっしゃいますかね。そのときに、くしくも本多総務部長からちょっと答弁をいただいております、その中身をちょっともう一度思い出していただくことも含めて、今お話しします。

補助金の外部監査の必要性と補助金の出し方についてということです。「外部監査の必要性について、各団体に出している補助金につきましての審査ということが、一つの大きな目的となると思います。ただ、補助金に関しましては、補助を出す際の規則とか補助を出すための要項というのがしっかり定められておまして、基本的にはそれに基づいて我々もチェックしているところでありますので、適正な処理が基本的になされているという理解をして

おります」。ということは、今まで出してきた補助金に関しては、役所の中ではきちっと精査をしていますよと、そういうつもりですというご回答があります。

ただ、その後、「ただ、今後はやはりその補助金を出した必要性でありますとか、本当に効果があったのかというようなところが、なかなか私どもで客観的に評価しづらい部分であるのかなということで、公金の適正化、あと適正使用をチェックする意味で、外部の方の視点も必要かな」という答弁をされています。

なお聞きたいのですが、今回の補助金の見直しの基本計画を練る際に、外部の人の意見というものは取り入れられたのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今回のところでは、外部の意見というのは取り入れてないと思います。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） はい、ありがとうございます。

実は、我々議員も恐らく内部なのかと思いますので、ですから今回の補助金の見直し、今私が実はいつになったらこの話してくれるのかなあとずっと待っていた話です。それだけ市内の、特に塩竈市というのは、私が言うまでもないんですが、中小零細の事業者の方々とか、まちのまちづくりというのですか、に興味がたくさんある方々がこういった団体とかに所属されていて、それぞれ補助金の対象になっているという側面が濃いかと思います。

ですから、できれば、もう以前から当局では計画があって、その計画を出している理由も当然分かります。できれば、今回は行財政改革ではあるんですけども、財源が惜しいからではなくて、前回の答弁にあったように、補助金を適正に使ってほしいからという目的で、補助金の見直しをしてほしいと切に願っているんです。この件について、お伺いします。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） やはり補助金の本来の目的は、市の政策ですね。政策をやはりしっかり実行していただけるというか、その効果が見えるものに関しまして、やはり補助を出すということが原則だと思っておりますので、今議員おっしゃられたことはもっともお話だと思っておりますので、我々としても、その効果ができるだけ検証できる仕組みというのをつくらなければならないし、それを我々としてもチェックをしっかりとしていかなければならないということで、そこが今までやってきていなかった部分、やれていなかった部分になっ

てしまいますので、そこをしっかりとできるように仕組みづくりというのはやっていかなくてははいけないかと思えます。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） これは私も責任あると思えますので、はっきり申し上げます。

議会の答弁の中でも、前に外部監査の重要性については、入札監視委員会の話から、こういった補助金のところもぜひやらせていただきたいということは申し上げます。そこから進捗していなかったと。これはもう大いに反省すべきだろうと思っておりますし、どこかで毎年同じように出し続ける、このことについても賛否両論あるかと思っております。それをしっかりとやはり判断する。これは市役所でできることなのかと。

例えば、補助金を受ける団体が、10人いたものが5名になった、活動も縮小してしまった。これを今までどおり出していいのかどうか。これは例えですけれども、そういった考え方もあるだろうと。

その一方で、実は市役所の私も含めた職員の皆さんもですけれども、やはり今までやってきたんだからやり続けよう。多分この感覚のほうが基本的に強いはずなんです。そこにどういふメスを入れて、やはりこういう状況になったんだから、これについては今までの金額出すのが適正かどうか、まずはしっかりとやろうと。

その一方で、やはり市役所だけがそういった目、市役所の目だけでは絶対足りないと思っていて、そのために、実は入札監視委員会も適正にされているとは思いますが、第三者の目を入れることでより一層、皆様方にご理解をいただけるような入札の在り方に変わっているのも事実。そして、その会議を職員の皆さんに立ち合わせていますので、30人とか40人とかですね。今までになかった新鮮な議論を若い職員も見せてもらうことで、大いに刺激になっているという報告も聞いています。

ですから、補助金についても、様々なこういった公金ですから、それを1円でも適正に使わせていただくというのは、市民の皆さんに対する大いに、絶対に必要なことでもありますので、これは市長として責任を持って、こういった補助金についても内部の中でしっかりと準備を整えた上で、外部監査、これは入札監視委員会もやっていますから、ある意味ではこの延長線上でもいいわけですから、まずはそこから始めてみて、いろいろな方々にうちのチェック体制の甘さとか、見るべき視点とかをご指導いただきながら、適正に執行できるようにこれからも努力し続けると、そういう方針でいきたいと考えています。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ありがとうございます。

本当におっしゃるとおりだと思います。

ちょっと現実的な話からいくと、時間というのは必ず過ぎていきます。今回、一応一般会計からの持ち出しというところで、66件ぐらいたしか補助を出しているところあるんですよね。そのうち33件、半分ぐらいが見直しの対象ということになっています。その見直しの対象となった理由というところについても、今のところ恐らく内部での評価というところと、あとはまだ正式にオープンになっていないチェックシートを用いての作業だということですので、一度、ホームページには上がっていますけれども、議会に提出するタイミング、あとは審議のタイミング、あと実際に実施するタイミングというところの見直しをお願いしたいのですが、これは可能でしょうか。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今の予定でいきますと、まずは1月の協議会に補助金に関する報告をさせていただきたいと今準備を進めておりますので、その際には、今おっしゃられたような、その議論ができるような資料を整えてご提示をしたいと考えています。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） そうしますと、やはり3月で締めて、4月からやりたいというお話になっていくのかなと思うんですけども、先ほどちょっと私申し上げましたけれども、当初予算で組むよ、減額することを前提にというお話が出たんですけども、そこの折り合い、我々どのようにつけたらいいですかね。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 基本的には、庁内でもまだ完全に議論がされているお話ではありませんが、基本的には使用料、手数料と同様に、例えばいきなりこうばっさりというような形ではなくて、激変緩和とか、いろいろな手段があると思いますので、そういったものも踏まえながら、あと議員の皆様とご相談させて調整をしながら進めていくべきものかとは考えております。

○議長（鎌田礼二） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ありがとうございます。

これ、今後出てくる議論を、ちょっと私が無理くり引っ張り出して今回お付き合いいただ

いている質問かと思しますので、今いただいた答弁の内容をちょっと私も真摯に受け止めて、まず各団体の皆様とか、あとその補助金の在り方について、来る1月にご提案いただくまでの間に、我々もちょっとしっかり勉強して臨みたいと思しますので、よろしく願いいたします。

ちょっと最後に時間があつたらちょっと読もうかと思つたものを準備していたんですけども、恐らく、一番最初に冒頭ちょっと読み上げました、塩竈市まち・ひと・しごと創生総合戦略のところ、5つに分かれていますよというところに、最初に福祉とか社会保障に対する影響というところのことをちょっと読み上げたんですけども、実は私がちょっと本当にこれからの塩竈市にとって非常に分かりやすく簡潔に書いてある文章だなと思つたものがあるので、ちょっと一つご紹介します。

行財政サービスへの影響という項目がございまして、「人口減少と生産性の停滞により、税金など歳入の減少が見込まれる一方、高齢化はさらに進むことから、社会保障関係費等が増加し、さらに財政の硬直化が進行する恐れがあります」。そのとおりですね。「公共施設インフラについては、ニーズの変化や規模の見直しの必要性に加え、老朽化への対応が難しくなるなど、行政サービスの低下を招くおそれがあることから、平成30年に策定した公共施設再配置計画の基本方針、施設総量の最適化、行政サービス水準の維持向上、公共施設の安全安心の確保に基づく取組が重要となります。また、市民は、公共サービスの受け手であると同時に担い手でもあり、市の役割と市民の役割を見直しながら、まちづくりの主演として、個人、団体、ネットワークなど、いろいろな関わり方で役割分担が期待されます」と締められております。

ですから我々市民も、今までのように同じサービスを永遠に受け続けていけるというのが理想なのかもしれませんが、人口減少とか、いろいろな社会情勢によって、ある程度我慢すべきものはしなきゃいけないということを覚悟しながら、その中でも豊かな塩竈市、持続可能な行政サービスをどうやって提供するかということを考えていかなきゃいけないのかなということを最後に申し上げて、今回の私の一般質問は終わります。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 以上で、志賀 勝議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は14時ちょうどいたします。

午後1時48分 休憩

---

午後2時00分 再開

○議長（鎌田礼二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

14番鈴木悦代議員。

○14番（鈴木悦代）（登壇） 日本共産党塩釜市議団、鈴木悦代です。

令和6年12月定例会におきまして、一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

初めに、NEWしおナビバス利便性向上についてです。

今年度の本市地域公共交通会議では、バス料金値上げ後の利用者の推移や収支の報告がされています。先日の第4回地域公共交通会議では、運行ルート新設含め、何か所かの停留所の廃止や移設が決定されました。11月にルート変更に伴う素案の説明会が実施されておりますが、そこでどのような意見が出ているか、お伺いいたします。

続きの質問につきましては質問席にて行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 14番鈴木悦代議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、NEWしおナビバス利便性向上についてのご質問のうち、11月の説明会で出されたご意見についてお答えを申し上げます

説明会につきましては、11月10日と23日に開催をし、町内会長さんなど25名の方々にご参加いただきました。その中のご意見の主なものといたしましては、混乱がないように周知を徹底してほしい、効率的な運行をしてほしいなどがあり、ほかにも停留所の移設やルートの延長についてのご意見もいただいたという報告を受けております。

今回のルート変更の柱でございますスーパーマーケットへの乗り入れについては、利便性の向上にもつながることから、肯定的に受け取っていただけたものと認識しておりまして、来年4月からの運行開始に向けて周知を始め、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） ありがとうございます。

私も地域公共交通会議の傍聴をいたしておりますが、肯定的な意見が大半であったということで、スーパーマーケットへの乗り入れで買物が便利になるなど、利用者増につながっていければいいなと思っております。

一方で、停留所が遠くなるという声もあります。そのような不安に対する説明は、不安払拭のための説明はいかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 今回のルート変更に伴いまして、スーパーマーケットへの乗り入れのルート変更に合わせて廃止、見直しをする停留所でございます。

こちらにつきましては、利用者数の中でも少ない部分をまずはピックアップしまして、その中で廃止が可能かどうか、まずは検討したところでございます。それも踏まえて、廃止する停留所もお示ししながら今回、素案に対するアンケートをいただいたところでございます。

やはり近くに停留所があつて、ご不便をおかけする場合もあるかとは思いますが、全体の利便性向上ということで今回ルート見直しを行っておりますので、その辺はご理解いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 今後の検証も必要になるかと思っておりますので、そのあたりもよろしくお願ひしたいと思います。

運賃が値上げとなった今年の4月から10月の利用数ですけれども、合計で前年に比べて1万9,528人、率にして9.2%が減少しています。減少した要因というのは1つではないと考えられますが、利用者増は今後も課題になると思っております。

市民からバスへの要望はたくさんあります。昨年5月実施されたバスアンケートでは、400件近い意見が寄せられています。通勤通学で利用している人などからは、駅との連絡を便利にしてほしいとか、最終便はもっと遅く、土日の運行も、または逆回りもと、様々あります。

効率性や収支はとても大事なことです。しかし、それだけではなく、高齢化が進展する中でも、活発化につながるまちづくりの視点というのも必要だと考えますが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 議員おっしゃいますとおり、まちづくりに寄与する視点、とても大切だと本市でも捉えております。

昨年、料金改定の前段で行ったアンケートでございますが、先ほど、その中でも利用促進に向けた取組として多く挙げられましたのが、シルバー割引の導入、また、回数券の導入、キャッシュレス決済の導入というのが多くを占める結果となっております。また、自由意見におきましては、運行ダイヤの延長ですとか、土日便の運行、また、今回ルート見直しを行ってまいりますスーパーマーケットの乗り入れについてもご要望いただいているところでございます。

そういった市民の皆様方からのご意見を踏まえまして、まずはできることからということで、今年の4月からはキャッシュレス決済の導入ですとか、あと6月からは回数券の導入、あと今スーパーマーケットの乗り入れを検討しているところでございます。

引き続き市民の皆様の意見を踏まえて利便性向上に努めていって、ひいてはまちづくり全体にこのバスの利便性が広がればと考えています。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） ぜひ、市民の皆さんの利便性向上に向けた声に寄り添った政策を進めていただきたいとお願いしたいと思います。

続きまして、学校規模適正化検討について質問いたします。

今年4月から、学校規模適正化等検討委員会において、今素案づくりが進められています。少子化人口減少が進む中で、本市7つの重点課題の一つに位置づけられているものであります。

そこで質問ですが、素案策定並びに方針案策定までのスケジュールについてお伺いいたします。

○議長（鎌田礼二） 黒田教育長。

○教育委員会教育長（黒田賢一）（登壇） 学校規模適正化の検討について、素案策定並びに決定までのスケジュールについてのご質問でした。

現在、学校規模適正化等検討委員会におきまして、学校規模の適正化等に関する方針案に関してご議論いただいているところです。この方針案につきましては、次年度以降に学校規模の適正化等に関する議論を進めていくためのたたき台と位置づけております。来年の1月には、学校規模適正化等検討委員会から方針案に関して答申をいただく予定となっております。それに基づいて、翌2月からパブリックコメントを行い、市民の皆様から広くご意見をいただきな

がら、今年度内の方針案の策定に取り組んでまいります。

なお、次年度以降につきましては、方針案を議論のたたき台としながら、保護者や教職員、地域の方々などから幅広くご意見をいただき、遅くとも3年以内には成案化していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 1月にたたき台が出されて、2月にはパブリックコメント聴取、そして年度内の方針案が出されて、その後、住民等の説明、3年以内の決定をということで理解しました。

私も学校規模適正化等検討委員会の傍聴もしておりますけれども、学校規模適正化の検討は、少子化、人口減少等社会情勢を見据え、子供たちのこれからのよりよい教育環境を検討する、小さな小規模校を吸収するというのではなく、今あるそれぞれの学校は対等な立場で新しい学校の在り方を検討していくと認識しております。

1月にたたき台が出され、パブリックコメントを聴取して、年度内の方針案策定という流れにはなっておりますが、答申、たたき台が出た時点で広く意見を聞くというような、今、年度内の方針案策定まで行くというテンポは、とてもこう期間が短過ぎると思います。

新しい学校規模を決めるということは、地域文化やコミュニティーの在り方にも大きく関わってきます。市民の合意形成、そのプロセスが最も大事と考えます。2月にはパブリックコメント聴取ということになっているんですが、その聞き方についても、ぜひ書き手に分かりやすい表題の書き方であるとか、具体的にこういう内容について意見を聞きますというような、そういう工夫もお願いしたいと思います。

それから、市民団体からは、もっと時間をかけることを含め、要望書が提出されております。それに対しての市長、教育委員会の受け止めはいかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 黒田教育長。

○教育委員会教育長（黒田賢一） ご意見ありがとうございます。

決して急いでいるわけではありませんで、いただいた要望書も参考にさせていただきながら、あくまでもたたき台ですので、それでスケジュールも短いという意見もありますけれども、2月中にパブリックコメントをいただいて、その後さらに市の考えなども入れてから、また来年から3年ぐらいかけてさらにもんでいくということですので、ぜひ来年になってからの説明会

等ありましたら、そこでもご意見を寄せていただければと思います。丁寧にやっていきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 大事な案件でございますので、私からも感想というか、考え方を申し上げさせていただければと思います。

これは大変デリケートな問題だからこそ、今まであまり議論がされてこなかったというのが正直私の率直な意見でございました。ただ、PTAの皆様はじめ、地域の方々とも、様々な形でこういった学校の再編についてお伺いをしましたところ、逆にほとんどのPTAの皆様方からは、しっかりとたたき台を出してくれというお話が、ほとんどの学校のPTAの役員の方々から言われております。それはもうはっきりと申し上げます。

それと、聞くメンバーが、1年たつと、そのPTAの皆さんもお子様方卒業すると、次のまたPTAの皆さん入ってくるんですよ。そうやって常に変化していくんですね。ですから、ただ長くやる方がいいのかということについては僕も甚だ疑問を持ってございますし、だからといって、短いという期間がどのぐらいの期間なのかと。これ考えるとなかなか難しいところでもあります。

けれども、今まで議論をしてこなかった。それでも多くの方々から、学校に通わせている親御さんからは、もうこれだけ空き教室がたくさんあって、1クラス、第一小学校だともう1学年、2学年、20名前後しかいらっしやらない。この現実をやはりどう受け止めていただくかというのは非常に重要だと思っております、そこからまずはたたき台を今、学校規模の適正化の皆様方に諮問をさせていただいて、答申が出てまいりますので、そこに先ほど教育長が申し上げたような考え方、私ども塩竈市のエキスも入れさせていただきながら、それをもってまた3年以内にとということでございますから、時間をかけて地域の方々のご意見またはご指摘いただいて、今、直接当事者でもあるお子様方のご意見も教育長が聞いて歩いています。

そういったところから様々なご意見を頂戴させていただきながら、学業だけではなくて、地域の文化もこれまでの歴史もありますし、部活動がどうなっているのかもありますし、そういったことも総合的に丁寧に聞かせていただきながら、一つの目安として3年という形でそのスケジュールについて成案化して、皆様方にお示しをさせていただく。また、その時々で、よく議会からご指摘をいただいているような情報提供についても、これは教育長の下で様々な形で皆様方にお披露をさせていただきながら、ところどころでご指導もいただきながら、よりいい

ものをつくって、よりいい形で地域の方々に我々の方針が示せるように、全力を挙げて取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 検討する上ではたたき台というものが必要で、PTAだけでなく、PTAということで、卒業すれば入れ替わって、どれくらいの時間が適正かとかというお話もあつたんですが、私としては、PTAだけじゃないイメージで、学校単位でOBであつたり、地域の人、子供も含めてですけれども、学校単位で意見交換というのが一つ必要ではないのかなというイメージを持っています。

それも3年ということも出されていますので、1回だけじゃなくて、1回やって聞いてみんな話して、またいろいろな思いがあつたり、これでこうだと納得したりあると思うんですね。なので、ぜひ1回だけということじゃなくて、3年という時間があるのであれば、2回とか、そういうこともぜひ考えていただければなと思います。

学校規模を検討する上で、少子化というのがなかなか止まらないというか、進んでいるんですが、将来の人口推計として、国の社会保障・人口問題研究所の推計を参考にして、令和2年度を基準として、30年後では子供が半減するというようなデータになっておりますが、それだけ見ると、とても将来の希望がないような話です。できるだけそれを緩やかにといいますか、そうならないような、魅力ある、選んでもらえる教育環境、まちづくりが求められるのではないかと考えます。

子供一人一人に目が届く、分からないことが分からないままにならないような寄り添った教育が大事なことは言うまでもないことだと思います。そういう点で、学級編制の規模、あるいは1クラスの人数についてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 黒田教育長。

○教育委員会教育長（黒田賢一） 学級編制と学校の1クラスの編制ですね。少なくとも複数規模がなければいけないと思っておりますので、小学校ですと2クラス以上、あと中学校ですと、それを合わせた3クラスから4クラス、あとはクラスの人数は国、県で定めている、小学校は35人学級、あと中学校は、今のところは1年生は35人、2・3年生は40人ということで、その基準に合わせてと考えております。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 国の基準に合わせて、1クラスの人数ですけれども、小学校で35人、今は

中学校では35人になって、宮城県としてそういう方針でされています。今後は国の基準に沿って、40人を中学校では目安にということになるんでしょうかね。

ですから、先ほど申し上げたように、やはり子供一人一人に目が届くには、少人数といえますか、全国的にもそういう少人数学級で丁寧な学習環境ということを進めているところも多くありますので、少子化をチャンスと捉えて、子供たちのよりよい教育環境づくり、市民ぐるみで進めていければいいと、それが大事だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、廃棄物処理施設の更新についてお伺いします。

本市の廃棄物処理施設は耐用年数を超えているものもあり、老朽化が進んでおります。施設整備は喫緊の課題となっております。施設整備に関する諸課題や現状についてお伺いします。

まず、可燃ごみ処理施設を新たに温水プール北側に設置するという方向性が出ていますが、その背景を教えてください。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 廃棄物処理施設の更新についてということで、その経過等ということですが、廃棄物処理施設の整備に当たっては、市内に新たな用地を確保することが極めて困難でありますことから、清掃工場のあります現有敷地を建設候補地として検討を進めてまいりました。

経過としまして、昨年9月に策定した廃棄物処理施設整備基本構想において、清掃工場の稼働を継続させたまま、工事を進めることを基本としております。そこで、現有敷地に隣接し、比較的まとまった土地を確保できるということで、現環境課事務所に整備する場合と、温水プール北側の土地を造成して整備する場合の2パターンを検討してまいりました。

今年度、廃棄物処理施設整備基本計画の策定に当たりまして、事業費や建設候補地等の詳細な情報を確認するため、改めて事業者アンケート調査を実施いたしました。その結果、現環境課事務所側は敷地面積が限られており、施設整備が困難との理由によりまして、全ての事業者から温水プール北側を建設候補地とする回答があったものでございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 分かりました。

事業所のアンケート、調査結果に基づいてということで候補地が決められ、上がっておるといって理解しました。

次に、概算事業費についてなんですが、それも構想時点、基本構想からの時点からすると、事業所調査を踏まえた上で、そのところで今は概算事業費が219億円ということになっていますが、その財源構成の内訳、そのようなところを教えてくださいたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 今回のアンケート調査におきまして、まず可燃ごみ処理施設に関しましては、施設整備費が134億円、あとリサイクル施設が施設整備費が42億円、埋立処理場に関しましては施設整備費が184万円……。失礼いたしました。あと、そのほか、基本構想のときには判明していませんでした建設候補地の造成費、そういったところが140万円、また、現施設の解体、そういった費用が……。すみません。単位が間違っておりました。再度もう一度、申し訳ございません。失礼いたしました。

可燃ごみ処理施設の施設整備費につきましては133億円、134億円というところですよ。リサイクル施設に関しましては、施設整備費に関しまして42億円、埋立処分場の施設整備費に関しましては18億円、そのほか今回新たに判明したものといたしまして、建設候補地の造成費といたしまして14億円、現施設の解体費といたしまして8億8,000万円、その他の関連費といたしまして2億5,000万円といったところ、そういったところを合わせました施設整備費トータルとしまして、219億円という数字になっているというところでございます。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 財源の構成といたしますか、交付金であるとか、補助金であるとか、そういう内訳はどのようになるのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 千葉環境課長。

○市民生活部環境課長（千葉貴幸） 施設整備に係る財源の内訳ということでございます。

こちら、施設整備に当たりましては、国の循環型社会形成交付金、こちらをまず活用したいと考えております。それに合わせまして、関連する地方債、そして一般財源、この3つの要素で施設整備を検討しているところでございます。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 事業者による調査の結果から、造成が大幅に必要なであるとか、概算事業費含めて、施設整備の工程が基本構想時に比べて延びていくというような状況だと理解しております。循環型社会形成推進交付金という交付金のお話がありましたが、これの要件というのはあるのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 千葉環境課長。

○市民生活部環境課長（千葉貴幸） 循環型社会形成推進交付金、こちらのまず最大の要件としては、人口5万人以上というものが、まずはございます。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 分かりました。

本市では人口減少が少しずつ止まらないような状況になっていますので、工程が延びていけば、また厳しくなるというような要件もあるのかと理解しました。

ごみ処理施設は、私たち市民生活にとっては直結する問題であります。ごみ処理施設全体の方向性、課題についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 千葉環境課長。

○市民生活部環境課長（千葉貴幸） 議員おっしゃるとおり、今回、事業者アンケート調査を通して、事業費の大幅な高騰、あとは現地で建て替える上での様々な諸課題というものが判明したものでございます。これらの結果によりまして、昨年策定しました基本構想、その事業スキームでの見通しが大変困難な状況に立っていると認識しております。そこで、本市としては、現整備計画、整備方針につきましては、一旦立ち止まった上、再度見直しをしていく検討が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） ありがとうございます。

ごみ処理施設整備に関わる現状をお伺いしました。なかなか大がかりな事業であると理解いたしました。

続きまして、自衛隊への個人情報提供について伺います。

本市では、今年18歳になる若者を対象に、住民基本台帳に記載されている氏名、生年月日、性別の個人情報を自衛隊に提供しました。広報では事前にお知らせがあつて、除外申請という点について触れてありましたが、除外申請はどのような手続で進めるか、お伺いします。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 除外申請の手続と周知方法についてということでお答えさせていただきます。

情報提供の対象年齢の方、18歳に該当する方ご本人が、除外申請書を市のホームページや窓

口でご準備いただきまして、本人確認書類とともに郵送または窓口により、市に申請いただいております。また、親権者などの代理人の方が申請する場合には、除外申請書と併せまして、代理人の方の本人確認書類や、対象者本人と同一世帯でない場合は対象者本人との関係を確認できる戸籍謄本等も併せてご提出をお願いしているところでございます。

市は申請内容を審査の上、適当と認めたときには除外対象者名簿に登録いたしまして、その後、除外決定通知書を申請者の方にお送りしているところでございます。

対象者の方への周知につきましては、市のホームページや広報により行っているというところでございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 分かりました。

対象者のうち、今年除外申請あった方はどれぐらいあったんでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 市のホームページや広報をご覧いただいた方から、申請期限や除外申請を行わない場合の情報の取扱い等についてのお問合せというのは13件ございましたが、実際のところ、申請期限までに除外申請をなされたという方はゼロでございました。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 本人確認であるとか、そういう申請書に沿って提出ということになりますが、対象者のほとんどは高校生になると思います。学校休んでの手続、代理が認定されれば代理でもできるということですが、学校を休んでの手続が必要ということにもなると思います。

自衛隊勧誘のダイレクトメールが届いた高校生や保護者からは、勝手に名簿が提供されてびっくりしたという声が多く聞かれております。高校生の就職活動は学校を通して行うことであるとか、また家庭訪問は禁止するなど、教育的配慮が求められています。生徒に対する教育的配慮やルールが必要なのは、自衛隊も同じと考えます。しかし、自衛隊への個人情報提供は、学校も保護者も介さずに、未成年の高校生に自衛隊勧誘文書を直接送付しております。個人情報保護に対する市の役割はどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 個人情報提供に対する市の考え方といたしましては、個人情報

保護法では個人情報の提供を制限してございますが、同法第69条第1項では、法令に基づく場合は提供することができる」と規定されております。自衛隊への情報の提供は、自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの依頼に応じて対象者情報を提供するものであることから、適正であると認識しております。

一方、自衛隊への情報提供を望まない方もいらっしゃるというところで、今回そういった配慮が必要ということで、今年度から新たに除外申請の受付を開始したところでございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 法令に基づいた範囲でということで、自衛隊法施行令第120条に触れられました。そこでは、個人情報、以前は台帳の閲覧ということで対応されていたと思います。基本台帳にある個人情報を提供するというのは、必要な報告または資料の提出を求めることができると自衛隊法施行令第120条にあるわけですが、資料の提出ということが、個人情報を自治体が提供するというに拡大解釈したものだと思います。プライバシー侵害に当たるのではないかと考えます。国からの依頼だからとしています。国は、依頼に応えないことで自治体に不利益は生じないとしています。義務でもないと思います。現に、2023年度では、35%の自治体はやっていないという状況がありました。

生徒の就職に関する教育的配慮、個人情報保護の観点で、市による自衛隊への個人情報提供はやめるように求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 自衛隊に情報提供をしているというところでございますが、自衛隊法第97条に基づく法定受託事務として、我々は自衛官及び自衛官候補生の募集に対する事務の一部を担っております。そういったところで、本市におきましては、自衛隊法施行令に基づき、防衛大臣からの資料提供依頼に応じているというところでございます。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 以前のように台帳を閲覧という方法もあるので、自治体から個人情報を提供するというのは、やはりプライバシー、個人情報保護という観点では、適切ではないのではないかとすることをまず申し上げたいと思います。

続きまして、学校での平和学習の取組についてです。

今年のノーベル平和賞が、日本被団協に贈られました。受賞理由として、核兵器の非人道性

を世界に向け訴え続け、次の世代につながる運動にしてきた功績が評価されました。今回の受賞で、日本被団協の存在と運動について、さらに知名度が上がっています。

日本被団協結成のきっかけとなったビキニ環礁での水爆実験では、塩竈にも水揚げされた被爆マグロ事件があったと聞き及んでいます。

私は、以前の質問でも、教科書での知識だけでなく、見て、聞いて、感性で受け止められるような学習体験として、平和資料館等への派遣や市民に対するPRの工夫について取り上げました。改めて被爆の実相を風化させないために、自治体としてできる取組、現在どのような進捗になっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） それでは、私から、学校での平和学習の取組についてお答えさせていただきます。

本市におけます学校での平和学習の取組についてでございますが、国語や社会を主に中心にして、平和学習に関するやはり教科書や資料集が多いのですが、そちらの資料を用いまして、小中学校ともに子供の発達段階に応じた取組を行っているところでございます。次の世代に伝えられるように、各学校での工夫もございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 鈴木悦代議員。

○14番（鈴木悦代） 教科書だけの知識ではなくというところで、原爆投下があったとか、戦争のことがあったということは、やはり知識としてはあるところですが、それ以外に具体的な感性で受け止められるような学習体験として、提案しておりました。

被爆者の平均年齢は85歳となっており、被爆者に残された時間は多くはありません。今回オスロの授賞式に参加した仙台市在住の被爆者は、学校での証言活動を続けています。被爆証言を聞いた子供たちからは、「当たり前で食べられて眠ることができていることには感謝したい」、「兵隊さんがお父さんになった」というような感想が述べられます。

教科書とか資料以外で、教材としては、被爆証言を忠実に描いた高校生の絵や、朗読の組曲、演劇など媒体は様々あります。また、今回の授賞式に参加した仙台市の木村さん、テレビとかでよく最近出ているので周知されていると思うんですが、「受賞は、これからの世代に引き継いでいくスタートラインだ」とおっしゃっています。

原爆投下80年、来年は節目となるわけですが、私がさきに申しました、一つでも具体的な取

組をされることを希望するのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 各学校での取組の中で、一つご紹介させていただきます。

実際に広島市、長崎市に行くというそういった企画は現在予定はしておりませんが、一方で、月見ヶ丘小学校で、6年生の社会科におきまして、退職女性教員で構成された団体の語り部をゲストティーチャーとして20名ほど招きまして、もんぺ姿に扮した皆さんから戦争当時の話を聞いたり、当時の歌も何曲か歌っていただいて触れたりして、戦時中の暮らしや戦争の悲惨さ、平和のありがたさについて、学ぶ機会を設けているところでございます。

子供たちの感想には、「戦争の恐ろしさが伝わって怖かった」とか、「今まで目を背けていたけれども、話を聞いてとても悲しい気持ちになった」とか、「若くして死ななきゃいけないのはすごくかわいそうだ」とか、そういった感想がございましたので、そういった生の声を聞くという機会は大変重要だと考えております。

各学校が工夫しながら、主体的に平和学習に取り組めるように考えてまいります。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） ありがとうございます。

今、事例紹介していただいたんですが、ぜひ工夫していただければと思います。

最後ですが、牛生町の冠水対策についてです。

市道牛生町5号線ですが、大雨になると冠水して困るという声があります。住まいの玄関先まで浸水したということがあるそうです。その原因と対策についてお伺いします。

○議長（鎌田礼二） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） それでは、私からお答えします。

まず、お尋ねの牛生町5号線ですね。こちら、大雨が降った際に冠水なさるというお話でしたけれども、まずその原因といたしましては、隣接する県道ですね、八幡築港線が多少高い位置にございますので、そちらから水が市道に逆流しまして、その雨水が付近の側溝からあふれることではないかと我々は考えているところでございます。

これを受けまして、我々としましては、降雨状況を確認しながら、現場を把握しながら現場を確認しまして、必要に応じてその対策について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 分かりました。

今までこの牛生町5号線沿いで、冠水のために処置したとか、そういった経緯はあったでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 鈴木土木課長。

○産業建設部土木課長（鈴木英仁） 牛生町5号線でございますが、こちらではなくて、それに接続するほうの道路、そちらのほうが牛生町5号線より低いところがございます、そちらの雨水ますに関しましては、降雨状況が強くなりますよというときにはパトロールをして、ますにあるごみを取ったりとか、また、降雨中、雨降っているときはパトロールをいたしまして、現状を確認しながらそういった原因を排除しているというようなところはやってございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 分かりました。

牛生町5号線だけでなく、低い道路ということで対応、パトロール、大雨のときはしているということでしたが、牛生町地区は、今は大分、雨水ポンプが設置されたりして、治水対策というのは以前に比べれば大分改善されたと思うんですが、昨今の雨の降り方、気候変動で大雨になると不安だという、確かにあふれるということもあるようですが、その牛生町地区の治水対策についてはいかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 佐藤下水道課長。

○上下水道部下水道課長（佐藤寛之） この牛生町地区におきましては、議員ご承知の牛生雨水ポンプ場というのが震災後の平成25年度に完成しておりまして、こちらのポンプ場で1時間当たり約40ミリの降雨まで対応できるというような状況となっております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 承知しました。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） 以上で、鈴木悦代議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時ちょうどいたします。

午後2時46分 休憩

---

午後3時00分 再開

○副議長（西村勝男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番佐藤公男議員。

○2番（佐藤公男）（登壇） かいしん、佐藤公男でございます。

令和6年第4回定例会において、一般質問をさせていただきます。当局の皆様にはご対応のほど、よろしくお願い申し上げます。

建国からおおよそ2,700年続くとと言われる世界最古の我が国は、狩猟社会から農耕社会、そして工業社会から情報社会へと移行し、これからは5番目の社会である人間中心のSociety5.0社会へと移行すると言われております。

その間、テクノロジーもすさまじい勢いで発展をし、私たちの生活を便利にさせてくれました。今後10年から20年後にはAI、自動運転、ロボットなど、さらなる普及で半数近くの仕事が自動化されるとも推測されております。

教育分野においても、グローバル化、IT化に対応すべく、2019年、GIGAスクール構想、2020年、新たな教育改革による新学習指導要領の導入が行われ、学びに向かう力、思考力、判断力、表現力など、人間性のバランスを重要視した3つの柱が宣言されております。ICT機器を導入したデジタル化とともに、最も不可欠な教育であることは言うまでもありません。しかしながら、その3つの柱をいかに教え、伝えていくかが最も重要に思われます。

本年7月、地元新聞に掲載された記事の内容に共感をし、石巻地区にある中学校を訪問してまいりました。学校長のお話は大変興味深く、大きな感銘を受けてまいりました。

最も重要視している取組は、生徒の自主性、自立、共助はもちろんでありますが、最後に、全ては将来の生徒たちの幸せのためという、生きることを一番に掲げた教育方針でありました。

被災した大川小学校、門脇小学校などを訪れ、生徒たちだけで作り上げた震災遺構誌、また、生徒自らがつくる校則、また、赤ちゃんをだっこさせるなどの親となるための教育、そして後の質問となるNIEを通じての社会教育などが最も印象的でありました。

学校長は言います。「学力とは、教師、生徒の信頼関係の上に成り立つもの。一方的な教え

だけでは教育は成り立たない。本校はまず、教師間も含めた生徒たちとの人間関係の構築を第一だと考えている」ともおっしゃっておられました。これも3つの柱の一つであると考えます。話は変わります。

半年ほど前から、縁あってネパールの語学留学生と共に働く機会が生まれました。ネパールの人口はおよそ3,000万人、主要な産業がないことから、人口の5分の1である600万人が海外へ出稼ぎをし、多世帯家族である母国へ送金をしていると聞きました。本市に來ている留学生も同様です。授業を終えた後、アルバイト先に向かい賃金を得る。そして、食費などは最小限に抑え、残ったお金を送金していると聞きました。

一見、昔ながらの苦学生のように思われますが、彼ら、彼女らは明るく、元気で、仕事への取組も積極的であり、吸収力も早い。また、何よりも年上を重んじるというネパールの教示を強く感じたところでもあります。産業においては後進国ではありますが、心の教育、EQにおいては紛れもなく先進国であることを感じました。

失われた30年は、経済の損失だけではありません。心の喪失、ひいては教育の停滞もあったように思います。GIGAスクール構想、新たな教育改革は、今後の我が国の威信をかけた最も重要な取組であると考えます。まずは、これまでの5年間の取組と今後の課題等について、お聞かせをいただければと思います。

以降については、質問席からお伺いをいたします。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 2番佐藤公男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

これからの教育についてのご質問のうち、新教育改革についてでございますが、本市では、令和4年度に塩竈市学校教育情報化推進計画を策定し、ICT教育の推進に取り組んできたところでございます。

その成果といたしましては、授業で週1回以上ICT機器を活用した児童生徒の割合については、令和3年度では小学校で25.1%、中学校で21.3%であったのに対し、令和5年度では小学校で94.1%、中学校で88.3%まで上昇しており、ICT機器を活用しながら自ら課題を発見して解決する姿が見られ始めていると認識しているところでございます。

以上です。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ご答弁ありがとうございました。

デジタル化教育が進む中、書く力、思考力、読解力等の欠如が心配されておりましたが、新しい教育改革の中にも3つの柱としてうたわれておりますので、今後の取組にご期待しております。

冒頭でも申し上げましたが、7月にNIEタイム、地元新聞に掲載された文を読みますと、「NIEタイム定着 友人と話し、ノートで意見交換」というタイトルでありました。記事にある生徒たちの感想文では、「社会性が身につく」、「自立心が高まる」、「書くことに抵抗がなくなった」といった力強いコメントが寄せられておりました。

そこでお尋ねいたしますが、このNIEとは何の略称なのか、また、どのような取組なのかを詳しく教えてください。

○副議長（西村勝男） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） それでは、まず、NIEとはということで質問に答えさせていただきます。

NIEの略称についてですけれども、ニューズペーパー・イン・エデュケーションを略したものであります。学校などで新聞を教材として活用する活動のことです。1930年代にアメリカで始まりまして、日本では1985年の新聞大会で提唱、その後、教育界と新聞界が協力しまして、社会性豊かな青少年の育成、また、活字文化と民主主義社会の発展などを目的に掲げまして、全国で展開されておるとのことです。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ご丁寧にありがとうございます。

それで、私もちょっと新聞社にお電話をして調べたんですが、これは小学校部門、中学校部門、高校部門と3つあるようなんですね。本市ではこちらを活用されているのでしょうか、お尋ねします。

○副議長（西村勝男） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 本市でのNIEの活用ということでお答えさせていただきます。

本市におけるNIEの活用についてでございますが、現在は、第二小学校が実践、令和4年度、令和5年度が実践校として、令和6年度が協力校として取り組んでございます。また、過去には第一小学校、それから第三小学校において、指定を受けて実践していたこともございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

すみません、ちょっと通告していなかったんですけども、これは今、第二小学校でされているということなんですが、全学年なんでしょうか。あるいは2、4、6とか、1、3、5とか、まだらにされているんでしょうか。

○副議長（西村勝男） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 全学年で取り組んでおりまして、特に実行委員会を6年生とか高学年で立ち上げて、高学年が全校楽しく工夫して取り組めるように……、大変失礼いたしました。高学年において現在は取り組んでいるところです。

高学年が、全校にもお知らせできるようにということで廊下に掲示などをして、新聞も置いて、低学年、中学年にも楽しく見てもらえるように、児童生徒が自主的に行えるように、児童生徒の声を大切にしながら、掲示などして取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございました。

それでは、ちょっと私が見てきた中で、報告事項と、あとお聞きする部分と、私は中学校です。松崎学校教育課長は小学校です。ちょっとかみ合わないかもしれませんが、その点はちょっとご容赦いただいております。

まず、学力成績についてなんですが、前、委員会でも示されたように、宮城県では47都道府県の中で小学校の国語・算数、中学校の国語・数学が下位に甘んじているという説明を受けておりました。こちらの学校でも、県平均をかなり下回っていたそうなんです。ただ、このNIEを始めたのが、おとし2年前からです。そうしましたら、何と2年間で県平均まで上がってきたそうです。

これは、先ほど申し上げたような、読む、聞く、書く、そういったことが功を奏してきているんだと思うんですけども、第二小学校ではそういった効果は生まれましたでしょうか。

○副議長（西村勝男） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 第二小学校での導入後の成績についてでございますが、一つの取組に限定して判断するということはちょっと控えさせていただきますけれども、

ども、第二小学校でのこの取組により、記事を読む機会が増えました。また、そういった交流を通して、読解力であるとか、表現力、そういった向上につながってきているというような教員からの声がございますし、また、子供たちのアンケートからもそういった声が上がっておりますので、読解力、表現力の向上につながるものと認識しております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

一部の効果についてはご答弁されないということですので、もう1個、ちょっと特筆すべき驚きがあったんですけども、それが不登校なんですね。こちらの学校では2年前、一昨年は不登校が21名おったそうなんです。これが昨年7名に減りました。そして、今年2名まで減ったそうです。これは完全不登校、30日ルールがあるわけですね。30日を超えてしまうと不登校という扱いになってしまうようなんですけども、完全不登校はいないと。ちょっと30日を超えてしまったので2名となってしまったということなんですね。

これは結局、朝、ホームルームのような形で、朝の10分、15分でこのNIEタイムをやっているわけですね。初日に新聞記事をタブレットに配信されて、次の日、同級生の子供たちと一緒にそれについて議論をする。3日目に書き起こすわけですね。ですから、生徒たちの関わりが必ず発生してくるわけですね。こういったものも功を奏しているのではないかとおっしゃっております。

別な質問になりますけれども、あとよく言われますけれども、子供たちは、興味のある人、信頼のできる人からしか学ばないといいます。冒頭でも申し上げましたけれども、このベテランの先生ですとか、中堅の先生、若手の先生の意味疎通を大変重要視してらっしゃる学校長でありました。ベテランの先生の授業を若手・中堅の先生が見て学んだり、あるいはその逆ですね。若手の先生にベテランの方が指導されたり、いろいろな取組をされているようです。本当に生徒の教育の前に、先生方も含めた人間関係が底辺にあるのではないかとおっしゃってました。

先生方のコミュニケーションも、結構あります。一番びっくりしたのが、終業式終わってこれからだと思うんですけども、今どきの学校の先生方で、1泊泊まりで忘年会に行くそうなんです。なかなかないですよ。3、4月に歓送迎会すらやらないですよ。今、1泊泊まりです。物すごい結束力のある、こちら学校です。

参考までに伺いますが、本市で教師間でコミュニケーションとかはどのように取られているか、具体例があれば教えてください。

○副議長（西村勝男） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 本市での教員間のコミュニケーションということでお答えさせていただきます。

そちらの中学校では1泊で会を設けるということで、昔はそういった学校が多くございました。コロナ禍で全てそれがなくなりまして、今、少しずつそういったコミュニケーションの場というのを、やはり大切であるということでやり始めているところでございます。

実際に行っていた例といたしまして、第三小学校で、若手の教員が音頭を取って球技大会をやりましょうということで、教員同士での、昔はそういうのも盛んにやっていたんですけども、そういった活動をするであるとか、もちろん学ぶ場ということで、若手教員が中堅、そしてベテランの教員の授業を学んだり、授業交換ということでお互いに交換し合ったり、話し合ったりというそういった場を多く持っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ご丁寧にありがとうございました。

それともう一つ気になったのが、生徒のアンケートでは「学校が楽しい」、本市も高いほうでしたよね、結構。でもこちらの学校では、90%が楽しいと答えているんですね。これもN I E以降に変わってきた要素であるとおっしゃってございました。本市でも、授業以外で学校が楽しくなるような取組はされているのか、具体例があれば教えてください。

○副議長（西村勝男） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 本市での、学校が楽しいと感じることができるようになるような取組ということでございます。

視察先の中学校では、学校が楽しいと答えた生徒が90%以上ということで、非常に高い数値だと思うのですが、本市でも、小学校のアンケートで85.6%と、ほかの県や全国と比べても高い数値になっております。その工夫の中では、学習体系のグループ活動であるとか、また、行事であるとか、やはり関わりの中で子供たちが学校に来るのが楽しいと感じる場面が多いと考えております。そういった行事もコロナ禍明けまして復活してまいりましたので、そういった行事、また、異年齢の子供たちが関わる、また、地域の皆さんも含めて、交流の場というのを

大切にしていくことが大事だと考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

それとまた、本市でも積極的にされていると思うんですが、コミュニティースクールですね。これもかなり頻繁にされているようで、地元の皆さんと大分相互理解も深まり、放課後の部活動の手伝いであるとか、学校のイベントとかにも積極的に協力をいただいているとおっしゃっております。

それで、この地区の小学校というのは3つあるんですけれども、実は来春から3校が1つの学校に再編されます。正確には再編とおっしゃっていなかったですね。1つになるのは確実なんですけれども、そして3年後には小中一貫校となることが決まっているようなんです。そのコミュニティースクールでも結構住民の方からの理解も深まり、すんなり再編が進んだそうです。何も本当にノンストップではないんでしょうけれども、何もハードルがなく、とんとんと進んでいったらいいですね。

同じ市内では、入学生がゼロの学校もあるようなんですけれども、逆にそちらは住民との理解が深まらず、いまだに進んでいないというお話も聞いてまいりました。

続きまして、小中学校の授業時間5分短縮についてお伺いしますが、2027年度に向けて、中学校の授業時間50分を45分、小学校45分を40分に短縮するという検討が進められております。実現されれば年間85時間の余裕時間が生まれ、その時間は各小中学校が弾力的に運用できるようにするといった内容であるんですが、導入されるとして、あと2年3か月ぐらいありますけれども、決まっていらないんですけれども、現時点で何かお考えがあればお聞かせください。

○副議長（西村勝男） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 2027年度導入検討されている件ですけれども、この検討するに至った背景といたしまして、子供たちの教育環境に格差が広がっているということが挙げられております。その授業時間の変更により生じた時間は、そういった時間ということで、NIEの実践に限らず、学校の実情に応じた指導を行うための時間として扱うことを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

こちらの学校長も来春で定年ということ、役職定年ということで、残念ではあるんですけども、私からも、3年後一貫校になったときに、これを積極的にホームルームでなくて、授業で取り入れてはいかがですかと提案したところ、そのつもりですということでありました。

本市でも積極的に取り入れていかれてはどうかと思うんですが、繰り返しになるんですけども、人間の成長度合いでいうと、小学生で二、三十%だと思うんです。中学校で50%、高校生で七、八十%とすれば、私の感覚ですよ。小学校ではややちょっと早いのではないのかなと思うんですね、N I Eというのは。ただ、高校生ではちょっと出来上がっちゃっているんですよ。これ、中学生の50%、これから右に行くか左に行くか分からない。そのときがすごく効果が私は出てくると思っているんです。

ですから、教育長にお願いがあるんですが、来年度、もし間に合えば、一中、二中、三中、玉中のいずれでもいいんですけども、ぜひ中学校に導入されてはいかがかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（西村勝男） 黒田教育長。

○教育委員会教育長（黒田賢一） ただいまのN I Eの導入、興味深く今の質問を聞いておりました。

今から残り3か月の間に来年度の教育計画を考える中で、一つ参考にはさせていただいて、学校とよく相談をしながら議論を深めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） よろしくお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

交通安全対策についてであります。

本市は面積が狭い上に一方通行も多く、以前は観光客から分かりづらい、一方通行を逆行して捕まったなどの意見が、私の民間時代は結構ありました。もちろん市民からも同様の声があります。そこで私なりに気になる、私だけじゃないですけども、2か所の変則交差点についてお伺いします。

1つ目は、旭町、南町、海岸通の境にあるJ R高架下の交差点です。分かりやすく言えば、わかばさんの横ですね。4つあるんですかね、道路がね。まず、この交差点について、市民の方々からご意見、要望とかは上がっておられるでしょうか。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） それでは、具体なお話ですので、担当よりお話しさせていただきます。

議員ご指摘のこの道路を真っすぐ行ったところの交差点、たしか私の記憶ですと昔、フナド踏切と申しまして、臨港線の貨物が通ってしまっていて、あと仙石線の高架があったという踏切ですね。ご指摘のようにここは非常に見通しが悪くて、しかも変則的という交差点でありますので、これまでも利用者の方々から含めまして様々なご要望をいただいております。

市としては、現状でできる限りということで、令和3年度に一部カーブミラーを設置しているという経過がございます。あとなお、令和5年度なんですけれども、本町の商店会の皆様から、地域内を一方通行を逆走するというような相談がございまして、現場を確認しながらご意見を伺いまして踏まえ、警察署と共に交通安全対策について今協議を行っているという状況でございます。

以上です。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ご丁寧にありがとうございます。

それで、また通告にはないんですが、一つお答えいただきたいんですが、草野産業建設部長でいいんでしょうかね。はい。ちょっと運転されていると思って想像してみてください。

まず、東園寺さんの前を通られてきて、一時停止します。本庁舎に左折します。もう一つ向こうの塩竈中央公共駐車場の前を通ってきて一時停止して、本庁舎に向かいます。左折します。もっと先の榮太楼さんの前を通ってきて一時停止をして、左折をします。さらに向こう側、南町のほうから直進してきて一時停止をして、この3つの道路を遮るように市役所に向かってきます。さて、優先道路はどれなんですか。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） では、私の認識としては、やはり道路は太いところが優先ということですので、多分本通りはこの道路の行き来なのかと思います。あと、左折車両については、お互いいわゆる譲り合いの精神ですか、厳密に多分、ただ、もし厳密なルールがあれば担当課長より答えさせますが、ほぼほぼ、お互いのアイコンタクトでの譲り合いというような交差点形状になっているのではないかと考えています。

なお補足がありましたら、させます。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） すみません。今のちょっと産業建設部長の発言は大変気になることでもありますし、道路交通法の問題もありますから、今のは撤回していただければと思います。

優先順位につきましては、僕も詳しくは分かりませんが、市役所前からあちらのほうに向かって行く道路、これについては一時停止の標識がございませんので、これがやはり一番優先的には高いんだらうと。あとは当然、その3つの道路については一時停止、止まれの標識がございますから、僕が見ている範疇では、やはり逆行する車、もしくは一時停止をしないで入ってくる車、そういったところが相当な問題があるんだらうと認識してございますので、それらについてやはり注意深く、警察側とも相談をしながら対策を打たなきゃいけないのかとは考えてございます。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） すみません。質問の仕方が悪かったです。こちらの本庁舎から行く道は関係ないです。向こうから本庁舎に向かってくる道を、先ほど質問しました。その東園寺さん前、塩竈中央公共駐車場前、榮太楼さんの通りの前、南町から、一度に4台が止まったとしますね。その場合の優先道路はどれかとお尋ねしております。

○副議長（西村勝男） 鈴木土木課長。

○産業建設部土木課長（鈴木英仁） それでは、お答えいたします。

今、産業建設部長、市長答弁申し上げましたように、まずは主道路という考えがございますので、全ての道路で一旦止まった場合は、主道路となります市役所前の道路、南町尾島町線が一番優先が高いのではと思います。

次にということであると、基本的には道路幅ですとか、あとその接続する仕方ということを考えますと、ほかの3つの道路は、道路の幅ですとか、接続の仕方、全て一時停止なので、同等であると考えている中で、一般的には、そういった場合には左側の道路優先というのがありますので、そういう考えの中で、産業建設部長申し上げましたように、譲り合いの精神を持ちながら、左側の道路を通してから自分の車が入っていくというような認識を私は持っております。よろしく願いいたします。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） 鈴木土木課長、答えを2つ言っていますね。

どちらが答えなのか分かりませんが、これ、正解だけ言います。警察署で聞いてきま

した。私も36年間間違っていたんですよ。南町から来る道ではないんです。あそこは4方同じなんです。一時停止というのは全部同じ条件だそうです。それで、お互い先ほど土木課長おっしゃったような譲り合いの精神で行かせてあげたり止まったりする。それが警察署の見解です。

ですから、あそこは全部公平なんです。南町が優先ではありません。ただ、私もそうだったんですが、南町から来る道が優先のように見えるんですよ。真つすぐ来て勢いつけて来ますよね。私も榮太楼さんの前を通過して、一時停止で止まって本庁に来る機会は多々あるんですけども、大抵、南町から来る道で塞がれるんですよ。今日もちょっと冷やっとしたんですけど、なぜかという、榮太楼さんの前を通過して一時停止というのは引っ込んでいます。こちらと、東園寺さん前と塩竈中央公共駐車場の道路と違って。建物が建っていますよね。昔はお弁当屋さんか何かやっていたところ、あそこがかなりの死角になるんです。まるっきり見えないんです。ですから、こちらから勢いをつけて来られるのと、ちょっとミスコンタクトするときもあるわけですね。ですからここは注意しなくてはならない。

この榮太楼さんの前を通過して一時停止で止まったときに、カーブミラーは確かにあるんです。ただ、普通カーブミラーというのは、道路幅ぐらいですよ、距離は。10メートルあるんです。遠いんです。遠くて小さいんです。ですから、時間帯によっては逆光とかも重なって、見えないんですよ、南町から来る道路が。ですから、そのカーブミラーを少し大きくされたり、例えばわかばさん、あとご商売やめられましたよね、夏場に。看板も全部取り外されました。あそこに少し注意喚起の看板でも取り付けたいかと思っ、交通安全協会に行っったんですが、やはりそういうことというのは、多賀城市議も2か月前に来たようなんですよ。下馬に同じようなことを設置してもらいたい。ただ、市でつけていただいて、私に対しても塩竈市で何とかお願いできないかと言われて帰ってきたところなんです、いかがでしょうか。つけていただけないでしょうか。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） では、まず今日の質問を踏まえまして、再度現場を確認して、道路の担当とも改善改修できる箇所があるかないか含めて、あとあるいは警察当局も含めてちょっと考えたいということ、あともう一つ、ソフト面でも、いわゆる交通安全の啓蒙とか、そういったものでも多分フォローできるかと思っておりますので、そういった取組も続けていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） 長くなりましたが、2点目の交差点です。

今度は多賀城方面から来まして、留ヶ谷を通過して、分かりやすく言えば袖野田町のヨークベニマルさんの通りですね。あそこを通過してぶつかった道が、南錦町から勢いをつけて下ってきた道路に当たります。なかなか右折はできません。右折レーンに行く車は少ないです。大抵左です。それと、そのすぐ隣に三角地の空き地がありますよね、何も建っていない。その隣、もう多賀城市の同じく浮島を通過していわゆる法務局通りを来て、JRのガード下をくぐって緩やかに左に折れて、すぐ右側に当たるとその道路に当たるんですが、まずあの道も大変ストレスのかかる交差点なんです。私も多賀城市に15年おったもんですから、毎日嫌でしたね、本当に。

多賀城市からいらっしゃる方はそれお分かりだと思うんですけども、まずお尋ねしたいのは、その真ん中の三角地ですね。あれは市有地なんですか、民地なんですか。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） ご指摘の土地は市有地になります。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

あちらに、結構マナーのいいドライバーさんは、南錦町から下ってきたところで信号待ちをされていると、車幅を取って行かせてくれるんですよ。トラック会社の名前も知っているんですけども、教育がいいんだなあと思って見ていますけれども、ただ、大抵はもう我先にと行こうとしますから譲ってくれないんですね。それが渋滞のもとなんです。

あその空き地に何かそういった看板ですね、譲り合いの何とかかんとかという、そういうのを設置していただけたらよろしいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） 実は、ご指摘にあるような看板の設置を市では検討したことがございます。ただ、その際に、その空き地というか、三角のところ看板をつけると、かえって視界を遮ってしまって、前方が見通しが悪くなってしまうというのもありまして、それをちょっと断念したという経過があります。

以上です。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） では、ヨークベニマルさんの通りの隣の三角地の隣の道路の横に、5階建てのマンションがあります。フェンスありますよね。金網状のフェンスですかね。市長の看板も立っておりますけれども、あの辺では問題ないのではないのでしょうか。別に市長の看板よけるとは言っていないよ。あの辺でも見やすいんじゃないのでしょうか。いかがでしょうか。

○副議長（西村勝男） 鈴木土木課長。

○産業建設部土木課長（鈴木英仁） 私どもも、あの場所につきましては、そういった問題の多い箇所であるというのは認識をしておりますので、今後改めて現場を見ながら、警察とも協議して、何ができるかというのいろいろ検討しながら、今後、対応できればと考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ご検討のほど、よろしくお願いいたします。この質問は終わります。

続きまして、津波防災センターについてお伺いします。

まず、開設年、開設理由、年間の利用者数、また、職員数を教えてください。

○副議長（西村勝男） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） それでは、津波防災センターの概要についてご説明いたします。

津波防災センターは平成30年の7月に開設しまして、津波等の災害時における災害対策活動及び塩竈市営汽船の運休時における乗客の支援等の拠点とするとともに、東日本大震災の記憶や教訓を伝承し、市民の防災に関する知識及び技術の普及向上を図ることを目的として設置されて、今年で7年目を迎えております。年間の来館者数、令和5年度で4,400人ほど、今年4月から11月までの来館者は3,900人となっております。また、職員数については、会計年度職員3名のシフト制で、2名体制で運営しているという状況でございます。

以上です。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

避難場所、備蓄庫である。それと、防災意識の周知は理解できるんですが、私も2年ぐらい前からあちらにはほぼ毎日行っているんですけども、出入りをしていたところを見たことがないというぐらい、本当に閑散としております。

よく市民の方から、あそこは普通に会議室として使えないのか、あるいは催事で使えないの

かといった声が私には寄せられておりますけれども、いろいろなハードルはあるんでしょうけれども、その辺のことをちょっとご説明ください。

○副議長（西村勝男） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 利用状況ということになりますが、研修室等の貸し館がございます。こちらについては、市民を対象とした本市からの説明会とか、会議などで使用している状況でございます。また、今年度からはなりますが、熱中症対策としてクーリングシェルターとしての施設として利用いただいている状況ではございます。

以上です。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

参考までに、去年までコロナ禍でしたけれども、3年ぐらいはPCR検査所で使用されてきましたですね。あれは何か国の許可とか、県の許可とか、市の判断とか、こういった基準でPCR検査所になっていたんでしょうか。

○副議長（西村勝男） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） コロナ禍のPCR検査所になった経緯についてでございますが、新型コロナウイルスのワクチン接種の供給が進む中、ワクチン未接種の方や、接種済みではありますが感染の不安のある方など、安全安心な日々を過ごす上でPCR検査は非常に有効であるということで、本市が場所を提供しまして、事業者が検査所の運営と検査を行う内容で、開設したものでございます。

以上です。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

津波防災センターについては一旦置かせていただいて、続いて塩竈市営汽船についてお伺いします。

年間の利用者と主な利用目的をお尋ねします。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 市営汽船の利用者数についてでございますが、令和5年度の市営汽船利用者の実績に関しましては、合計で12万5,000人となっております。その内訳は、観光での利用者が3万6,000人、島民の方が4万4,000人、通勤や浦戸小・中学校への通学による

定期券利用の方が4万5,000人となっております。利用割合別に見ますと、観光客の方が28.8%、島民の方が35.3%、定期券利用者が35.9%という状況になってございます。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

もう少し極端な数字かなと思いましたが、意外に3等分されているんですね。

それで、浦戸の住民の方々や観光客の皆さん、あるいは通勤で使われている方々からのご意見などありましたら、お聞かせください。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） まず、今年度、各5地区で島民懇談会を開催いたしました。そういった中では、島民の方々は無料駐車場を整備してほしいと。この無料駐車場整備に関しては、観光客の方もそういった要望はあります。また、マリンゲート塩釜の待合スペースから乗り場までが遠いというところで、そういったご意見、ご要望などを伺っているという状況でございます。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

私も同じようなご意見は伺っております。まず、「始発が今少しは早くならないか」、逆に「最終便が少し遅くならないか」、あるいは「買物で週2回本土に来るが、荷物がかさばるため、マリンゲート塩釜から船までの移動が負担である」、それと「野々島だけ待合室がなく、冬の時期や雨風の強い日は体にこたえる」といった内容です。

先ほどの津波防災センターの話に戻りますけれども、例えばマリンゲート塩釜の中にある浦戸振興課、切符売場、あと屋外にある貨物受付室を、これを津波防災センターに集約することで、大体のことは解決できるのかなと思うんですけれども、その点、いかがお考えでしょうか。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 事務所の移転に関してというところですが、今現在、我々、第3期の塩竈市交通事業会計経営健全化計画を策定しているところでございます。審議会を立ち上げまして、そこで新たな計画策定に取り組んでおります。その計画案の中でですけれども、やはり津波防災センターへの事務所移転というところも検討はしております。

津波防災センターは、ちなみに東日本大震災復興交付金事業を活用して建設し、津波復興拠点整備事業として整備しております。施設の目的につきましては、避難施設機能のほか、離島

への緊急救援物資の中核施設であり、救援サポート、情報センターなどの多面的機能を持つ施設となっております。事務所移転に際しまして、補助金の適正化法に係る目的外使用とならないように、今現在関係機関とも協議を重ねている状況でございます。

また、事務所移転によりまして、券売機であったり、貨物受付室の集約、そういったところも検討している状況でございます。それによりまして、効率化と人件費などの経費の削減、そういったところも見込めるものとは考えております。

以上です。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） 今おっしゃっていただいたことと重複しますけれども、もちろんそうなることで副産物は当然あるわけですね。今、市民生活部長おっしゃったように人件費の削減等もあります。それと、津波防災センターを切符売場にされた場合、観光客の見学も増加し、防災意識も高まるといったことも考えられると思うんですね。また、市営汽船が移動することで、マリンゲート塩釜の開場時間を今6時ぐらいに警備が出てくるんですかね。これも遅らせることができるのではないかなと思います。条例も変えなくちゃいけないかもしれませんが、そうすることで警備委託費であるとか、冷暖房費、電気料の抑制にもつながるのではないかなと考えております。

利用客はもちろんそのほうがよろしいと思うんですね。あるいは、浦戸振興課の方ともよく毎日会いますけれども、雨風の日とかも、エレベーター使わずに階段使われているんですよ。本当に大変だと思います。津波防災センターであれば、本当に距離も近くなりますし、そのほうが賢明かと思います。

それともう1点だけ付け加えて申し上げますと、先ほど野々島の待合室がないと申し上げました。もしそれが実現されるのであれば、貨物受付室ですか、外にあるプレハブの。これを野々島に移されて、待合室にされてはいかがかなと思うんですが、お答えいただければお願いします。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 野々島の待合室に関しましては、現在、浦戸諸島開発総合センター内にあります菜の花ラウンジをご利用いただいております。ただ、しかしながら野々島棧橋から若干の距離があるというところで、利用に不便をかけているということは認識しております。

今後、より利便性を高めるために、対策についてはそういったプレハブ等の利活用なんかも含めまして、検討はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

ご検討のほどをお願い申し上げます、この質問は終わります。

続きまして、マリングート塩釜についてお尋ねします。

まず、初歩的な質問ですが、本市の商工観光課観光係と、事務局をされている塩竈市観光物産協会と塩釜商工会議所観光部会、この違いや使命というのを端的に教えてください。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） それではお答えします。

それぞれの性質と役割というお話でしたので、まず、市の商工観光課の観光係ですね。こちらは、行政組織の中に置かれます観光や物産振興を担当する行政組織の中の一部の担当セッションであるということです。内容としては、市全体の観光の在り方を俯瞰しながら、関係機関や事業者と連携しながら事業展開をリードしていく機能が求められているのではないかとまず捉えております。

他方、2点目の塩竈市観光物産協会ですね。こちらは、観光や物産に携わる事業者で構成されているという団体でありますので、主にそれに加わっている会員の皆様、こちらの発展を目的として、イベントやキャンペーン、こちらの直接的な実施主体になるという役割を持っているのではないかと思います。

3つ目、塩釜商工会議所ですね。商工会議所につきましては、一般的に地域の総合経済団体と称されておりまして、法に基づきます中小企業の経営改善や育成、それに指導等を行う団体でありますので、その中でまず観光部会については、その部会として組織の中に位置づけ、勉強会、研修会を通じて事業者の育成に取り組んでいるという違いがあると思っております。

以上です。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） よく分かりました。ありがとうございます。

本市では、塩竈市に関連する観光の拠点、これはどこであると認識されておりますでしょうか。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えします。

観光の拠点はどこかというお尋ねかと思えます。

それにつきましては、本市で観光振興ビジョンという観光振興計画をつくっておるんですが、それで4か所というんですかね、4つのエリアを分類してございまして、1つは鹽竈神社門前町地区、2つ目は仲卸市場を含めました市場地区、3点目はベイエリアとマリングート地区、4点目は浦戸諸島ということになります。

以上です。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） それで、お尋ねいたします。

仲卸市場とマリングート塩釜の本年度ではないですね、今年年次ですね、今年1月から12月、12月もう少しありますけれども、これ見込みの数です。伺ってまいりました。

仲卸市場が、今年1月から12月までの見込みとして、ごめんなさい、去年が44万人です。今年が66万人の見込みのようです。150%増しですね。マリングート塩釜は昨年62万4,000人、今年が62万5,000人ぐらいであろうと思います。100.1%、ほぼ100ですね。

まず、この数字については、草野産業建設部長はどう捉えていらっしゃるのでしょうか。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） では、私なりの認識をお答えしたいと思います。

まず、仲卸市場につきましては、対前年1.5倍というお話でございます。こちらについては、やはり、若手のブリッジの皆様などが、仲卸市場のコンテンツを磨き上げ直したり、あるいはSNSのプロモーションを上手に活用なさっている成果かと思っております。ただ一方で、入り込みは1.5倍だけれども、売上げというんですかね、なかなかお金が落ちなくて、それについては1.2倍、二、三倍ぐらいにとどまっているんだというようなお話も聞いているところです。

他方、紹介ありましたマリングート塩釜については、ほぼ例年並みということでした。これにつきましても、コロナ禍からは少しは上昇しているという状況にはあるんですけれども、マリングート塩釜についてはオープンしたときに170万人ぐらいのお客様がいらっやっていますので、今はそれが60万人程度ということで、やはり実感としては、現状で固定化しているとか、やはり低迷しているという認識でおります。

以上です。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ちょっと時間もありませんので、端的に申し上げていきます。

ちょっと飛ばして行きますね。

先ほど産業建設部長おっしゃったように、仲卸市場はもう若い方が一丸となって様々な取組をされている組織力ですね、これが功を奏しているんだとも思います。一方でマリゲート塩釜、塩釜港開発株式会社の指定管理者は、年間365日を4名で回している脆弱な体制であります。売上げも家賃収入と駐車場のみであり、増員もできない状況にあります。

端的に申し上げます。観光係をマリゲート塩釜に移動させて、闊外協力といいますか、協力体制をしかれてはいかがでしょうか。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えします。

会社の実情も踏まえて、常日頃から、我々の観光セクションとは連携させていただきまして、イベント開催等を共に取り組んでいる。この姿勢については今後も保持していきたいと考えております。

ただ、執務状況については、いわゆる我々の組織上のマネジメントの問題でありますとか、あるいは執務の物理的なスペースの問題等もありますので、我々は一応足で連携をするというような形で考えていますので、現在のところマリゲート塩釜にその執務スペースを移すという点についてはちょっと検討していないという状況になります。

以上です。

○副議長（西村勝男） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） スペースについては、いっぱい1階がたくさん空いていますので問題ないと思うんですけども、塩竈みなと祭協賛会の事務局にしても、5月から7月まで観光係の方が3か月行っていますよね。3か月も11か月も同じじゃないですかね。

そのことだけ申し上げて、検討いただき、オーバーしましたので、私の質問は終わらせていただきます。

すみません、選挙の投票率向上については、次回に回させていただきます。申し訳ありません。ありがとうございました。

○副議長（西村勝男） 以上で、佐藤公男議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は16時5分といたします。よろしく申し上げます。

午後3時56分 休憩

---

午後4時05分 再開

○副議長（西村勝男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男）（登壇） 令和6年12月定例会におきまして、公明党を代表し、質問をさせていただきます小野幸男でございます。

私は、大綱3点について、お伺いをいたします。佐藤市長はじめ、当局の誠意あるご答弁をよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして、質問をいたします。

初めに、高齢者支援、聴覚補助器等の活用支援についてお伺いをいたします。

今日、社会の高齢化の進行に伴い、難聴の方が年々増加をしております。難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、社会的に孤立する可能性も高くなると懸念がされております。また、耳から脳に伝達される情報量は極端に少なくなり、認知症発症のリスクが高まると言われております。

加齢性難聴は、本人が気づかず耳鼻科を受診せず、そのまま放置されている高齢者が多く、高齢者が早期に気づき、聴覚補助器などの使用について正しく理解できるように、啓発に努める必要があると感じております。

この難聴対策として、聴覚補助器の活用が有効であります。聴覚補助器には、マイクで収集した音を増幅して外耳道に送る気導補助器のほか、骨導聴力を活用する骨導補聴器や、耳の軟骨を振動させ音を伝える軟骨伝導補聴器などがあります。

高齢化が進む中で、高齢者が社会の一員として末永く動き、働ける地域を築くために、聴力の低下した高齢者が自分に合った聴覚補助器を選択し、適切に活用できる環境の整備は大変重要であると考えます。

そこで、聴覚補助器等を必要とする方々への情報提供の機会や、補聴器等のお試し利用ができる場所の環境整備等が必要と考えますが、本市の見解をお伺ひいたします。

以降の質問は質問席で行いますので、よろしくお願ひをいたします。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 4番小野幸男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

高齢者支援についてのご質問のうち、聴覚補助器等の活用支援に関して、必要とする方々への情報提供の機会や、補聴器などのお試し利用ができる場所の環境整備についてでございますが、コミュニケーション不足等による認知症予防などの目的から、必要性を認識してございます。他自治体においては、加齢性難聴の普及啓発をはじめ、高齢者が早期に難聴に気づき、聴覚補助器など相談につなげる取組を行っている事例があることから、加齢性難聴についての普及啓発に努めてまいります。

また、本市においては現在のところ、市民や関係者からの相談などについては寄せられていないことから、具体的な取組の検討はありませんでしたが、今後につきましては、高齢者のニーズの把握に努めながら、先進事例の効果などを踏まえ、医療機関や専門業者との協議を行いながら、聴覚補助器のお試し利用について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 小野議員。

○4番（小野幸男） ご答弁をいただきました。ありがとうございます。

今、必要性については認識をされているということでご答弁をいただきました。

難聴、高齢者難聴ですけれども、難聴で困らない環境の整備ということで、これも大変認知症の進行に対してかなり影響があるということで、要望につながってくるということでございます。それで、今、補聴器も、本当に様々な難聴者の方に適用できる聴覚補助器等の選択肢というか、そういったところが整ってきています。それで、さらなるこれからの高齢化を踏まえて、認知症予防とともに、高齢者の積極的な社会参画、社会参加を実現するためにも、やはりこういった聴覚補助器等の積極的な活用を促進するという、そういった施策の展開も本当に大変重要なところになってくると思っているんですね。

ですので、加齢性難聴というと、やはりそれほど困っていないと、そういうことで、前段でも述べましたけれども、耳鼻科を受診しない高齢者が大変に多いと、そういうことでございまして、その難聴を放置している間に、加齢性難聴は高齢者3割程度、男性の場合だと、70歳代ぐらいで、五、六人に1人が日常生活に支障を来すほどの状態になってくると。難聴、そういった難聴を抱えていると、そういうことなんですね。

ですので、こうしたヒアリングフレイル、これは聞き取る機能の衰えということで、このヒ

アリングフレイル予防ということで、先進的というか、今、「みんなの聴能力アプリ」というのがありまして、そういったものを活用して聞こえの状態をチェックするとか、あとは講座とか、相談とか、そういったものの施策を展開して、そういった方のために行っている事業など、様々そういったものが自治体間で多くなってきているということで、私もちょっと探ってみたんですけども、東北では、山形市の「聴こえくつきり事業」ということをやっております、そこは今お話ししたアプリであるとか、相談であるとか、講座であるとか、様々全てをクリアしているような取組をしているわけですけども、本市でもこういった施策を展開してはどうかかなと思っておりまして、そこでこのヒアリングフレイル、聞き取る機能の衰え予防ということで、こういった推進について、本市の考えについてお伺いをしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） ただいま、ヒアリングフレイルの問題、予防に関してのご質問をいただきました。

この聞こえに関する状況ということに関しましては、非常に重要な問題であると認識してございます。この加齢性難聴に関しましても、この通常の一般の難聴とまた違ったりする部分、様々な原因があるようにも聞いてございます。一般的に加齢性難聴であると、例えば高音が聞こえづらくなったりとかということでのお話があったり、あるいは一般に昔から言う老人性難聴であれば、全体の音がなかなかこう聞き取れないという状況などもあるようでございます。

こういったこの聞こえの予防に対する知識の習得、専門医はじめとする、聞こえに関する専門職あるいは医療機関・団体との連携は不可欠というところで認識しているところでもございます。

県内自治体の事例、まだ取組としては少ないようでございましたが、先進事例、そういった山形市などの先進的な取組、こういったところをぜひ調査研究しながら、本市にできるその取組、そういったところをぜひ検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

ぜひ来年度に向けてちょっと研究をしていただいて、楽しみにしておりますので、よろしくお願いしたいなあと考えております。

それで、これ補聴器を使うことによって、やはり聞こえというのを改善することができる

ということで言われているというのはご存じかと思えますけれども、やはりこういった山形市で行っている聴こえくつきり事業みたいなもの、こういったものを展開をして、やはり聴覚補助器等を必要とする方への情報提供の機会にもなりますし、やはり補聴器等のお試しの利用の場ともなるんですね。ここにお医者さんなんかも来ていただければ、その人の耳の状態だったり、または悩みの相談だったりできるので、やはり事業展開が必要かなと思っています。

口腔ケアというとオーラルフレイルという、そういったものはやっていると思うんですけども、そういったものもしっかりと併せていただいて、事業の展開をしていただきたいと思っております。

フレイルという、いろいろな体の部分からいろいろなところ、いろいろなフレイルがありますけれども、ぜひそういったものもしっかりと組み込んでやってほしいんですね。単独世帯とか高齢者世帯を把握するとかという動きもやっていますけれども、ただ単に待っているんじゃないくて、しっかりとそういったものを開いて、そこに集まってきた人の中から、つながりも交えてそういったものもしっかり把握していけるのではないかなと思うんですね。

だから、しっかりその点、幾ら訪問でそういったものを把握しようとしても、いないし、会えないし、または出てこないし、だから逆にいせばいいんですよ、高齢者をしっかり。社会参加させるために。そういった考えも持っていただいて、とにかくこっちからも情報発信をします。そして、高齢者、悩み集まっている、そういったものをきちっとやっていくと。高齢者見守りだけが高齢者支援じゃありませんからね。しっかりこういったものも取り入れていただいて、見守りにもつながるような事業の展開をしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それで、そこで聴覚補助器の購入費の助成制度ということで、そういったものの創設についてはどう考えているのかなということで思っております。それで、加齢性の難聴は、根本的な治療法というのはないということを言われていますけれども、早期に医療機関を受診することで、聞こえの程度に応じた聴覚補助器を使用すると。そういったことで、適切な治療が大切であるということなんですが、やはり聴力の低下に悩む高齢者のためにも、やはり医師、そして専門家の助言の下において、やはり自分に合った補聴器を積極的に活用していただくという、そういった環境を整えるためにも、やはり購入者の費用を助成する制度の創設というのは大変有意義になってくると思うんですけども、この辺、本市ではどう考えているでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（西村勝男） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちらのほうの聞こえ、先ほどお答えさせていただきましたが、この補聴器の助成に関してでございます。

こちらのほうの補聴器に関しましては、聴覚の障がいのある方、高度・重度の障がいのある方に関しましては、身体障害者手帳を活用しながら現物給付を受けるという方法があるんですが、今回議員からご指摘あるものに関しましては中度・軽度、こちらのほうの聴覚に障がいがある方に対する助成というところでございます。

県内においては、今現在5自治体が補聴器、こちらのほうの軽度・中度の障がいを持つ方に関して助成事業を行っているということで聞いてございます。

補聴器助成に係る高齢者の社会参加、先ほど議員からもご指摘ありましたが、アウトリーチあるいは情報発信、こういったところを進めながら、介護予防の促進の方策と効果、こういったものに関しても注視しながら、加齢性難聴についての普及啓発、まずはそちらのほうを行いながら、段階を経ながら助成制度についての検討を進めていければと考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

それで、ほかの自治体とかでは、介護予防などの取組を幅広く支援する国の保険者機能強化推進交付金、こういったものを活用して財源を確保しまして、介護予防と連動する形で補聴器の購入費用が助成されております。本市でもやはりこういった交付金、介護全般に使っているんでしょうけれども、加齢性難聴の方への補聴器購入費の支援をと考えますけれども、この点はいかがなんでしょうか。

○副議長（西村勝男） 山本高齢福祉課長。

○福祉子ども未来部高齢福祉課長（山本多佳子） 保険者機能強化推進交付金を活用しての加齢性難聴の方への補聴器購入費の助成についての支援についてでございます。

この交付金でございますが、高齢者の自立支援の取組評価、それから地域のニーズを踏まえた一連の介護予防の取組などに対して活用することが望ましいとされております。今後、地域のニーズを把握するとともに、現在の介護予防事業の取組、それから効果など、事業の優先度を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（西村勝男） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

ある意味、いい意味での検討ということで受け止めさせていただきたいと思います。

そこで、これ、助成制度を導入しているところでは、医師からの補聴器が必要だと認められた方、あとはきちっと受付期間を何月何日からここまでということで決めて、その申請件数が予算上限に達した場合は、期間内であっても受付を終了するという、そういった取組をされているところがございます。ですので、高齢者の見守り支援機器を設置する云々ということで、助成の期間を決めて最初はやっていましたけれども、そういった感じで大丈夫なんですよ。

だから、ちゃんと年度、年度で予算を決めていただいて、予算というか、何件というか、件数も決めていただいて、そういった予算組みをして、大きな予算でなくても、しっかり目標を持ったそういった取組ができるのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（西村勝男） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 助成の今後の事業の実施についてのご質問であったかと思えます。

全国的にこちらのほうの助成事業に関しましては、ただいま議員からもご紹介あったように、様々な全体の事業費予算の枠を決めながら助成を行っている、あるいは金額の上限を定めながら行っている。また、そのほかにも所得制限の例えば非課税のある世帯に対して助成を行っているだとかという、かなりまちまちばらばらな対応になってございます。

このあたりに関しましても、県内の自治体でちょっとそういったアンケート調査を行っていたところがございます、なかなかそのまだ検討に至っていない自治体もかなり多くあるというところで、その内容に関しましては、またその認知症予防、例えば生活のQOLを上げるだけではなくて、認知症予防に対するエビデンスがまだ少ないんじゃないのかというご意見などもあったり、あるいは住民からの直接要望がなかったりだとかというところもございます。具体的な本市での住民ニーズ、こちらのほうをしっかりと把握しながら、そういったところの事業検討をさせていただければと考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

身体障害者手帳の交付対象となるような重度ではなくても、やはり難聴を放置すれば孤立化、

そして認知症のリスクが高まる、そういうことを言われているわけですから、やはり一人でも多く、快適に聞こえて生活ができるような、そういった支援は、今後もさらに必要になってくる施策だと思いますので、しっかり庁内でも考えていただいて、前向きな結果を期待して、この質問は終わります。

それで最後に、軟骨伝導イヤホンの窓口への設置ということで、私も昨年の12月、同じ質問をしております。そこでも検討というお話がございましたけれども、軟骨伝導イヤホンを導入している自治体では、自治体で利用された方にお話を聞くと、やはりよく聞こえると。あと自然な感じで聞こえるといった感想が非常に多いと聞きました。それで、やはり音漏れが少なく、イヤホンは球状型で凹凸がないと。手入れもしやすく衛生的にも利用できますよということですね。

ですので、窓口での利用によって、聞こえづらさの緩和とともに、大きな声で話す必要もなく、プライバシー保護も守られますよということで、やはり試行的にも早急に導入設置と考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（西村勝男） 鈴木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（鈴木陸奥男） それでは、軟骨伝導イヤホンの試行導入に向けてのご回答を申し上げます。

失礼しました。軟骨伝導イヤホンの窓口設置の部分について、お答え申し上げます。

今、議員からご指摘いただきましたけれども、今年度、富谷市、それから亙理町におきまして、この軟骨伝導イヤホンを導入いただいております。聴覚障がいの方、耳が聞こえづらい高齢者の方々などの利用者の方々の声といたしまして、おおむね好評だったと我々も伺ったところでございます。

こうしたことから、まずは年度内に当生活福祉課の窓口にて試行的に導入をさせていただきたいと考えております。その後、利用状況、利用者の感想を踏まえて、他窓口の設置についても今後検討させていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（西村勝男） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

それで、今も年度内というお話がありましたので、その点よろしく願いしたいと思っております。

会話の音が聞こえないということになると、やはり話すのが苦になるということで、その方

が補聴器を使ってからには本当によく聞こえるようになって気持ちも明るくなったという、こういう声も聞いておりますので、しっかり高齢者が耳の健康を保って、自分らしく社会参加を続けられるように、難聴の早期発見とか、補聴器購入への支援とか、そういった様々なことは大変これから重要な施策となってきますので、この辺もしっかりいろいろなところの事例も検討しながら、支援のほうですね、支援事業展開へよろしくお願ひしたいなと思ひますので、この1問目の質問は終わらせていただきます。

それで、次に、リチウム蓄電池の電池等の処理ということで、リチウム蓄電池等の小型充電式電池の拠点回収ということでちょっとお聞きをしたいと思ひます。

リチウム蓄電池というと、今パソコン、デジタルカメラ、モバイルバッテリー、手持ち扇風機も夏はありますし、コードレス掃除機など、本当に日常的の至るところで利用されるようになっております。ただ、強い衝撃、また圧力が加わると、発火、破裂爆発の危険性がありますということで、リチウム蓄電池及びその使用製品を廃棄物として処理する上で、収集、あとは運搬時、処分時にパッカー車や廃棄物処理等で衝撃があつて発火する事故が各自治体でも多発していると、こういうことを聞いております。

このリチウム蓄電池の不適切な廃棄が原因となる収集過程での発火事故につながっていくということからも、販売等で回収して、リチウム蓄電池等を自治体が家庭から直接回収する動きも広がってきております。

不適切に捨てれば大事故につながりますけれども、適切に回収されれば希少資源のリサイクルにつながるということから、分別の徹底が必要になってくると思ひております。そこで、本市のリチウム蓄電池等の分別回収の取組について、お聞きをしたいと思ひます。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 本市のリチウム電池の回収方法というところでお答えさせていただきます。

まず、乾電池と同様に、有害ごみとして集積所から回収を行っているほか、電池の取り外しが難しい掃除機等の家電類でありましたり、おもちゃ類については、燃やせないごみや粗大ごみとしても回収を行っています。また、市内の公共施設5か所に小型家電回収ボックスを設置しておりまして、使用済みのデジタルカメラや電子辞書等に併せてリチウムイオン電池の回収も行っているという状況でございます。

リチウムイオン電池の回収方法については、先ほど議員からも紹介ありましたとおり、強い

衝撃が加わると発火する危険性があるというところで、安全な収集が行えるように、周辺自治体の取組も参考にしながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（西村勝男） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

日常生活の中で充電式電池を使用した製品も増えてきておりまして、この廃棄の数も同様に増加してくるということでございますので、何とかこの辺も考えていかなければいけないなと思っております。

それで、廃棄物処理時のリチウム蓄電池等に起因すると思われる事故というのが、火災事故が全国で4,260件、そして発煙、発火を含む発生件数は1万6,517件と、これだけ起きているわけですね。ですので、やはり火災事故等の未然防止の観点からも、行政によるリチウム蓄電池や電池など、そういった使用製品も含めて、ごみ収集ステーション等での回収が必要と考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 議員おっしゃられたとおりで、やはりリチウムイオン電池の混入、そういったところの原因によって、ごみ収集車両であったり、廃棄物処理施設の火災が発生しているというのが現状でございます。

このような事故を未然に防止するためのリチウムイオン電池の適正な回収、そういったところについては、やはり今後我々としましても、SNSを活用しましたり、ごみの出し方虎の巻、そういったところを改訂して、市民の皆様幅広く周知を図りまして、そういった取組を進めてまいりたいと思っております。

○副議長（西村勝男） 小野議員。

○4番（小野幸男） ちょっと答弁が何か内容があれだなと思ってるんですけども、分別回収の方法として先進的なあれで言いますと、ごみ収集ステーションに発火性危険物の区分を設置して、リチウム蓄電池等のほか、使用済みのスプレー缶、またライターなど、そういったものを廃棄物をビニールに入れて専用コンテナに出すと、そういう取組をしているところもありますし、あとは対面で日にちを決めて、しっかりと顔を見て、その中身を見てやりながら処理をしているところもございますので、本市でも、しっかりそういったところを研究をさせていただいて、私なんかは行政ってそういう情報は入らないのかなと、常々この件だけじゃなくて思

っているわけですが、しっかり他自治体のそういった事業等も研究しながらお願いしたいなと思っております。

これ本当に扱い方を間違えると、やはり処理施設等で破損などにおいて大きな費用がかかったという事例がありますので、本市でもそういったピットの火災等でお金がかかったという、そういったこともあるので、しっかりこの点をよろしくお願いしたいなと思っておりました。

それで、先ほどもごみの出し方虎の巻とかというのも出ましたけれども、環境省より、都道府県へリチウム蓄電池等に起因する廃棄物処理施設等における発火事故等の防止についてという、そういった事務連絡も発出されておまして、そういった中を見ますと、やはり分別廃棄の重要性を訴える啓発動画、そしてポスターの広報素材、そういった様々提供されておりますので、自治体により回収方法が異なっているリチウムイオン電池の分別回収には、自治体の協力が、やはり周知広報が必要と考えますから、こういったものも使いながらしっかりお願いをしたいなと思います。

今、ごみの出し方虎の巻ということで、そういったものを改正するというお話もございましたが、これ、今は平成26年の3月に発行されたもので、もう10年ぐらいたっています。ボタン電池に関しても、あの中には写真は載っていないんですね。ただ小さい紙で、充電するボタン電池以外は投げられますよということでの捉えですけども、なかなか市民から言わせると分かりにくいということで、きちっとそのものを載せてほしいという声でちょっと私も言われましたけれども、だから改正時にはしっかりそういった点もきちっと周知しながらこの取組をお願いをしたいと思っておりますし、今は身の回りで様々なものがリチウム電池といい、使うので、生活には欠かせないものとなっております。

誤った捨て方をしてしまうと大災害につながりかねないと思いますので、市民の皆さんに理解していただけるような取組をぜひ進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、続きまして、マイナンバーカードということで、マイナ保険証の普及・利用促進等についてということで、ちょっとお聞きをしてみたいと思います。

それで、今月の12月2日から従来の健康保険証の新規発行がされなくなりまして、代わりにマイナ保険証を基本とする仕組みに本格的に移行されております。

それで、マイナンバーカードはデジタル社会の公的基盤となってくるといってございまして、健康保険証として利用してもらうことで、データに基づいたよりよい医療の受診ができ

る、または高額医療費の手続の簡素化ができる等のメリットがあると聞いております。

自分自身の医療情報をまとめて管理ができて、よりよい医療を受けられることなど、市民の皆様が安心してマイナ保険証を利用できるよう、利用することの利便性や質の高い医療を受けるための基盤となっていくという正しい情報を丁寧に発信していくことが必要と考えております。そこで、マイナ保険証の利用促進、情報発信に向けた本市の取組について、お伺いをいたします。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 失礼いたしました。

マイナ保険証の市民への利用促進、情報発信というところでございますが、市民の皆様への情報発信でございますが、今年7月から9月にかけて、後期高齢者医療及び国民健康保険の加入者の方々に、保険証の更新に合わせてマイナ保険証の利用に関するご案内を送付いたしました。また、6月と11月には市内全世帯にお配りする広報しおがま国保特集号において、マイナ保険証の利用案内についてお知らせをしたところでございます。

今後も、市広報によるお知らせのほか、資格確認書や資格情報のお知らせの発送時に案内を同封いたしまして、利用の促進を図っていきたくと考えてございます。

以上です。

○副議長（西村勝男） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

国からも、利用促進に向けた動画やポスターなどの広報素材の印刷提供等、サポートメニューもありますので、このようなものも活用しながら正しい情報の発信を引き続きお願いをしておきたいと思っております。

マイナ保険証、患者本人の薬剤、あと治療のデータに基づくよりよい医療が提供され、高額療養費制度の限度額適用認定証が不要になるなど、患者、医療現場それぞれに多くのメリットがあること、また、さらに電子処方箋や電子カルテの普及活用など、日本の医療DXの入り口になるということもございます。デジタル化を進める上からも、重要な今後ベースになってくると。それでよりよい医療の提供などが目的で、医療情報のデジタル化も進めるのが狙いとなっているところでございます。

そこで、医療側からの見方ということで、このマイナ保険証の利用率も含めて、市立病院からちょっとお話をお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（西村勝男） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） それでは、医療機関側からの視点ということで、まずは説明をさせていただきたいと思います。

まず、マイナ保険証の利用率でございますが、今、大体月平均20%前後で推移をしてきてございました。12月2日以降、ちょっと調べてみたんですが、それが50%ぐらいまで上がってきたというところが、まずマイナ保険証の利用率の現状でございます。

それから、これを活用した医療機関としましては、今、議員おっしゃられたとおり、例えば薬剤の情報、あるいは特定健診の情報、診療の情報、こういったものがオンライン資格確認のところで閲覧できるということになります。

そうしますと、外来におきましては、ほかの医療機関を受診された患者さんの情報がこちらで確認をできると。そうしますと、自分も含めてなんですが、自分が薬を例えば何を使っていたかとか、どういう診療を受けたかというのを的確になかなかお伝えするというのは難しいところが、それをしっかりとドクターの側で把握ができて診療に役立てるということもできますし、あるいは重複検査が抑制されますので、例えばご本人の身体的な負担ですとか、経済的な負担ということも抑制されるのかと外来では見ております。

一方で、入院、うちは特に転入院ということで、しっかりほかの医療機関を受けられた方が転院されてきますが、そういったところに診療情報提供書というのを頂いて情報をいただくんですが、それで不足する部分についても、このシステムを活用してしっかりと確認をできるといことで、こちらも正確な診療に役立つと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 小野議員。

○4番（小野幸男） ありがとうございました。

そうすると利用率、全国的には15.67%ぐらいと聞いていますので、かなり高いなと思って感じておりました。今後も医療機関側もこういった周知に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、次は、マイナンバーカードをいまだ保有してない方への対応ということでお話を聞きたいと思ひます。

総務省では、来庁が困難な方に対して、施設等に対するマイナンバーカードの取得支援事業を実施されています。施設に出向いたり、自宅に出向いたり、そういった支援があるわけで

すけれども、本市のこういった希望する方がマイナンバー、マイナ保険証を保有できるように、このマイナンバーカードの取得支援について、これまでどういう取組をしてこられたのか、お聞きをしたいと思います。この総務省が出しているこういった事業についても、お願いをいたします。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） マイナンバーカードをまだ保有されない方への対応というところで、現在、本市では、まだ施設等への訪問による支援の取組、そういったところはまだ実施していません。ただ、障がいをお持ちの方や高齢者で来庁が困難な方につきましては、代理人による手続等についてのご案内をさせていただいているところでございます。また、市のホームページ等においても、代理申請のほか、郵送やオンラインでの手続の手順などを掲載して、誰もが手続ができるように努めております。

今後も希望する方がマイナンバーカードを保有できるように、取得方法については周知、そういったところをしっかりと継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（西村勝男） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

時間がないので、次、とにかく申請の意思があっても、高齢者や施設に入所していると、自分で申請するのは難しいという方のためにも、今話した例のとおり、いろいろな取組を考えていただきながら進めていただければなと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それで、最後に、マイナンバーカードの特急発行ということで、マイナンバーカードの取得には、申請からカードが届くまで一、二か月ということでこれまでやっていたけれども、新生児、また紛失等による再交付や海外からの転入者、特に速やかな交付が必要となるようななどの対応として、特急発行ということで、交付の仕組みが12月2日以降施行されていると思うんですが、本市での対応というのはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 特急発行についてでございますが、議員からご紹介ありましたとおり、令和6年12月2日から、特に速やかにカードを受け取る必要がある新生児であったり、カード紛失者を対象に、申請から最短1週間程度でマイナンバーを受け取ることができる特急発行申請の制度が始まってございます。本市におきましても、12月2日から交付申請の受付を

行っておりまして、12月17日、昨日現在で7件の申請がございました。

その内訳としましては、3件が新生児出生によるもの、あと3件が紛失によるもの、あと1件は海外からの転入によるものというところで、7件申請がございました。

以上です。

○副議長（西村勝男） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。ありがとうございます。

これ、1週間以内、最短で5日で交付できるというようなものと認識をしております。

マイナンバーカードも、今までこれまでにいろいろな意見書等も各地で出されたり、いろいろなお話もされてきているわけですが、やはりこういったマイナンバーカード、流れにもう決定というか、なっているわけですので、しっかりとやはり市民の皆様も、資格確認書等で5年ぐらいのあれはこうだ、ああだという、そういったお話もございますけれども、しっかりこの流れに乗せて進めていくということも、非常に大事な取組だと思っております。

ですので、マイナ保険証の保有ですね。保有するにはマイナンバーカードを作らなきゃならないんですけども、そういった方がしっかりマイナンバーカードを取得していただけるように、引き続き取り組んでいただくようお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（西村勝男） 以上で、小野幸男議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日はこれで会議を閉じ、19日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西村勝男） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、19日定刻再開することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は大変ご苦労さまでした。以上で終わります。

午後4時50分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年12月18日

塩竈市議会議長 鎌田 礼二

塩竈市議会副議長 西村 勝男

塩竈市議会議員 鈴木 新一

塩竈市議会議員 小野 幸男



令和6年12月19日（木曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第3日目）



### 議事日程 第3号

令和6年12月19日（木曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第2

---

#### 出席議員（18名）

1番	志賀 勝 議員	2番	佐藤 公男 議員
3番	鈴木 新一 議員	4番	小野 幸男 議員
5番	菅原 善幸 議員	6番	浅野 敏江 議員
7番	桑原 成典 議員	8番	柏 恵美子 議員
9番	西村 勝男 議員	10番	今野 恭一 議員
11番	志子田 吉晃 議員	12番	鎌田 礼二 議員
13番	伊勢 由典 議員	14番	鈴木 悦代 議員
15番	辻 畑 めぐみ 議員	16番	小高 洋 議員
17番	土見 大介 議員	18番	伊藤 博章 議員

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 光樹	副市長	千葉 幸太郎
病院事業管理者	福原 賢治	技 監	鈴木 昌寿
総務部長	本多 裕之	市民生活部長	高橋 五智美
福祉子ども未来部長	長峯 清文	産業建設部長	草野 弘一
上下水道部長	鈴木 良夫	市立病院事務部長	鈴木 康弘
総務部		総務部	
危機管理監	佐藤 孝文	政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施 由貴子

総務部次長兼 総務人事課長	高橋 数馬	産業建設部 水産振興課長	平塚 博之
総務部 政策課長	引地 洋介	総務部 管財契約課長	上總 雅裕
総務部 財政課長	佐藤 渉	市民生活部 次長兼市民課長	小倉 知美
総務部 危機管理課長	古谷 勝弘	市民生活部 環境課長	千葉 貴幸
市民生活部 浦戸振興課長	菊池 亮	福祉子ども未来部 子ども未来課長	鈴木 和賀子
産業建設部 商工観光課長	横田 陽子	市立病院事務部 業務課長	渡辺 敏弘
総務部 総務人事課総務係長	石川 宏	教育委員会 教育長	黒田 賢一
教育委員会 教育部長	末永 量太	教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	櫻下 真子
教育委員会教育部 学校教育課長	松崎 和佳子	監査委員	菅原 靖彦

---

**事務局出席職員氏名**

事務局 局長	相澤 和広	議事調査係 係長	石垣 聡
議事調査係 主査	工藤 聡美	議事調査係 主査	梅森 佑介

午後1時 開議

○議長（鎌田礼二） ただいまから12月定例会3日目の会議を開きます。

本日の会議では、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴う議会の新型コロナウイルス感染症対策の取扱いについてに基づいて、感染防止対策を行っております。なお、発言の際に、マスクを外していただくだけでも差し支えありません。また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第3号」の記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

また、撮影及び録音は許可しておりませんので、ご協力をお願いします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田礼二） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、5番菅原善幸議員、6番浅野敏江議員を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（鎌田礼二） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の質問は全て一問一答方式にて行います。

では、16番小高 洋議員。

○16番（小高 洋）（登壇） 2日目、1番目ということで一般質問を行わせていただきます。

日本共産党塩釜市議団の小高でございます。

私からは、大きく4点の項目についてお伺いをいたします。どうぞよろしくお願いをします。

それでは、まず1点目、通告に従いまして、行財政改革と受益者負担の考え方についてということですが、さきの議会におきまして、第5次行財政改革推進計画に基づき、物価高騰の状況や受益者負担の適正化を踏まえてといった理由で、各種証明書等の発行手数料、あるいは各公共施設等の利用料について、その上限を1.5倍として引き上げるということでの条例が可決され、一部指定管理等の公共施設を除き、基本的には来年度より実際の料金の改

定が行われるという予定になっております。そして、今後も一定のスパンで見直しを行っていくとされているわけであります。

この受益者負担の考え方についてであります。行政サービス、市民生活にとって必要なもの、あるいは不可欠なもの、そうしたものを提供するに当たり、当然これは一定のお金がかかるということであります。この経費に対して、基本的には税という形で広く賄われるのに加えて、利用者に直接一定の負担を求めるこの受益者負担という点は、これは様々な観点から当然これは検討されるべきものだと思うわけであります。

本市にあっては、この受益者負担について、一つには行財政改革に基づきということであったわけでありますが、改めてこの行財政改革推進計画におけるこの受益者負担の位置づけ、あるいは考え方、本市なりの理由等についてお伺いをいたします。

以降、質問席から行わせていただきます。よろしくお祈りをいたします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 16番小高 洋議員の一般質問にお答えを申し上げます。

行財政改革と受益者負担の考え方についてのご質問のうち、地方自治法上の位置づけや第5次行財政改革推進計画における受益者負担の考え方についてお答えをいたします。

使用料及び手数料については、地方自治法上、自治体が行政サービスを提供する際に徴収することができる定められており、具体的な料金水準など細目については条例で定めなければならないと規定されてございます。

本市では、昨年3月に、持続可能な行財政運営の実現を目的として第5次行財政改革推進計画を策定しており、アウトソーシングや業務改善など、計画に定められた項目を順次実行に移しているところであります。

こうした進捗の中で、地方自治法の定める一般的な規定も踏まえ、使用料及び手数料の見直しについては受益者負担の原則を基本的な考え方として、去る9月定例会において関係条例の議決をいただいたところであります。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 小高 洋議員。

○16番（小高 洋） お答えをいただきました。

先ほどの答えの中で、いわゆる地方自治法というお話もございました。通告上、2番目のところで考え方の根拠をとということでお聞きをしようかなと思ったのですが、その点も含めて

併せてお答えをいただいたということでもあります。

受益者負担につきまして、あくまでも行政、税金をもってサービスを提供する、これが基本的な考え方かなと思いますが、その上で特定の分野といいますか、そういったところにつきまして個別の負担を求めることについて、先ほどの答えですと、地方自治法の定めとしてというあたりを一つの根拠として行うということでの答えでございました。

それで、地方自治法上の定めとしましては、特に第225条使用料、あるいは第227条手数料、こういったところで一定の規定がなされているわけでありまして。この使用料については行政財産の使用または公の施設の利用につき、手数料は地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき徴収されると、することができるとなっているわけでありまして。

それで、昨日もこの受益者負担の関係ご議論あったわけでありまして、そのご答弁等を伺っていても若干気になったといいますか、もう少しお聞きしたかったなというところもありまして、この間、この公共サービスを受けると、受益ということになるのであれば、見合う負担をすべきといった考え方が、地方行政にあってもこれが当然のように言われているなども感じるわけでありまして。

しかしながら、この考え方全てを否定するということでは全くないんですが、この行政の分野におけるサービスと負担の関係、これが一つには、いわゆる市場でサービスを購入する対価、価格、こういった見方になってしまっただけでは、それこそ生存権はじめ様々な権利というのが定められているわけですが、こうしたもの、あるいは税の在り方ですとか、あるいは公共の利益、こういったことを行き過ぎてしまった場合に、これは根底から揺るがすことにもなりはしないかという危惧も、これは当然私としてはあるわけでありまして。

先ほどご説明いただきました地方自治法、この定めにあってもその中身、市場原理に基づいて原価の算定その他を根拠として厳格に徴収すると、こういった明確な規定ではこれは当然ないわけでありまして、その分野分野において、特定の者のためになされるということがあの中で一定の負担について定めるものであって、この実際の、では、どのようにしていくかというところについては、昨日のご答弁にもあったとおり、その収益性ですとか公益性、あるいは市場性、こういったところなどを幾つかのものに照らして、そして政策的な考え方も踏まえながらこれは決定がされるべきものであろうと考えるわけでありまして。

そうした中で、では、この受益者負担の最適化の考え方についてであります。この使用料、手数料等における最適化の考え方について、受益者負担の議論を行うに当たっては、こうい

った様々な考え方を広く示して議論を行うべきではなかったかということで、これまでも申し上げてきたわけでありますが、これについては、原価ですとか経費の細かい部分の算出根拠を明確に示して、その上でこれだけかかっているのだからこれだけ負担してくださいと、こういったことを行って納得を得るという趣旨では、私としては必ずしもないだろうと思うわけであります。

いわゆる対価原則、市場原理、このあたりは、これは当然地方行政における運用は限定的であるべきと思います。そうした中で、対価原則、負担均衡、こういった考え方だけではなくて、例えば応能負担の原則ですとか、本市においてはこういったことをどのように進めるのか、こうした政策反映の原則等に基づいて検討を行う上で、こういった考え方を広く示して議論を行うと。その上で受益者負担の在り方を定めていくといったプロセスが、この行政サービスと受益者負担の考え方には必要であるのではないかなと思うわけでありますが、そのあたり何かお考えございますでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） ありがとうございます。昨日も志賀議員からもいろいろとありましたので、それに続いての答弁ということになります。

今の受益者負担の考え方の具体的な話、要は全てにおいての受益者負担という考え方ではもちろんありませんので、こういった分野にそういった受益者負担が適用になってくるのかというような視点で、少しご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、具体的な内容として、行政サービスについては、さっき議員おっしゃいましたとおり多岐にわたるサービスでございます。例えば、危機管理対策、教育、医療・福祉サービスをはじめ、例えば道路・公園の維持、あるいは住民票登録などの各種手続、あとごみ処理等々様々なサービスがあります。こういったごみ処理など幅広い行政サービスを展開する場合は、税金という視点でしっかり賄われるべきだという考えがあります。ここは基本的に原則として持っている。

ただ、一方では、先ほどから出ている受益者負担の考えということになりますと、特定の行政サービスを享受する方が特定の方という場合に限っては、それはきちんと地方自治法に基づきまして応分の負担をいただくというのが大原則であると考えているところでございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

ある意味では、おっしゃるとおりだとも思います。おっしゃるとおりというのは、その分野分野ごとにきっちりと分析といたしますか、このサービスはどういった形のものであって、どういった意味があって、そしてどういった方々がそれを利用されるのか、そうしたところも含めて、この間ご答弁でありましたのが、こういった料金等についてしばらく長い間見直しを行ってこなかったということがこの間のお答えでもあるわけでありましたが、そうなのであれば、逆にある意味では一つ一つのサービス、どこまで細かくやるかというのはあるんですが、そういったものについて改めて、その意味するところ、そういったところも含めて広く改めて調べて分析等々も行いながら、その中できちんと分類を行って、幅広く示して議論を行うということが必要だったのではないかと、これからも必要になるのではないかなと思うわけであります。

そういった点で、9月定例会の決定といたしますか可決された中身について、そこについて一つ一つ細かくどうこうということではないんですが、当時あの中で示された一つ一つのいわゆる料金の改定、こういったところについて、その考え方といったところをもう少し幅広く議論したかったなという思いがあるわけであります。

そうした中で、今後一定のスパンで見直しということも言われておりますので、そうしたところについて、では、どのようにやっていくのかというわけなんですが、実際、来年度より一定部分、利用料、手数料の改定ということが行われるわけでありますけれども、その実際の手数料あるいは使用料について、その一つ一つ性質に基づいて、例えば福祉的な内容を含むものですとかについて一定の減免規定を設けるですとか、あるいは事務手数料の中の特定の点について、例えばそのときそのときでそのサービスを利用される方は当然違うわけなんですけれども、基本的に広く市民の方が利用するもの、あるいはせざるを得ないもの、こうしたもの等々については、その公益性から、ある意味では引上げを行わないですとか低く抑える、あるいは逆に無料化すると、こういった施策等も今後必要になってくるかなと思うんですが、そのあたりお考えがありましたらぜひお聞きをしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今の中身でいきますと、まず基本的な受益者負担といたしますか、使用料、手数料を決める考え方について、昨日、志賀議員の答弁にも発言させていただきましたが、まずはサービスに係る原価をしっかりと計算するというのが第1点です。それに、小高議員からもありましたとおり、市場性でありますとか必需性における割合を掛け合わせて

一定の金額を出すというステップを踏みます。その上で、それが今の周りの水準との比較でかなり高い場合は、周りの類似サービスとか他の自治体の事例の水準にある程度、一定程度下に下げるような調整が必要であるという考え方がございます。

さらに、使っていただく方の視点を考えたときには、公的目的の場合は減免措置も抱き合わせで整備をしていくと。ただ、この減免の規定につきましては、今、各施設ごとばらばらな規定になっている部分がございますので、そういったのも整理をさせていただきながら、できるだけ急激な負担増にならないような形で、常に注意しながら進めていくということが大切かと思っております。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ぜひその場合に、もう小高議員もお分かりのことだと思いますが、当然様々な事情の中で減免をしたり料金を下げなければいけない。ただ、塩竈市の経営とすれば一つですから、財布は一つなんですね。ですから、そこでもし応分の負担をせざるを得なくなった場合には、どこかからその予算を回さなきゃいけない、こういったことを基本的に考えながら動かしていかないと、いつまでたっても厳しい状況の中で、もっと厳しい状態をつくり出してしまうという危惧性もあると。

そういったことも、我々としては議会と、昨日も志賀議員が質問なされていましたが、そういった目の向け方、考え方、配慮の仕方、いろんなこととした上で、一つの財布の中からのどのような形でその配分を検討していくか。これはまさに、世の中の世上の動きもしっかりと見極めた上で、一つの財布のお金の使い方をよりバランスの取れるような形で持っていく。これは幾ら努力しても厳しいところはありますけれども、努力する、そういった状況をしっかりと的確に把握する。その上で、議会の皆様方ともバランスを取りながら、こういった意見のやり取りをしながら、少しでもいい方向に、いいバランスの取れた予算になるように、そういう工夫はこれからも必要だということだけは申し上げさせていただければと思います。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

市長からもご答弁いただきまして、そういった点で、今まさに塩竈市を取り巻く現状ですとか本市の厳しさ、そういったところも当然ある中で、引き続き各サービスごと、あるいは施策ごと、そういったところについて先ほど総務部長もおっしゃいましたとおり、様々な考え

方を持って今後も検討していくということで受け止めてさせていただきます。

そういった中で、当然本市を取り巻く現状、その厳しさ、当然それもあると。一方で、先ほど申し上げたとおり、市場原理にある意味偏ってしまったということでは、これは市民の皆さんの生活の在り方にもなってきますので、当然そのあたりはバランスを取りながらということになるのですが、幅広くその中身についてお示しをいただきながら、深く深く今後も議論していきたいと考えておりますので、そのあたりぜひお含みおきいただければなと思っております。

続きまして、本市の掲げる重点課題の分野の中身でお聞きをしたいと思えます。

庁舎建設と廃棄物処理施設整備ということで、昨日も廃棄物処理施設の関係では様々お伺いもあったわけなんですけど、本市で掲げる重点課題のうち、この庁舎建設、そして廃棄物処理施設の整備というところにつきまして、この間、例えば全員協議会ですとか、あるいは所管の委員会での協議会等々、一定のご説明をいただきながらの議論というところが行われてきたわけでありまして。

また、市民の皆さんに対しましても、一定の説明あるいはアンケート等々取られる中で、この間、ある意味では机上の話題となっているということもありますので、改めてこの点を掘っていききたいと思うんですが、まず簡単に、現在の検討状況、進捗状況、このあたりについて冒頭伺いたいと思えます。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 私から、庁舎整備に関する部分の進捗状況についてご説明をさせていただきます。

まず、8月の段階で、新庁舎に係る基本構想・基本計画（中間案）というところまでの取りまとめを終わったということで、全員協議会等でもお示しをさせていただいております。

その後、基本方針の中では、建設場所については今の市役所の現敷地を建設場所の第1候補とするというような決定をさせていただいたと。その決定に基づきまして、現在は最終案の取りまとめ作業にかかっているという状況でございますが、その中では、庁舎の機能の部分でありますとか、規模や事業費の精査等々を今進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） それでは、私からは、廃棄物処理施設整備についての進捗状況

をお話しさせていただきます。

まず、基本計画の策定に向けた事業者アンケート調査により、施設整備に係る概算事業費の取りまとめを行いました。その結果、可燃ごみ処理施設の整備費は平均額で133億7,600万円となり、昨年度策定しました基本構想策定時よりも1割以上高騰していることから、市の将来的な財政負担を見据えまして、慎重な精査を進めているところでございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。一定の進捗のところについてお伺いをいたしました。

それで、この間いただきましたご説明等々を見ましても様々な課題があると、どちらの整備についても様々な課題があるということでも一定ご報告をいただいたかなと思っております。

それで、昨日、鈴木悦代議員の質問の中にもございましたが、改めまして、この両施設の整備に当たって現状直面しているといえますか、そういった課題について、一つには財政的な部分を除いて、その部分以外の課題について、まず初めにちょっと伺いたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 全員協議会でも一定程度ご説明をさせていただいておりますが、まず大きい点としては、この現有敷地、現在の敷地ですね、これが津波浸水想定区域内にあるということで、様々な安全対策を講じるということが一つ大きい課題と。

もう一つは、ここの敷地内でありまして業務を行いながらの作業ということになりますので、その際の仮設庁舎が必要なかどうか、あるいは、その際の臨時駐車場の確保といったところが一つ大きい課題かと考えております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 廃棄物処理施設整備に関しましては、建設候補地が温水プール北側というアンケート調査に基づきました大規模な造成工事が必要となるほか、世界的な原材料不足等によりましてプラント設備の施工期間も長期化しておりまして、施設整備に関する事業工程が大幅に延伸する可能性がございます。

また、この事業工程が大幅に延伸した場合は、国の循環型社会形成推進交付金、こちらのほうの活用要件が合致しなくなるというような、人口要件5万人という要件がございまして、今後、我々の塩竈市の人口が5万人を切るというところが出てまいりまして、そういったこ

とになって5万人要件で交付金活用ができないとなりますと、起債等の活用、そういったことも困難になるというところで、そういったところで一般財源の大幅な負担増加、そういったところが大きな課題と認識しております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

庁舎に関してであります、いわゆる津波浸水想定区域、県の区域に入ったということで、ただ一方で、様々これまでも候補地が言われてきましたけれども、そうした中で、一つには現地再建と。しからば、安全対策をどのようにやるのかと。確かにこれは大きな課題でありまして、構造でどうにかなるものなのか、あるいは周辺の道路を含めてどうにかしなきゃいけないものもあるのか、そのあたり当然これは様々な課題があるんだろうと捉えております。

廃棄物の関係、これ昨日質問ありましたので一定程度理解もしたところなんです、いわゆる温水プールの北側の部分の造成工事ですとかそういった部分、あとは、一定財政的な課題にもなるのかなと思うんですけれども、その交付金関係ですとかそういったところについても理解をしたわけでありまして。

それで、温水プール北側ということで造成工事というところもそうなんです、いわゆる景観等そういったものの規制、そういったところに関して何か心配ないのかどうか、そのあたり確認したいと思います。

○議長（鎌田礼二） 千葉環境課長。

○市民生活部環境課長（千葉貴幸） 現在清掃工場がある場所でございますが、特別名勝松島、そういったものの規制からは外れているというところで、特段問題はないものと考えております。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。そうなりますと、その候補地としての適性といいますかそういった部分では、そこだけを見ればその問題というのはなくて、造成工事の部分ですとかスケジュールの遅れですとか、そういったところについて一つの課題となっているということで理解をいたしました。

それで、先ほど廃棄物処理の関係では財政的な課題も併せてお答えいただいたのかなと思っておりますが、財政的分野についての課題について今度は改めてお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） まず、庁舎を少しご説明させていただきますが、庁舎、廃棄物処理施設両方ともなんですけど、まず、事業費全体が当初想定しているものからかなり大幅に増加しているという中で、その歳入として補うべき、庁舎の場合だと緊急防災・減災事業債を充てるということにしておりましたが、緊急防災・減災事業債の問題としては、緊急防災・減災事業債の補助単価が市場単価と大きく乖離している現状がある点が1つ。

あと、緊急防災・減災事業債の採択の要件として、人数の面で、当初想定よりも1人当たりの人数を少し減らさなければならないということで、その入ってくる額も少し減ってくるということで、なかなか緊急防災・減災事業債に関して十分に当初の借入れが難しいかというような課題が出てきているという点がございます。

また、先ほどの廃棄物に関しましても、交付金の国費からの支出が少し減額するというのが、今の段階では大きい課題と思っております。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

どちらも国費といいますか、緊急防災・減災事業債もそうですけれども、いわゆる現実とはあまりにも見合わない、期限も短過ぎるといふところの課題については、これまでもご説明をいただいたところであります。

そうした中で、先ほど廃棄物処理の関係では、当初の試算よりも一定コストが高騰しているといいますか、そういったところでの見通しも出てきているというようなお話あったんですが、庁舎建設についても同様でありまして、そういったところで、前段の説明ちょっと繰り返しになるかも分かりませんが、今後のさらなる物価高騰による建設コストの上昇を前提としながらも、当初というか、まず初めにいただいたご説明では、建設費については60億円あたりの試算で最初にはいただいたわけですね。そういった中で、本当にざっくりとした話ではあるんですが、そのうち緊急防災・減災事業債で、そこがどの程度見られるかは別として、どこまで含まれるかは別として、緊急防災・減災事業債で7割と、基金が10億円ちょっとと、本当にざっくりとした話ではあるんですが、そういった説明をいただく中で、議会の質疑においても、市として差引き、一般財源からの支出が10億円から20億円ぐらいなのかなというところで、これは一番初めの認識としてそういったものがあつたのかなと考えております。

そこから、さきの協議会の中におきましては、建て方といいますか集約の方法といいますか、そういった部分で幾つかパターンが示される中で、例えば段階的集約という考え方に基づいて見てみれば、建設工事費についてその他費用等と合わせて92億円と。また、うち緊急防災・減災事業債43億円、差引き一般財源からの支出が約49億円ということで、庁舎建設に充てる基金というものを差し引いても、以前の試算から1.5倍とか2倍とかそういった水準になってくるのかなということで認識をしております。

そういった点で、この財政的な課題から見た際に、果たしてこれは、こういった形で建設ができるのかと。あるいは建設をしたとして、今後の償還に当たって本市の財政にとって致命的な影響があるのではないかと。さらに言えば、そういった部分を含めると、行政サービスの縮小ですとか市民の負担増、こういった声が実際に聞こえてきているということが事実であります。

そこで、先ほど私からざっくりとした形でお話はさせてもらったんですが、間違っている部分もありましたらそのあたりもご修正をいただきながら、それぞれの施設ごとに例えば建設費用ですとか費用に対する補助、あるいは差引きで一般財源からの支出すべき額、分かりやすく言うと、なかなか行政的な言葉で説明をされてもなかなか分かりにくいところもありますので、例えば1年間当たり幾ら償還しなくてはいけなくて、どうやって財源を生み出していくんだらうというあたりについて、ぜひ分かりやすくご説明をいただければと思います。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） 庁舎建設と廃棄物処理施設整備に係る、8月各常任委員協議会でご報告させていただいた財政見通しのときと、また今の現状ということになってくると思うんですけども、当時8月の財政見通しで申し上げていたときに、すみません、役所的ではあるんですけども、一番重要な負担となります公債費につきましては、当時、本庁舎ですと大体平均して公債費の負担が2.4億円ほど、廃棄物処理施設は4.8億円ほどという規模で当時のご説明させていただきました。ただ、この両事業について今の現状の公債費、合わせて申し上げますと11億円を超える平均額となっております、それは議員も先ほどおっしゃっていた、公債費の負担としては2倍から3倍ぐらいの範囲の規模の増幅となっております。

では、当然その財源対策をどのように立てていくかということなんですけれども、今はまず第5次行財政改革推進計画の取組を着実に進めている段階ではあります。ただ、8月の各常任委員協議会の段階では、着実に進めていく中でその負担を賄い切れるというような試算を

させていただいていたんですけれども、現状、先ほど申し上げた11億円の公債費というのはまたちょっとスケールの違う負担ということになりますので、ただ、現状その2つの事業については今まだ概概算ということもありまして、今後、事業費も吟味されていくことになると思うんですけれども、その上でまた財源対策をどう打ち立てていけるかというのを併せて、そこは検討しながら進めていければと考えております。

以上になります。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） お答えをいただきました。2.4億円、4.8億円というところから、現在の試算で11億円を超える額ということで、これはあくまでも単年度の中で償還していくというか、そういったイメージのものなのかなと思っておりますが、そうしたところについて概概算ということでのお話がありましたけれども、非常にある意味では厳しい状況なんだねということが改めて理解をしたわけであります。

そうした中で、この間ずっとそうでありましてけれども、庁舎建設において緊急防災・減災事業債の期限が、非常にスケジュールがタイトであると。また、先ほど総務部長もおっしゃられましたとおり、その単価等々が非常に現実と見合っていないというようなお話があったわけであります。そういった中で、様々その期限等も含めて今後どうするのかというあたり、国でも一定の議論をしているのかなとも思うんですが、そのあたり何かつかんでいることありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策部長（引地洋介） 緊急防災・減災事業債の期限につきましては、まだ情報等は得ていない状況でございます。今はそういう状況でございますので、本市としては様々な機会、そういった期限の延長ですとか、そういった乖離している単価の増について要望を出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。議会からも意見書という形では出させていただきましたけれども、引き続きその点については、ある意味では本市だけではない話でもありますので、そういったところも含めて私どもも何らかの形で取り組みたいと考えております。

それで、さっきの質問にちょっと戻りまして、建設に係る財源捻出という点で、行財政改革

の分野の中で一定財源を生み出しているという考え方があるということでもあります。そうした状況の中で、実は市民の方からもいただく声ではあるんですけども、1番目のところで、いわゆる受益者負担を含めた市民の皆さんの負担ということで考えたときに、行財政改革で財源を生み出すとなれば、例えば一言で言えば、これ実際にこういったお声もいただいたわけなんですけど、「手数料その他値上げして庁舎建て直すのですか」といったようなお声もいただくわけでありまして。そういった中で、両施設の建設に当たっては、市民の皆さんも非常に心配をなさっているというところでもあります。

そうした点で、しからは今後どのようにしていくのかというあたりで、現時点においてどうします、こうしますというところまではまだ行き着いてはいないんだとは思いますが、それぞれ先ほど廃棄物処理施設のスケジュールの延伸、こういったお話もありましたけれども、そのスケジュールの中では、償還ということも含めれば大きく重なる部分もあると。2つの施設の建設について重なってくるわけでありましてけれども、そういった点で、例えば一つの考え方として立ち止まるですとか、優先順位を踏まえて凍結という言葉が適切かどうか分かりませんが、そういったところまで含めて検討の段階にあるということを受け止めてよろしいのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今、庁舎と廃棄物処理施設の2つの大きい重点の話題でお話をさせていただいておりますが、このほかにもハード物といたしましては、例えばですけども、市立病院にしましても学校にしましても、あとは水道事業等々、大きいハード事業があるということで、我々はこれらをトータル的に見て、今後の長期的な視点に立って、その公債費負担も含めて、安定的に財政運営ができるかという視点で吟味をさせていただく必要があると思っておりますので、それを慎重に吟味した上で、いろいろとご判断をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） そうですね、この時点でどこどこについてどうする、そういった答えではそれはなかなか難しいということは理解をするところであります。そういった点で、今後の吟味、今後の方向性の検討ということにあっては、例えば規模感ですとかそういったところも含めて、一定の深い議論が必要になるんだろうなと思っております。

それで、一つちょっとお伺いをしたいんですが、現庁舎について、例えば規模感あるいは安

全性、一旦立ち止まるのかどうするのか、あるいは進むのかと。財政的な問題でクリアできる、できない、様々な物の見方があるんだと思うんですけども、そういった議論の前提として、現庁舎が例えば先送りするだとか様々な考え方があるんだと思うんですけども、そういったことを議論するに当たって、現庁舎が例えばどの程度耐え得るのだろうか、今後。耐用年数をとっくに過ぎている、そういったお話があるのは重々理解をするところなんですけど、その一方で、まさに目の前には現実があるということで、どの程度耐え得るのか、安全性はどうか、この間いただいた説明の中で、震災前年に耐震化工事を行ったということもありましたけれども、一方で、震災の中で大きなエネルギーがかかったということで、今後の耐震性には疑問が残るというお話もございました。

ただ、一方で、そういった現在の庁舎が果たして今後どうなんだというあたりの裏づけというのがもう少し必要かなと思うんですけども、その前提として現在の建物の評価はどうか、こうした調査も早急に行う必要があるのかなと思っっているんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 議員おっしゃいますとおり、この庁舎整備に向けて検討を進めているところでございますが、また違った手法を検討する場合につきましては、現在の庁舎がどういう状況なのか改めて調査を行って、安全性、あとはどのぐらいもつのかというのは、しっかりとしていくということも検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

ぜひそのあたり、果たして現実はどうなんだと、ここを踏まえて当然議論ということになっていくんだと思いますので、ぜひそのあたり早急に行っていただいて、議会等にもお示しをいただきながら、引き続きこの点については議論させていただければと思います。

時間も大分過ぎましたので、次の項目に移りたいと思います。

学習環境の整備というところで、本市の学習環境の整備、特に市内の小中学校のいわゆる空調設備の整備というところで、この間何度もお伺いをしてきたところでありますが、改めまして、一般教室あるいは特別教室等々につきまして、現在の進捗といったところでお伺いをしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答えいたします。

市内小中学校におけます空調設備の進捗状況についてのご質問でございました。エアコンの設置率というところでの回答をさせていただきますと、小中学校の普通教室については100%になっております。特別教室がパーセンテージとしては46.2%で、体育館はゼロ%ということになっています。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

それで、順繰り聞いていきたいと思うんですが、先ほど通常教室については100%ということでした。今回の議案の中でいろいろ学級増の部分が出ておりますので、その点、詳細についてはお聞きするということではないんですが、一般論として児童生徒の増えた減った、ある一定のところでは来年度どうなるのかなというのは分かるのかなと思いますけれども、一般論としてそうした学級の減、減だから外すということはないんだと思うんですが、増に対してどのように今後対応されていくのか、そのあたりお聞きしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答えいたします。

例えば学年によって児童生徒数の変動もありますし、1階当たりの教室数の変動もあります。基本的に普通学級も、あと特別支援学級についても、通常に授業をする教室については原則としてエアコンを設置するという方向で我々としては検討しております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。原則として設置をされるということで、特に、例えば夏に間に合わないですとか、そういったことだけないようにお願いをしておきたいと思います。

続いて、特別教室につきまして46%というお答えがございました。これについては、全体的な考え方として、例えば100%目指す中での46%ということなのか、それとも特別教室の分野、性質においては、ここは入れる、入れない、そういったものがあつた上での46%なのか、そのあたりお聞きしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答えいたします。

以前、普通教室等も含めて設置している過程の中で、もちろん予算的な範囲もございますから、普通教室はまず優先的に設置していたというのは周知のことかと思えます。

特別教室については、当時、例えば部屋の使用頻度の高さですとか必要性等々を考慮しまして、現在、音楽室と図書室、あと中学校の場合は理科室に設置をしているところでございます。

なお、今後なんですけれども、基本的に各学校、長寿命化改良工事を現在計画の中で進めていく中で、そういった特別教室に対する設置も今後検討していきますとともに、あとは実際に長寿命化改良工事を行わない学校につきましても、使用頻度の高い教室を優先的に、今のこの状況でございますので、何とか設置していく方向で我々としては検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

続きまして、体育館の空調設備のところでお伺いをしたいと思います。

それで、令和6年度、今年度の予算特別委員会におきまして、この体育館の空調設備の整備について、今後の考え方ということでお伺いをいたしました。それで、その際のやり取りにおいては、近いところでは、一般的に断熱工事の要件をもって起債が使えると。具体的には第二中学校の長寿命化（第Ⅱ期）工事、現在行われる中で今後第Ⅲ期ということになっていくわけではありますが、この際に体育館の工事を予定しており、その際に空調設備を設置したいといったことでお答えをいただいたわけであります。この後、変更等ないのかどうか、あるいは行うとすればどういった支援メニューを使って、どのように進められるのかなということでお伺いをしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答えいたします。

前回ご回答させていただきましたとおり、第二中学校、今、長寿命化改良工事を実施しております。第Ⅲ期として体育館には設置する方向で現在進めております。具体には、期間として今の第Ⅱ期工事が令和7年9月までの工期となっておりますので、それ以降の第Ⅲ期工事ということになります。

設置するに当たってのメニューというようにお話もございましたが、基本的には国の補助メニューを使って、補助金を使って実施するのが原則として我々としては進めています。長寿命化改良工事としての国の補助金、あと、その補助金の裏に当たる比較的有利な交付税措置のある地方債を発行する形で、何とか一般財源の持ち出しが少ない形にしながら実施をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。そういった形で、現実、目の前にある点としてはまず第二中学校ということで、国の支援メニュー等々を活用しながらということでお伺いをいたしました。

それでは、しからば、その他の部分についてはどうするのかというところではありますが、一つには体育館の位置づけ等々を考えましたときに、例えば避難所としての位置づけですとか、まさに地域の一つの拠点ということもございますので、そういった点で長寿命化工事というところにくっつけての今回の整備のお話かなとも思っているんですけども、しからば他の学校の体育館について方向性といいますか、どのようにするんだろうなというのがありますので、そのあたりお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答えいたします。

まず、体育館に対する空調設備としては非常に多額のお金がかかります。ざっくりと、単にエアコンをつければいいだけではなくて、それに対するエアコンの効果を高めるための断熱改良工事等々もあります。実はこちらの改良工事のほうがよっぽど金額が高いんですけども、そういったものを活用して、そして、かつ国の補助金を使うということになるので、直ちに全ての学校を一気にというのはまずは難しい問題だというのは、まずはご理解いただければと思います。

その上で、そのほかの学校の体育館に対する整備に関してなんですけれども、現段階では、次の本市の学校施設の長寿命化計画、こちらの計画でしっかりと検討していきたいということで、ご回答とさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。断熱工事、そうですね、支援メニューの一つの要件にもなっているということでお聞きもしております、ただ、そこについてもメニューの中で見ていいよというお話もあったようなので、そのあたり含めてご検討をなさりながら、それと併せて、とはいっても、この酷暑ですので、例えば児童生徒であれば体育の際にどのようにしていくのかと、そういったソフト面の考え方等々含めて、その児童生徒の体調といたしますか、そういったところについてはぜひこれはご配慮いただきたいということでも、併せてお願いをしておきたいと思います。

最後、不登校児童への支援についてというところに移りたいと思います。

それで、この間、本市をめぐる不登校の現状、そしてその対策ということで、これは毎回のようにお伺いをしてきたわけなんです、改めて本市における現状とその取組というところについてお伺いをしたいと思います。

それで、特に不登校としての認定児童生徒数、その出現率、こういったところも重要なんです、それに加えて、そうした児童生徒が何らかの支援につながっていること、これが重要なことだろうと思いますので、どの程度つながっているのか、そのあたりも含めてお分かりになりますればお聞きをしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） それでは、本市の不登校をめぐる現状、そして不登校の子供たちが何らかの機関でつながっているかどうか、そういったところの数を中心にお答えさせていただきます。

まず、不登校児童生徒の本市の現状でございます。

今年度10月のこの1か月において、1日も登校していない児童生徒の数は19名であります。そのうち、4月から10月末日までの間、1日も学校に登校していない児童生徒の数は6名となっております。

不登校に係る支援制度を利用している児童生徒についてですけれども、今年の10月におきましては、市の教育支援センター「コラソン」が22名、そして県内のフリースクールが4名、各校に設置しておりますサポートルームが82名、そして、県の児童生徒支援ネットワーク事業による指導員の訪問支援というのがございまして、そちらを利用されているご家庭が4家庭となっております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。この1か月間、あるいは4月から10月というところ、そして支援制度のメニューといいますか、そういったところでの数についてお答えをいただきました。

そういった意味では、必ずしも学校に戻すことがゴールではないという考え方の下で、一定何らかの形でつながるといえることがある意味では増えてきているというか、そういったところが一つの形になってきたのかなというような思いもあるわけなんですけど、そういった一方で、この間ちょっと痛感しているのが、先ほどおっしゃられたとおり、様々なプログラムそのものは一定程度見られるようにはなってきていると。ただ、当然それは決して十分なものではなくて、必ずしもそれが答えということでもないんだと思うんですけども、そうした取組そのものがぼつりぼつりと増えてきた。その一方で、その一人一人のお子さんですとか、あるいはご家庭について、最初の段階で窓口になるというのは、一つは担任の先生なんだろうなとも思っております。

そういった中で、この間、教員の皆さんの多忙化、あるいは業務の多様化、その責任の重さですとかそういったところで、そのあたりも問題になってきたわけなんですけど、そういった点で担任の先生のサポート体制というの、まず最初の段階として重要になるのかなと思っておるんですけども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） まずは、担任が窓口になるというのはもっともでございます。担任がまず悩みを抱えている児童生徒に気づき、保護者をサポートしながら、真摯に子供たち、そして保護者の声に耳を傾けながら行っていくことが望ましいのですが、教職員の初任層が増えていること、また、多忙化等々で十分な指導ができなかったために、または、対応が望ましい対応でなかったために不登校につながってしまうといったようなケースもございます。

その対策といたしまして、ケース会議、また不登校ヒアリングとあって、教育委員会の担当者が教育支援センター「コラソン」やスクールソーシャルワーカーと共に各学校を回って、そういったところの話を共有するとともに、指導方法について一緒に考えるということで、担任一人が悩まずにチームを組んで組織で対応する、そして、その子その子に合った個別の支援計画を立てまして、それに沿った対策をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

市や県の支援プログラム等々について先ほどいろいろご説明もいただきましたけれども、その前段として、担任の先生が窓口となって状況把握ですとかその後の方向性ですとか、そういったところについて当たっていただくにおいて、先ほどおっしゃられたようなチームの中で対応していくということについては、当然進めていただきたいなと思っております。

そして、支援プログラム等々、様々増えてきたということも申し上げたんですけれども、そういった一つ一つの、ここでこういうことをやっているよ、あそこでこういうことをやっているよって、こういった情報を例えばどこで集約して、それをどのように提供するのかなというところについても、児童やご家庭に直接つなぐところについては、担任の先生との信頼関係がある中で、これも担任の先生が窓口となるんだと思うんですが、担任の先生が例えばそういった児童生徒あるいはご家庭を目の前にして、担任の先生が調べて提供するというんでは、これは大変な部分もあるかなと思っております、そういった点で、そういった情報の集約あるいは提供というところについて、一定集中した何かがあればいいのかなとも思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） お答えいたします。

担任だけが負担ということでありまして担任だけが大変になりますので、そうならないように、まずは担任が一番大事ではありますが、学校の中では担任、そして学年主任、生徒指導主事、もちろん教頭、校長、それらが必要な不登校対策委員会というのを設けておりますので、学校の中で週1回程度、情報交換、情報共有、対策を話し合う場がございます。また、市の教育委員会と、また市の教育支援センター「コラソン」職員、そしてスクールソーシャルワーカーが中心となって、市内外の関係機関と連携を図りながら、一緒に組織として対策を立てながら進めているところでございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。ぜひ、一定程度必要な情報といえますか、そういったものがある場所でストックしておいて、それを順次学校にも流していける、そういったものがあればいいのかなとも思っておりました。

それで、当然このテーマについてもぜひ行っていただければなと思うんですが、それに加えて、さきの決算特別委員会の中ででしたか、中途退職ですとか休職の関係のデータもお示しをいただいたんですけれども、本市に限らず全国的に休職ですとか中途退職される方、こういった先生方も増えているという中で、例えば担任の先生が途中で急遽替わってしまうというようなこともあると聞いております。そういった際の引継ぎですとか、そこからまた信頼関係を構築していくですとか、そういったところも新しく来た先生にお任せということでは、これはなかなか進まないのかなとも受け止めておりますので、そのあたりも含めてぜひお願いをしておきたいと思います。

最後、総論として、この支援プログラムへのつなぎ方ですとか、当然、本市としてどういったプログラムを行っていくのか、これも重要ではありますけれども、そういった様々な支援メニューに対して、まずは担任の先生が窓口になってしっかりとつなげていくと。そういったところについてのサポート体制というところで、ぜひ教育委員会として、先ほどチームというお話ありましたけれども、今後さらに拡充をしながら、みんなで当たっていくということでぜひ充実を図っていただきたいと思うんですが、そのあたり最後に総論的な考え方としてお聞きをして、終わりたいなと思います。

○議長（鎌田礼二） 黒田教育長。

○教育委員会教育長（黒田賢一） 不登校の問題はなかなか解消されないということで、私も特に危惧をしております。先ほど来出ていますけれども、チームで対応するというのは学校に限らず、教育委員会でもしっかりとチームを組んで、私も毎月、不登校の数の報告がありますけれども、時には、細かいことになりますけれども、私の立場で、学校でどれくらいになっているのかとか、あるいは欠席が増えている生徒がどのくらいいるのかということをつかみながら、私自身が現場の校長とかとも話しながらやっていきますので、引き続きお気づきの点がありましたら、またご質問いただければと思います。全力を挙げて教育委員会としてもやっていきたいと思っています。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 教育長から、しっかりとしたお言葉でご答弁をいただいたなと思っております。

最後に一言申し上げますれば、学校に戻すこと、数を減らすこと、これが必ずしもゴールにはなり得ないということで、一人一人の児童生徒に合った何らかの形での学びの体制、そう

いったものをぜひ充実させていただきたいということでご発言を申し上げまして、私からの一般質問とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 以上で、小高 洋議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は14時10分といたします。

午後1時57分 休憩

---

午後2時10分 再開

○議長（鎌田礼二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。7番桑原成典議員。

○7番（桑原成典）（登壇） 令和6年第4回定例会一般質問をさせていただきます、塩竈維新の会、桑原成典でございます。

早速でございますが、発言通告書どおり質問をさせていただきます。

まず初めに、学校の猛暑対策について質問をさせていただきます。

近年、地球温暖化、またエルニーニョ現象の影響により、異常気象、気温上昇となり、今年の夏も世界で異常なまでに気温が上がり猛暑となりました。日本でも、猛暑日において最長連続記録、年間最多記録を毎年記録更新しており、来年以降も異常な夏が続いていくと予想されます。

猛暑日の増加、地球温暖化によって今後の生活に大きく変化が生じ、ゲリラ豪雨や積乱雲の連なりによって形成される線状降水帯の発生、台風の発生などによる災害、熱中症や生態系への影響による感染症リスクなどの健康被害、作物の不作や水産物への影響など、多くのリスク、懸念が散見されます。

今後、根本的な解決としては、様々な角度から日々のCO<sub>2</sub>削減などをして、地球温暖化を抑えていかななくてはなりません。一方、CO<sub>2</sub>削減をして地球温暖化を抑えるには、我々人間一人一人が意識をして行動しなくてはなりません。要は、時間がかかります。その間、我々が地球温暖化に順応、また付き合っていくしかありません。そのために、猛暑対策や災害対策をしていく。まずは、猛暑対策について、ポイントとして質問をさせていただきます。

総務省が発表しております令和6年5月から9月の熱中症による緊急搬送状況として、累計9万7,578人が搬送されました。前年比6,111人増となっております。ゆゆしき事態です。

本市では、クーリングシェルターなど対策をされておりますが、子供たちへの対策はどのようになっていますでしょうか。夏の時期には、必ずと言っていいほど、学校での体育や部活動での熱中症で搬送されるという報道をよく見ます。教育現場での全国での搬送割合としては4%と低い水準となっておりますが、現状、各学校では猛暑対策としてどのような対策を取っているのか、また、どのようなことに注意をしているのかお伺いをいたします。

あとの質問は、質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 7番桑原成典議員の一般質問にお答えを申し上げます。

猛暑対策についてのご質問のうち、各学校の猛暑対策の現状についてでございますが、暑さが予想される場合には、気象予報や熱中症特別警戒情報のほか、暑さ指数などを把握した上で、熱中症予防指針等に基づき、児童生徒の教育活動の実施判断を行っております。

その際には、健康観察や水分補給の徹底、軽装の推奨に努めておりますほか、授業内容の変更や学校行事の実施時期の延期も含めた対応を取っているところでございます。

また、学校施設における対策といたしましては、現在、普通教室や特別教室への空調設備の設置に取り組んでおりますが、児童生徒が活動する場合には、可能な限り空調設備が設置されている教室を使用しているほか、体育館で行う集会をオンラインにより各教室で視聴するなど、学校ごとに柔軟に対応している現状がございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。いろいろな対策を取っていらっしゃるということで、先ほども小高議員が質問されていましたが、普通教室では100%、特別教室が46.2%ということで、勉強するには非常にいい環境なのではないかなと思っております。そういった対策を取っているということは、子供たちも守られているんだなという形で先ほども聞いて、また、今の市長のご答弁を聞いて思いました。

財源も限界があるということで、なかなか全部の教室はつけられないということだったので、先ほどオンラインとかという工夫もされているということだったので、移動教室とかいろんなところで授業を受けるために、ほかにもうちょっと掘り下げて、ほかにも工夫をされている授業などというものはありますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（鎌田礼二） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 例えば、屋外でありますとか体育館でありますとか、そういった空調設備が整っていない苛酷な状況の中では、特に命に関わる危険な状態に陥ることも考えられますことから、先ほどWBGT、熱中症の暑さ指数ですね、こちらであるとか、塩竈市がつくっております予防指針を参考に、例えばこちらでありますと、35度の気温であっても、暑さ指数が31度以上でありますと運動は原則禁止ということで、原則として行わないということを徹底しておりますので、そういった空調設備がないところでは直ちに運動をやめて涼しい場所に移動するであるとか、日陰のほうに休ませて水筒を準備させて水分補給させるとか、そういった途中であっても活動を中止して、また休ませてといった対策を取っているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。一定の条件を超えたら外でやっている授業とかも切り上げて、涼しい部屋にいるということだったんですけれども、そういった場合、体育の授業とかというのは、今後この夏また猛暑とかということになってくると思うんですけれども、どのようにやっていくのか、お考えがあれば教えてください。

○議長（鎌田礼二） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 暑い中での体育の授業の設け方ということで、最近ではプールの水泳の授業でも暑過ぎてプールに入れないといった状況もございます。授業の中には、実技の分野と保健の分野とございますので、空調の効いた教室の中で安全に勉強をするといった授業もございますので、両方です。また、実技の部分の動画を見せるとか、いろいろな場面でのオリンピック選手のプロの実技を見せるであるとか、実技につながるような知識のための授業ということで教室の中で行うということもございますし、様々な工夫をしながら各学校で行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。さっきも言ったんですけれども、体育の授業のときとか部活動時というのは、熱中症で緊急搬送なんていう報道が結構多く見受けられましたので、なかなか今後こうやっていく中で、屋外での授業というのはできなくなってくる可能性があるのかなと心配しておりましたが、結局は涼しいところであるということだったので、子

供たちも安全に、詳しい動画だったりとか、今後につながってくるような動画を見ているというのは非常に分かりました。

今後も猛暑というのは付き合っていかなくちやいけないなというところで、ちょっとしたご提案なんですけれども、本市の仲卸市場でもやるような話が出ておりましたが、おのおのの学校環境でも違うと思うので一概には言えないんですけれども、熱中症対策として、げた箱や渡り廊下、学校の出入口とかにミストシャワーというのを設置しませんかというご提案をさせていただきたいなと思っております。

ミストシャワーは体感温度を一気に下げることができますし、授業中、授業後、また登校時、そして休み時間だけでも出すことで、熱中症予防になるのではないかと思っております。これ調べさせていただきましたが、水道代もほとんどかからず、また、エアコン設置のように多額の工事予算もかかるわけでもないという形、数万円という安価で購入できる、自分たちでも設置ができるようなものまであります。

余談なんですけれども、私の母校が今は合併してなくなってしまったんですけれども、合併後に小学校の地域の見守りをさせていただいているご老人たちが、お金を出してミストシャワーを取り付けていただいたという件がございました。これが非常に好評のようで、重宝がらわれていると聞いております。この熱中症のリスクを下げるためにも、こういったご検討をさせていただきたいなと思っておりますのでございますが、市長、ぜひ子供の熱中症事故を防ぐためにもお願いしたいと思っておりますが、市長の一声で前進するのではないかなと思っております。ぜひ、いかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 実はここ2年ぐらい、塩竈みなと祭のお子様方がパレードというか、よしこの塩竈を踊られるときに、一生懸命親御さんたちが噴霧器を使ってミストシャワーをかけていただいているというのは拝見していました。

実は、塩竈市でもちょっと違う視点で今調べているんですが、実は韓国に行くと大きな交差点に、自動的に開閉するテントと、それに実はミストシャワーもついていて、これはいいなという形でちょっと見ていた経緯もございます。残念ながら日本にはその製品がありませんで、韓国の総領事館で調べていただいたら、韓国には当然あるというようなお話も調べておりましたし、実は最近、神社とか、鹽竈神社ではないんですけれども、県外の神社に行ったときに、簡単に外側にテントを張っていて、その周りに多分ホースを工夫してミストシャワ

ーが出るようなやつを四方に巻いて噴霧していたのも実は実例として見ておりました。

ミストシャワーが、今のところ安価でいい形で涼むということについても、熱中症対策にも有効だろうということは、実は国土交通省の方とも話はしておりました。今後そういうような状況になるだろうというお話はされていて、実験的にもいろいろやってみたいというお話も実は国土交通省の方もおっしゃっていた経緯もございますので、我々としては、ミストシャワーも含む、学校だけではなくて、今後、これだけの強い日差しの中でどうやって街の中を歩いていただいたり、安心して涼んでいただいたりする場所の工夫というのは大きな課題になっていくだろうと捉まえていますので、ぜひ前向きに考えさせていただきたいと思っております。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。前向きなお言葉をいただいたと思っております。

今、市長がおっしゃっておりました学校でもできれば、各種イベントだったり、違う商業施設とかでも設置できるかなと思いますので、ぜひ本市の先駆けとして、学校にまず取り付けていただきたいと思いますと思っております。ご検討のほどよろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に移ります。

先ほど猛暑、熱中症をポイントに質問をさせていただきましたが、今度は災害をポイントに質問をさせていただきます。

まず、災害時相互応援協定について質問をさせていただきます。

先日、福島県喜多方市と協定を締結されたとお伺いしております。これで、東北5県と協定を締結されたことになると思います。

先ほども述べたように、異常気象でゲリラ豪雨、台風、線状降水帯など、災害がいつ起こるか分からないという現実がある中で、こういった災害には非常に協定はありがたいと思っております。ただ、もう起きてほしくはないですけれども、東日本大震災級の例えば地震が起きた際、ほかの市も同様に被害に遭ってしまうのではないかと思っております。そうになると、協定としていをするのか否かというところで、その辺どう考えているのか、お伺いできればと思います。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 災害時の相互応援協定のご質問であります。

まず、本市ですね、各自治体との相互応援協定のほかにも、民間事業者の方とも業務協力や、

あるいは福祉避難所の設置の協定でありますとか、あと様々な物資の供給、運搬に関する協定、合わせて59の協定を結んでいるという現状であります。そのうち各他自治体との協定でございますが、今、議員おっしゃられたとおり、東北の5県を含めて全体で9自治体と交流を結んでいると。

そのうち、先ほど議員もおっしゃられたので、災害の種類って非常に多岐にわたっております。我々みたいな沿岸部に起こる災害もありますし、豪雨を中心とした内陸部でも、例えば河川の氾濫や土砂災害といった、また別な災害があると思います。そういう意味で、まずは他県の部分でいきますと、基本的には東北5県以外の4県につきましては関東圏より西側のエリアということで、完全にエリアが分離されているような状態にあります。また、東北の5県に関しましても、どちらかといえば内陸部分と協定を結んでいるということで、そういった災害の重複というところにつきましては、少しリスクは軽減されているのかと考えております。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。多くの協定というのが結ばれているんだなということは確認させていただいているんですけども、例えば、もしこういった大きな災害が起きたときに、その協定に弊害があるようなことがあれば、例えば北関東の自治体とかそういったところと協定を締結させたほうが、相互応援という形ですぐにも応援していただける、また、すぐにも応援に行けるということができないのではないかなと思っておりまして、備えあれば憂いなしかなというところも感じておりまして、その辺、北関東とか今後もし協定を組まれるとか、そういった予定とかもしあれば、何か今ある情報で分かれば教えてください。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 栃木県の足利市、北関東ということになるんでしょうかね、ここににつきましては、私がちょうど県議会議長をさせていただいたとき、栃木県議会の議長をされていた早川さんという市長が今就任をされております。実は、今、観光交流でお祭りにお互いお邪魔して、足利市の方も昨年ですかね、塩竈みなと祭にもご出展いただいたという経緯がございます。

そして、早川さんともよくお話ししているんですが、一つの流れとしては、災害協定というのも一つのきっかけだとお考えいただければいいかと存じますが、学校の発祥の地なんです

ね。学校と言われる学ぶべき場所が発祥したのが足利市ということになりますので、そういった観点から、お互いに何らかの形でそういうご協力をさせていただくのはいいのかということでは話をさせていただいておりました。

今後、災害協定が入り口になる場合も多いんですけども、ほかの分野での協定締結というのはあり得るかと考えております。今のところ、北関東でお付き合いあるのは足利市ということになりますので、足利市とはそういった意味合いで、自治体の規模の大きさの違いはありますけれども、そういう話は間々、急ぎではないけれども進めさせていただいているという現状だけをご報告させていただけると思います。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。今後、大きな災害とかというのもいつ起こるか分かりませんので、広い視野でぜひご検討いただければなと、お願いいたします。

続きまして、防災関係で、先日、本市で防災・減災フェアがあり、私も消防団として参加をさせていただきました。防災と減災のために、東日本大震災の教訓を忘れないために、風化させないためにも非常にいい取組だったなと思っております。

当日、ドローンによる物資輸送実証実験も行われ、北浜緑地公園から朴島まで行って帰ってくるという、すばらしいなと思っております。現実的にドローンというのはなかなか難しいところもあるかもしれませんが、最先端のものに触れていただく、見ていただくことは非常に大切だったかなと思っております。

そういったイベントですから、広く市民の方に知っていただき、来場していただくことが大事だと思っております。この防災・減災フェアを開催するに当たり、どのように周知、また広報してきたのか、お伺いをいたします。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） それでは、防災・減災フェアについてお答えいたします。

先日、11月3日に開催しました防災・減災フェアinしおがまなんですが、好天にも恵まれてまして約250人のご来場をいただき、議員の皆様にも足を運んでいただきました。

周知方法につきましては、市のホームページやLINEでの周知のほか、市内小中学校、あとは自主防災組織の長及び町内会、あとは会場近隣の住民、市議会議員の皆様へのチラシ配布、あとは報道関係にプレスリリースするとともに、事業を共催しました仙台市の経済局からもチラシやSNS等で周知を行ったところです。

今後も、防災・減災関連事業につきましては、市民の皆様に防災意識をさらに高めていただくために、多くの方にご参加いただくよう、広く周知広報を行っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。いろんな方、いろんな方法で周知をしてきたということだったんですけれども、個人的には、1回周知した、広報したというだけでは駄目だと思うんですね。個人的には、非常に周知広報というのは足りてないんじゃないかと。250人と先ほどおっしゃっていましたが、本当はもっと来ていただくべきイベントだと正直思っております。先ほども言いましたが、個人的には不足しているなと思っております。逆でありますので、逆に風化させないと言っておきながら、風化させにいつてるんじゃないかなと正直思っております。

あれだけのことをやっているから、もっと大々的にやったらいいのではないかなと思っておりますが、例えば、お祭りみたいに一個の大きなイベントとしてやっていくことというの必要なのかなと思いますが、こちらについてどう思われますでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） こちらの周知方法、いろいろな方法がございます。今回に関しましてはチラシ等での周知となったところでございますが、もう少しいろんな方法で周知して、事業的にもう少し拡大した規模でというところで、焦点を合わせて進めればよかったかというところもございます。

ただ、今回、時期的な部分、こちらはちょっと言い訳な部分になりますけれども、3連休の中日ということもあります。また、季節柄、行楽シーズンでありまして、ほかのイベントがかなり重なっていた部分もございます。なので、その中で、この規模で、あの場所のできる範囲という形で進めたところでございました。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。時期的というのは、そこでもうイベントやるということですから、それを周知し広報していくというのがあれですので、時期という話はまた別なのかなと正直思っております。

あその会場、北浜緑地公園の目の前に水産会社や笹かま屋もあるわけで、そういったところでチラシを配るだけではなくて、お声がけをしていただくということはやったのかなというところは非常に疑問に思います。

防災・減災というのは身近に感じてもらうことというのは非常に大切に、地域を巻き込んでいくということも大事だと思います。その辺についていかがお考えでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 会場になった北浜地区には水産会社もございましたし、あと近隣の皆様にも直接1軒1軒お宅を訪問しまして、チラシと、あと声がけをさせていただきました。また、近隣の水産会社にも実はご協力をいただいて、駐車場等の協力をいただいた形をお願いをしたという状況でございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。おうちを1軒1軒回ったということで、それで250人しか来ていただけなかったのかなと。分かりました。

先ほど各種イベントもやっていたとおっしゃっていたんですけれども、今回、北浜緑地公園で開催をして、当日、反対のほうのマリンゲート塩釜では、塩竈の醍醐味としてイベントをやっておりました。こちらにはどうアプローチをしたのか、お伺いをいたします。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 当日、マリンゲート塩釜でも、塩竈の醍醐味というイベントを開催しておりました。こちらは、イベントを実施するというのがお互いに分かっていたところもありまして、そこでお互いにチラシをそれぞれの分を用意して、会場の皆様に周知するといった形で、連携した形での周知を行ったところでございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。具体的なことをお伺いするんですけれども、チラシを部数渡したということなんですが、どのように配ったとか、例えばですけれども、マリンゲート塩釜に、あっちで防災・減災フェアをやっていますよという看板とかそういうのも出していたのか、出してないのかということもお伺いできればと思います。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） どちらのほうにも看板という周知ではなくて、あくまでもチラシを配布するというような連携をさせていただきました。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。マリゲート塩釜のほうでも誰か一人でも人員を割いて、向こうでやっていますという、もっとアピールをしていただいたほうがいいのかなと正直思っております。

あと、先ほど看板と言いましたが、会場に看板とかというのも見当たらなかったんですね。通り沿いだったので、何かやっているなどかという人たちも恐らくいると思うんです。それが市民じゃなくても別に私はいいと思っています。広く知ってもらっただけでも、風化という部分は解決できるのかなと正直思っておりますが、こちらについていかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 今回の会場であります北浜緑地公園に、場所となったところの入り口のほう2か所には、会場のすぐ近辺なんですけれども、場内の会場でスケジュールを記載した看板を2枚設置したほか、あとは、各催事のコーナーに掲示したところではございます。

今後、特に屋外でイベントする際については、会場付近を通った方にもすぐ目につくような看板やサイン、そういったところを工夫したいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） この防災・減災フェアを開催した経緯をお話しさせていただきます。

実は、3年前に新聞報道で、この11月にも津波のフェアをやっているという、ほかの自治体でやっているという記事を拝見させていただきました。そのときに、なぜうちはやらないんだと聞いたら、うちは6月に大規模なものをやっているのでやりませんというお話だった。

そこから、こういったものについては、どうしても人間は風化していきますので、常にこういった危機意識を持つ、今どのような形で、そういった防災・減災するための様々な道具とか、そして何よりも市民の方に告知するのも重要なんですが、そのときに、消防団の方々と毎年、意見交換させていただいているときに、ぜひ我々の訓練をお披露する場もつくってほしいということは、もうここ数年同じことを言われておまして、それで昨年、中の島緑地

だったと存じますが、開催させていただいたのが始まりということになります。

今回、場所が北浜緑地公園ということに変わって2回目ということでございます。ですから、私どもとしても、6月は毎年ずっと積み上げてきたものがございますが、こちらの防災・減災フェアについては2回目と。ですから、またいろいろご指導いただいた分に関しては、来年以降注意しながら、ご意見を取り入れさせていただきながら、よりよいものにつくり上げられるように工夫をしながら開催をさせていただきたいと、そのように考えております。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。ありがとうございます。いろいろな周知方というのが非常に重要なのではないかなと正直思っております。

その中で、また深掘りして聞いていきたいんですけども、例えばマリゲート塩釜だったら商工観光課、当日、子供たちもたくさん来ておられました。子供たちがこっだけいっぱい来てくれるんだったら、例えば子ども未来課の皆さんが何かをそこでやったりPRしたりとすることができると思うんです。

この防災・減災フェアというのは、ほかの部署に例えば共有されたのか、ちょっと縦割りだったんじゃないかなと思っているんですけども、その辺お伺いできればと思います。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 今回のイベントについては、危機管理課を中心に単独というような形の開催で行った状況です。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。今まではよかったかもしれませんが、こういったところを変えていかなくちゃいけないのかなと。いろんな部に共有をして、いろんなことをそこでやっていくということが必要なのではないかなと思いますので、いろいろ質問させていただきましたが、せっかくいい取組なのに非常にもったいないなと思いましたので、また来年もやる可能性はありますけれども、いろいろ検討していただいてやっていただければと思います。

次の質問に移ります。

ふるさと納税について質問をさせていただきます。

9月の決算特別委員会でも少し触れさせていただきましたが、本市の寄附の使い道の選択肢

が5つございます。すみよさ実感、よろこび実感、やりがい実感、にぎわい実感、その他市政一般に対する寄附となっております。これはどのように決めたのか、お伺いをいたします。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 寄附の使い道の5項目の設定でございます。こちらは、ご紹介いただきました第6次長期総合計画に記載しております、しおがま未来創生プロジェクトに掲げます4つのプロジェクト、すみよさ実感、よろこび実感、やりがい実感、にぎわい実感と、あと市政一般ということで5項目を設定しております。本市の目指すべき都市像の実現に向けて、必要な事業に寄附金を活用したいという趣旨から、この5項目と設定した内容となっております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。個人的に、非常に曖昧だと正直思っております。もっと使い道を詳しく、何に使うのか明確にされるべきではないかと思っております。あえてわざと曖昧にしているのかもしれないんですけども、長期総合計画というのは長期的なものですけれども、ふるさと納税というのは今やっているものですから、ぜひここを変えていかなくちゃいけないんだろうなと思っている所存でございます。

例えば、よろこび実感を見させていただくと、「子育てや子どもたちの成長」と記載をしているんですけども、本当にそのために使われているのか、具体的にどのように使われているのか、お伺いいたします。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） よろこび実感に関する令和5年度の主な事業といたしまして、まず、よろこび実感では4,420件の6,970万2,000円のご寄附をいただきました。その中で主な事業としましては、塩竈市就学前教育・保育施設整備等補助事業、こちらをメインに活用させていただいた内容となっております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。そこでちょっと疑問に思ったこともありまして、この5つの寄附用途というのがありまして、この5つの用途で選択していただいた内訳、例えば、よろこび実感が今のように幾らとかというのも総評して教えていただければと思いま

す。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 各寄附項目の内訳でございます。まず、すみよさ実感では、件数としては1万8,179件、これは令和5年度でございます。寄附額としては2億8,275万7,000円の寄附をいただいております。よろこび実感は、先ほどのとおり4,420件の6,970万2,000円でございます。また、やりがい実感、こちらにつきましては2,125件でございます、寄附額としては3,491万1,000円の寄附をいただいております。また、にぎわい実感では3,024件、4,716万7,000円の寄附をいただいております。最後に、市政一般では4,424件、7,493万円の寄附をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。

私は、さきの決算特別委員会では、ふるさと納税の使い道として、学校給食の補助がいいのではないかという形で言わせていただきました。ほかの自治体を見ると、結構具体的に記載しているところもございます。総務省が公表しておりますふるさと納税活用事例集というのがあります。これ非常に分かりやすく、どれも使用用途がはっきりしているものになっております。伝統を守るために、クラウドファンディング型から子ども未来基金というものを設置して積み立てる。海のサンゴ礁を守りたいとか、多岐にわたってどれも目的が明確です。補助もこのぐらいしていいのではないかなと思っております。

特に面白いものを取り上げさせていただくんですけども、神奈川県横須賀市、これ条例で子育て、福祉等に関わる12の基金を設置して積み立てる。本市は5つしかない中で、選択肢が倍以上あるという形になっております。また、福井県の坂井市、市民の市民による市民のためのふるさと納税ということで、寄附市民参画制度というのを実施しております。こちらでも条例で定めて、NPO団体、企業、高校生など幅広い世代や立場の方々からふるさと納税の用途を公募して、検討委員会にて決定をします。これ非常に面白いなと思っております。

これらを踏まえて、一度これを一新しなくてはいけないのではないかなと思っております。そういった検討をしていくことも必要だと考えておりますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） この使い道の5項目の一新でございます。先ほどご紹介いただきました事例、あとは、以前の決算特別委員会でも市民公募型の寄附ということでご提案いただいたところでございますが、まずは、そちらのほうの検討を進めていければなと思っています。

また、こちらは第6次長期総合計画の柱となります、こちらの4つのプロジェクトを中心に寄附を今まで募集しているわけでございますけれども、ホームページ上にも、かなり抽象的な表現になってしまっておりますので、そういったことから具体的な事業を掲載するというので、寄附者の方に、より伝わりやすい工夫は必要だということで認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。できれば、その選択肢をもうちょっと明確に、曖昧ではなくしていただきたいなと思っているところでございます。

あと、何に使用したか市民にオープンにしていく必要性というのは非常に感じております。このぐらい寄附があつて、このぐらい事業に使いましたなどオープンにしていく必要性、また、行政の透明化という部分でも非常に大事な要素かなと思っています。

調べたのですが、令和元年には、何人から幾ら寄附をいただいて何に使いましたということを実業ごとに本市のホームページに掲載されておりました。現状は載っておりません。これは載せるべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 寄附の使い道の報告でございます。これまで寄附の用途につきましては、主に決算特別委員会の資料の主要な施策の成果において公表はしてきたところでございますが、寄附者の方々に具体的な使い道をご報告することで、より多くの寄附につながることで、また透明性にもつながりますので、こういったご指摘を踏まえまして、早速、市のホームページで公表したところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。したところということで、ぜひ継続してやってください。

さっき例を挙げたところなんですけれども、神奈川県の横須賀市とか福井県の坂井市というのは、もちろんホームページに載せているんですけれども、結構丁寧に写真とかも載せてやっております。別の市では、報告書みたいな形で、市民と寄附者に報告をしているというものを作っているところもございます。ぜひこういったものを検討して、また改めて分かりやすく市民に伝えていただきたいなと思っております。

寄附してくださる方も、大きく分けて返礼品目的と課題解決というので2つに分かれてくると思いますので、どちらにしろ、寄附をしていただいているというのは変わりありませんから、ぜひこういったところの報告を必ずやっていただければなと思っております。

次の質問に移ります。

次の質問に参ります。各種委員会についてです。

私は、社会教育委員、また塩竈市都市計画審議会委員として、議会を代表して委嘱を受けている認識しております。いろいろな委員会がある中で、プロセスを確認するためにも、できるだけ多く公開されていれば傍聴させていただいております。ここで質問です。

一般の方から、専門的な有識者、企業、市職員、多岐にわたり委嘱されておりますが、こういった委員などはどのように選定をしているのか、基準などあれば教えてください。

○議長（鎌田礼二） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） 委員の選出方法というご質問でございます。

委員の選出に当たりましては、それぞれ条例や規則、内部規程によりまして、委員の人数や構成が定められております。

具体的な人選につきましては、審議会や委員会の目的によりまして、目的や性質によりまして効果的に機能できるように、専門的知識の導入であったり、公正の確保などの観点から、それぞれの審議会等で選出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。今、公正な確保とおっしゃっておったんですけれども、例えば同一人物、同じ人が委嘱されているということがあると思うんですけれども、それも同様の基準になるのか、お伺いいたします。

○議長（鎌田礼二） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） それぞれの審議会等で多いのが、各種団体からの推

薦ということになります。各種団体からの推薦が、たまたま同一人物であったというケースは中にはあると思われまます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。各種団体の推薦ということだったんですけれども、例えばこういうのというのは、例えばあらかじめリストアップなんかされているのか、リストアップがもしされているのであれば、部署内で人の共有というのにはされているのか、お伺いいたします。

○議長（鎌田礼二） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） リストアップというのは、団体のリストアップということでしょうか。（「人もです」の声あり）人ですか。人のリストアップというのは、団体の名簿ということになると思いますが、それについては統一的なまとめみたいのはしておりません。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。リストアップ等はしてないということだったんですけれども、同一人物、一緒の人物が悪いというわけではないんですけれども、同じような考え方が生まれにくいのではないかなと正直思っております。委員に選ばれているということは非常に素晴らしい人たちなんだろうなという形で思っているんですけれども、もちろん別の委員会ということで内容ももちろん違うんですけれども、多くの人から意見を聴取して集約する場なのかなと、本市の基盤をつくるどころなのかなと正直思っております。

私たち議員も18人しかいないので重複してしまうところもあるんですけれども、さきに述べたように一般の人たちがたくさんいると思っておりますので、そういった中で選定というところで、もう少し工夫できないのかなと正直思っております。こちらについていかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） 今、議員がおっしゃられたとおり、各種団体から同じ方が推薦されるというのも見受けられるというものでございますので、今後、各種委員会の選定に当たりましては、いただきましたご意見等は、他自治体の状況を見ながら、さらに効果的な審議会等の在り方については検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。ぜひ多くの意見を集約するためにもご検討のほどお願いいたします。

また、別の視点でお伺いいたします。各委員会に全てではないと思うんですけども、各部署長が委嘱されております。これはどのような立ち位置で委嘱されているのか、お伺いをいたします。

○議長（鎌田礼二） 高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） 総務人事課で取りまとめております附属機関の審議会とか委員会が、大体、条例とか法令によって定められているものが34ございまして、ちょっと私調べたところ、34のうち市の職員が入っているものが、そのうちの9つございました。それにつきましては、特段、市の職員を委員にすると定められているのが1つぐらいしかないんですけども、ほかは、委員として市の職員が入っているという状況になります。

理由ですけれども、まず、市全体の状況をそれぞれの分野で把握している管理職の職員が、専門的な見地から意見を述べることによりまして、具体的な議論が展開されて、効果的に審議会等が機能されるということが、職員の選任をしている理由ではないかと考えております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。先ほども多くの意見を集める場だと言ったんですけども、個人的にはそう思っております。先ほど意見を述べるという形でおっしゃっていたんですけども、私が傍聴させていただいている委員会では、部長たちほとんど意見を述べているところを見たことがありません。述べてないんですね。では、これ何のために委嘱されているのかというところで非常に疑問に思っております。別に意見を述べればいいというわけではないんですけども、忌憚のない活発な意見というのがあってもいいと正直思っております。部長たちは、各分野で一番知識もあり、プロセスという部分でも流れというのも熟知している方々だと思いますし、非常にもったいないなと正直思っております。いかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） まさにおっしゃるとおりだなと思って今お聞きをしてございました。実は、僕が市長に就任したときから、僕が気づいただけでも2つぐらい、例えば市長が委員長にな

っていたり、部長が理事に入られている場所がある。ただ、その一方で、市から補助金が出ている団体もあって、監事をやっている場合もあって、そこに部長がいていいんですかねという素朴な疑問を感じて、2つぐらい抜けていただいたり……。

僕も、これははっきり言っていると思いますが、遊ホールの運営委員会かなんかの委員長が市長だったんですね。どうしても出てくれと言われて出たら違和感があったので、そういったものに市長がやるのはおかしいんじゃないかと。前例で、前の市長がされていたので、そのまま僕にということだったんですが、すぐ辞めさせていただいて、民間の方に後を引き継いでいただいたと。

おっしゃっているところはよく私も理解をされていて、どのような形で委員になっていただくか、ほぼ同じ団体に委員の推薦願を出してございます。これは、前例が全部悪いわけではないので一概には言えませんが、過度な負担をかけているのも事実でございますから、もっと幅広くお声がけをさせていただいて、男性、女性、また職種がどういうのにお使いになられているか、こういった工夫は絶対に必要だと、配慮は必要だと思いますが、もっとそういったところに配慮させていただきながら、より多くの方、一人でも多くの方に、いろいろな方にそういった審議会をしていただいて、第三者の目での確に私どもにサジェスチョンしていただけるような形が必要かと思います。

会議の中で専門的な知見とかご質問等々あった場合には、その場で答えられる形もいいたろうし、時間をかけて、その後にちゃんとそういった質問に対してお答えをさせていただくような仕組みづくりも必要かと今お聞きしていて思いましたので、よりいろんな方になっていただくような努力は、これからは続けてまいりたいと思いました。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。本当にはたから見ると、客観的に見させていただくと、本当に忖度しているようにしか見えないんですね。例えば採決とかあったときに、市が出すいろいろ委員会でもんでもらったんですけども、その中で意見を述べてない中で、そこで採決が決まって手を挙げるとか見てしまうと、市の部長ですから本当に忖度するようにしか、僕はひねくれた考え方もかもしれませんが覚えてしまうんですね。そういったところ、クリーンではないのかなと正直思っております。市の基盤を考えて決めるというところの場だと思いますので、いろんな方々のご意見をたくさん吸収して、そこでもんでいただいて基盤をつくっていくというのが非常に大切なことなんだろうなと思っております。

部長もお忙しいお立場だと思いますので、こういった部長たちも、一般の方なり有識者なり替えていく必要が正直あると思っております。そういったことを踏まえて、今後人選、選定していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

次の質問は、マリゲート塩釜についてです。

前回止められてしまいましたので結論から申し上げます。談合のリスクについて問題提起させていただきます。

先般、石巻市などで大がかりな談合事件がありました。本市ではないと思っておりますが、懸念されることは全て排除しなくてはいけないと思っております。これを踏まえて質問をさせていただきます。

マリゲート塩釜は、塩釜港開発株式会社に運営をしていただいていると思っております。その中で、塩竈市は筆頭株主となっております。宮城県も多くの株を持っており、自分でも調べさせていただきましたが、大株主というところは大手ゼネコン、俗に言うマリコンが多く見受けられます。東北地方及び宮城県、大手企業、中小企業より、ゼネコン、マリコンのほうが多く株を持っているのが現状です。

今後、本市はいろんな工事を発注されると思います。大型工事から中規模工事、護岸工事も出てくると思います。その際に、塩竈市の第三セクターの株主であるゼネコンやマリコンが入札をした場合、疑念を持たれるのではないかと懸念をしております。こちらについてどう思われますか、お伺いをいたします。

○議長（鎌田礼二） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） それでは、お答えします。

塩釜港開発株式会社の株主の状況については私ども把握しておるところでございますが、基本的に本市が発注する工事に関しましては、その都度その工事の参加条件を満たした事業者の入札参加に対して、法令あるいは契約規則に基づいた公平な入札を執行して落札を決定するという形になりますので、当該会社の株式の所有の有無によって、制限あるいは優遇を受けるものはないと私どもは認識しているところでございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。ほかの談合が起きているような市でも、恐らくそ

ういったことなんだろうなと思っています。どこで何が起きるか正直分からないので、だからちょっと問題提起をさせていただいているところでもあります。

筆頭株主である塩竈市ですから、株主総会とかでも発言権はお持ちかと思います。副市長が役員となっているわけですから、例えばなんですけれども、ご提案です。決算書を見ますと、純資産2億8,000万円という形でしっかりあるようですから、この資産でゼネコンやマリコンの株を買い戻すというのを進言していただけることは可能なのか。大体2,000株、1株1万数千円であれば、買い戻しても約2,000万円強という形になっていると思います。こちらについていかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鎌田礼二） 千葉副市長。

○副市長（千葉幸太郎） 私、副市長でもありますが、塩釜港開発株式会社の副社長、代表取締役という位置づけになっております。2億7,500万円というお話ですが、本市では、市議会でも深い議論の末に意見書をお認めいただいて、資本金が1億円、それから資本に準ずる資本剰余金が1億7,500万円で、合計2億7,500万円という状況でございます。

それから、あと株主の異動の部分ですけれども、基本的に筆頭が市で、第2の株主が宮城県になっておりますが、取得、買い取ってほしいというような申出が、大株主に対してこれまでされているかどうかの経緯までは私知らないんですけれども、現在、市と県で2分の1を超える株主構成になっているんですけれども、これ以上、他の株主の持ち分を取得するという考えは、今のところを市としては持つてはございません。

ただ、今後、塩釜港開発株式会社の在り方、市が所有しているマリゲート塩釜の施設の在り方を議論していく中で、株主構成をさらに本市の割合を高めていくと、そういった必要性が議論に上がって市議会でも認められるという場合に、初めてそういった議論になるかとは思いますが、現在のところ買い取るという意向は持つておりません。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。この2,000株というのは、全体の約8%の保有率という形になっておりますので、これを談合という部分で懸念が多く、私は懸念をしてしまうので、筆頭株主である塩竈市と宮城県で早急にご検討していただければなと思っています。

また、先ほど在り方とおっしゃっておったんですが、現状第三セクターとしておりますが、これ例えば市直営でやってもいいのではないかと私は正直思っております。要は第一セクターにするということなんですけれども、第三セクターを第一セクターにするということは難

しいのか、お伺いをいたします。

○議長（鎌田礼二） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えします。

まず、第三セクターを第一セクターにするという手段につきましては、先ほど副市長からもお話ありましたとおり、株式を全て市が取得して、市100%出資の民間会社にするという方法、あるいは市の直営で施設運営をするという方法があるかと思えます。ほかの株主の株を全て取得することについては、当時のそれぞれの株主の皆さんが出資した背景というのがあると思えます。例えば会社の設立目的だったり、あるいは事業内容ですか、それに賛同して出資なさったということですから、それを市の一存で全て取得するというのは、まず今は必要性も特段生じてございませんし、相当の困難が伴うのではないかと私どもは考えているところでございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。その必要性もないということなんですけれども、現状、1階の空きスペースも散見される中、ほかの議員の方々が多く質問、問題提起されているところもあると思えますが、現在そんなに変わってないんですよね。やっぱり在り方という部分で、こういった空きスペースが今後も出ていくばかりではないかなと思っております、いま一度在り方を検討していく必要性というのがあると思うんですけれども、こちらについていかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） それでは、お答えします。

まさに議員がおっしゃるとおりで、マリゲート塩釜の施設そのものの在り方、方向性をきっちり、はっきりとさせる時期に来ていると思っております。

そういった考えを踏まえまして、今現在、マリゲート塩釜の指定管理期間は、従来5年で区切っておったんですが、ずるずるといかないようにということで、現在、今は3か年ということになっていまして、その期間内に、我々としては施設全体のコンセプト固めというものを、リニューアルに向けた方針を策定したいと考えてございまして、今年度は専門家の先生に見ていただいて、いろいろ施設運営のアドバイスなどをいただいておりますし、来年度も引き続きそういった取組を重ねて、例えば施設のブランディングであるとかプロモーショ

ン、あるいは床を貸すに当たってのスキームをいい方法にできないかといったようなものを考えてございますので、まずはそういった在り方を早急に決めて、その後の管理運営体制についても、それに付随するような形で見直すなり、望ましい施設づくりに努めるという考えでおります。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。それは現状の体制、形で、その根本の部分は変えずに、これからそういったことをやっていく、考えていくということの認識でよろしいでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） おおむねそのとおりでございまして、現在、マリゲート塩釜につきましても、市の設置条例において、管理は指定管理者に行わせるものとする限定的な規定になってございますし、マリゲート塩釜そのものの役割というの、例えば旅客航路利用者の利便性の確保であるとか、あるいは海に親しみながら交流できる空間を提供する、あとそれに地場産業の振興といったものがありますので、この役割がなくなる限りは、現在の施設を維持しながら、指定管理、これは我々としては民間活力を導入して、例えば運営の効率化であるとかサービスの向上が期待できると考えてございますので、この形式をもって取り組むという方針に今は立っているということでございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。なかなか難しいところもあるんだろうと想像はできるんですけども、ぜひ塩竈のために、よりよい施設活用を考えていただければなと思っております。我々もしっかりとそこについては、今後も質問なり問題提起なりさせていただきます。

以上で質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） 以上で、桑原成典議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時25分といたします。

午後3時12分 休憩

---

午後3時25分 再開

○副議長（西村勝男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。10番今野恭一議員。

○10番（今野恭一）（登壇） 私は、市民クラブの今野恭一でございます。このたび、一般質問の機会をお与えくださいました議員の皆様から心から感謝を申し上げ、質問させていただきます。

早いものであれから5年が過ぎ、市長は、出張以外の日はいつも朝の見守りに出かけたり市内パトロールをしたりと、早朝からご苦労さまでございます。

さて、質問に入らせていただきます。

まず初めに、市長は、市内の町内会を回って座談会を開いてまいりました。もちろん私たちの西町町内会にもおいでいただき、令和6年度塩竈市の主な取組についてという資料をお配りになって、真剣にご説明をなされておりました。

7つの重点課題があって、その対応についてしっかりと説明をし、示し、将来への道筋を示しました。特に、その中でどうしてもやらなければならないのが4つあって、その中ですぐにでも必要なのがごみ処理場の建て替えですとおっしゃって、なぜならば、人の命がかかっているのが大きな原因だというお話でございます。

オペレーターが機械を操縦しているのですが、その操縦席が傾いているので一刻も早く建て替えをしなくてはなりません。そして、市役所も庁舎の建て替えをしなくてはなりません。しかし、本市にはお金がありません。それを考えると、まず最初に、人の命がかかっているごみ処理場を建てて、見通しが立ってから庁舎を建てるしかないと思っています。いや、庁舎は建てられないかもしれませんとおっしゃっていましたが、最近では、議会の協議会などで、緊防債、つまり緊急防災・減災事業債に合わせようと必死になっているように見えますが、いかがでしょうか。

これをまず第1問目として、次からの質問については質問席からさせていただきます。よろしく申し上げます。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 10番今野恭一議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、令和6年度の主な取組についてのご質問のうち、市役所庁舎整備の進捗状況についてをお答えさせていただきます。

懇談会のお話から、ご説明で私が発言した部分というところもあります。若干ニュアンスの問題はあろうかと思いますが、基本的には重点の7つの課題についてお話をさせてい

ただきながら、その優先順位をどのような形でつけていくか。そのときに、ごみ処理場については、市長に就任して初めて視察に行った場所がごみ処理場でして、外が見える建物の間から、大変危ない場所でもあったということでいろいろ調べてみたら、耐震化をまずしていないということが一つのきっかけということになってございます。

それと同時に、市役所についても皆様ご承知のとおり、もう既に64年以上経過していて老朽化が著しいと。それと、市民の方々からよく申し上げられるのは、分散しているので不便なんですということも、どこに行っても言われる話でございまして、ごみ処理場の優先順位を早急にしないといけないなと考えているときに、ちょうど緊急防災・減災事業債の話があって、それが令和7年度までということがございましたので、まず市役所庁舎については、緊急防災・減災事業債の令和7年度までに間に合うかどうか、これについてチャレンジをさせていただきたいという言葉で、議会でも懇談会でもお話をさせていただいたところがございます。

私どもとしても、まだ延長するかどうかについては、総務省内でもしっかりとした話合いがなされているということは聞こえてきてございませませんが、私どもとしては令和7年度までの限られたスケジュールの中で、庁内においてもチャンスがあるのであればチャレンジをしようということで、それでもなお慎重に検討を重ねさせていただいているところでもありまして、場所の選定についても、市民説明会の開催やパブリックコメントの実施など、可能な限り様々な方々から意見聴取をさせていただいている現状がございます。

現在、基本構想・基本計画の最終案の取りまとめに向けた検討を進めさせていただいておりますが、今後も皆様方からのご意見をいただきながら、まずは令和7年度中に基本設計をしっかりとできるかどうかも含めて準備はさせていただきたいと、今そのような現状でございます。

○副議長（西村勝男） 今野恭一議員。

○10番（今野恭一） 市長はチャレンジとおっしゃいました。担当の職員の方々、非常にいい汗をかいているんだろうと思っておりますし、また、このようなチャレンジなどという経験は初めての方もおられるだろうと思います。ただ、今ここで両方を一緒に建て替えようなどと考えるのはいかがなものでしょうか。

昨日のどなたかの質問にもありましたが、ごみ処理施設の概算事業費は219億円という試算が出ていますが、市役所庁舎と一緒にできるかどうか、その辺の見通しはあるのかお尋

ねいたします。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 本日あるいは昨日も、議員の皆様から非常に心配の声をいただきますというか、慎重な対応ということでご発言いただいているということは認識しております。

それで、今、今野議員からもありましたとおり、想定事業費をかなり上回る事業費が想定されていることと、財源につきましてもいろいろまた厳しい制限が出てきているということで、それが1点。

そのほかに、これ2つ以外の施設についても老朽化が激しいという現実を踏まえて、最終的に長期的な視点に立って、過度な市民負担にならないようなものができるかどうか、今、庁内の中でも慎重に議論を進めているという状況でございます。

○副議長（西村勝男） 今野議員。

○10番（今野恭一） 非常に大事なところであろうかと思えます。ここで一步間違えれば、北のほうのどこかのまちみたいに大変な状況に陥ることもあり得るだろうと懸念をしている市民が多々ございます。どうぞそのようなことにならないように、まず最初にごみ処理施設の建て替えを優先にして、市役所庁舎の建設にはしっかりと時間をかけて、場所の選定も含めて、塩竈にはJRの駅が4つあります。塩竈市のシンボルらしく、例えば東北本線の塩釜駅や仙石線の本塩釜駅の駅前の周辺に建てて、市民が誰にでも自慢できるような、誇れるような立地で建物を建ててはいかがでしょうか、お答え願います。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） ご提案ありがとうございます。この場所の選定に関しましては、今現在、市長のチャレンジというお言葉を借りますと、今チャレンジを進めていると。その過程において、場所の選定についても市内の13か所の候補地、その中には今野議員おっしゃったような候補地も入っていたと思いますが、そういったところを比較検討して、二又スポーツ広場と現施設にまず絞ってきている。それを市民の方にも一応ご意見をいただきまして慎重に進めてきた経過もございますので、それはそれとして受け止めておきながら、今後いろんな可能性あると思えますので、現段階では計画どおり進めるというようなお答えをさせていただきたいと思えます。

○副議長（西村勝男） 今野議員。

○10番（今野恭一） 今の状況を僕から言わせてもらえれば、緊急防災・減災事業債ありきにし

か見えませんし、僕がお会いする市民の多くはそう感じております。百年の計を誤らないでほしいと言われておりますので、どうかその辺のところをもう一度立ち止まって振り返ってみる必要もあろうかと思えます。過ちを繰り返さないとか過ちを犯さない、まっしぐら突っ込むのもいいんですけれども、ちょっと一息ついて周りを眺めてみるということも必要かと思えます。その辺のところをよく吟味しながら進めていただければと思っております。

次に、学校再編については、昨日のどなたかの質問と重複しますので割愛させていただきます。

次に、門前町の再生についてお伺いたします。

本市では、公民館本町分室で、大学生や教授を呼んで、地元の人たちを巻き込んでいろいろと意見交換などをやっておりますが、その成果はいかがでしたでしょうか、お答え願います。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） それでは、お答えします。

塩竈門前町ミーティングの成果というお尋ねかと存じます。議員のお話にありましたミーティングですけれども、こちらにつきましては、いわゆる門前町の将来を語る場という形で設定しており、宮城大学の協力をいただいております。令和4年度から3年間の実施になりました。延べ189名の皆様に参加していただいている形になります。

こちらの内容は、特定のメンバーではなくて、誰もがもう気軽に参加できるミーティングという形で、回を重ねるたびに多様な皆様が集まりまして、まちづくりにとって新たな人材が発掘できたのではないかと考えてございますし、あと塩竈門前町カフェタイム、これをみんなで開催することによって、関係者が自ら主役になっていくよというような機運も高められたとまず考えております。

ただ、他方、塩竈の歴史などをあまりよく知らないまま参加なさっているという方も、議員ご承知だと思うんですけれども、そういった方も見受けられましたので、町歩きなどを通して地域を知る機会というんですかね、こういったものの必要性も出てきたのではないかと思っています。

今後、この3年間の活動の内容をこちら総括しまして、次の自発的な動き、こういったものにつなげていくというような取組を市としても考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 今野議員。

○10番（今野恭一） 確かに、塩竈門前町ミーティングということで私も何度か参加しましたし、町内会の会員の方々にも参加していただいております。が、最初3人で参加していたんですけども、1人欠け、2人欠け、しまいには私も何かやる気がなくなってきたというか、どうも話が見えないというか町の景色が見えない、そういう話になっているんですね。でありますから、もっと主催者側からしてみれば、当然ああうまくいっているな、この次こうしたいなということを思うのは当然かと思いますが、地元に住んでいる人たちの意見や考え方をもっと酌み取れるような企画、そして地元の人たちがやる気を起こすような、やる気が起きるような、そういう企画をしてはいかがでしょうか。それが産業創出、再生へとつながっていくのではないかなと思っております。どうぞお答え願います。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） 議員ご指摘のとおりだと思いますので、今後は一定程度テーマを絞るとか、地元の皆様に評価されてあつての塩竈門前町ミーティングだと思いますので、そういうところを心してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○副議長（西村勝男） 今野議員。

○10番（今野恭一） 産業建設部長、本当に一生懸命取り組んでいただいているのも分かっておりますし、思いというのは非常に燃えているのも分かっております。そこで一つお願いは、まずは鹽竈神社裏参道、あれを何とかしてください。まずそこからスタートしたいなと思っております。あのまま鳥居の脇に、砂利の駐車場をそのまま放っておくのはいかがなものかと思っておりますので、どうぞ頭を寄せ合って、そして知恵を出し合って、そしてあその場所を何とかして、あそこら辺からスタートさせてはいかがかなと思っておりますので、もう一度よろしく願います。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えします。

お話にありました宮町分庁舎の跡地ですね、私ども、こちらの場所については現在公用車の駐車場であるとか、あるいはイベントの際の臨時駐車場として使っているにとどまっているという形です。

議員多分おっしゃりたいのは、あその裏坂というんでしょうか、東参道の鳥居の横にあるというもう最適な場所でありますので、観光面でもかなり利用のある土地ではないかなと思っておりますし、多分相当前から、市としてはあそこに何らかの利用価値があるのではないかと

と考えております。

先ほど来お話あった塩竈門前町ミーティングの中でも、例えばの活用アイデアなんですけれども、地場産品が買えるお土産物屋さんがふさわしいのではないかと、あるいは気軽に食べ歩きができるような軽食の露店タイプの利活用、あとそれに横丁風の町並みであったり、あるいは子供たちが楽しめる空間にしてもいいんじゃないかというような意見も寄せられているところですよ。

ですので、我々としては、今後こういった運営主体、あるいはこういった整備手法がふさわしいのかというのをいろいろ情報収集に努めながら、将来の姿ですね、こちらについてまずは調査研究を深めていきたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（西村勝男） 今野議員。

○10番（今野恭一） ありがとうございます。何か、見解というか思いは一つだと思っております。どうぞ、その裏参道を、東参道というんですか、東参道ではないな、裏参道でいいんだね、あそのぜひにぎわいを、にぎわいのいわゆる火種というか、そういうのをあそこら辺からつくっていただきたいなと思っております。

さて、次に移って、浦戸の再生については、他の議員の質問と重複しますので割愛させていただきます。

次に、市立病院の在り方についてであります。最近とってもうれしいことがありました。それは、近所の方が体調を崩していたときに、開業医の先生に、かかりつけの先生に診ていただいたところ、肺炎と診断されて投薬を受けていましたが、なかなか回復せずに苦しんでおりました。何か息が苦しいということで訴えられまして、そういう相談がありましたので、「それなら市立病院に行くといいよ」と紹介したところ、早速、市立病院で診察を受けて診ていただいたところ、たちまち回復して1週間ほどで元気になり、「市立病院を紹介していただいたおかげです。ありがとうございます」と御礼の言葉をいただきました。市立病院事業管理者の福原先生、ありがとうございます。これからも、ぜひ市民の健康を守るために頑張ってくださいと思います。ご本人はすっかり回復し、今週16日から職場にも復帰いたしましたので、安心して喜んでいただければと思っております。

さて、最後に、西町の集会所についてお伺い……（「質問は」の声あり）質問は、今日は割愛します。うれしいことをまず報告したので、その後に、つねるような言葉を吐きたくない

ので。やっぱりうれしいときにはみんなで喜んで、あはは、おほほとみんなで盛り上がっていくという、そういう新しい塩竈の雰囲気佐藤市長はつくってくださると思いますので、非常に期待しているところでございます。

最後になりますが、西町の集会所についてお伺いたします。

この件は、平成9年の決算特別委員会に続いて、平成12年の予算特別委員会において、僕の質問に対して、「市長からの指示は、集会所的な施設と公衆トイレを併せたようなものでまとめるように指示を受けております」と当時の助役が答弁しており、議事録に記録として残っておりますので、この25年間、市役所は何もしてくれませんでした。が、辛抱強いと思いませんか、市長。西町町内会。誰も腐ったり怒ったりしないで、じっと待っているんです。ですから、今、この25年間頑張ってきた、歯を食いしばってきた西町町内会をよく見ていただいて、塩釜西町郵便局に駐車場を貸している土地を使ってぜひ建ててください。郵便局長もそのことは分かっておりますし、町内会の会員でもございますので、ご理解もしていただいていると承知しておりますので、次の予算でぜひ実現していただきますよう、市長よろしくお願ひします。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 西町集会所の整備についてでございますが、その前に、西町町内会区域には集会所がないことから、西町町内会長であります今野議員におかれましては、ご自宅の事務所を町内会の活動の場所として提供ご協力いただいているところには、誠に感謝申し上げます。ありがとうございます。

議員おっしゃられたとおり、平成12年の予算特別委員会においては、市から集会所的な施設と公衆トイレを併せた施設を検討中といった、そういった答弁をした経過もございました。

また、これまでも西町の集会所整備に関しましては、議会でのご質問や町内会からのご要望をいただいておりますが、市といたしましては、その都度、整備に関する助成金や補助金の制度を説明させていただいており、集会所を整備する一般的な流れについては議員にもご理解いただいたものと捉えておりました。

今後も、町内会の総意において集会所を整備したいという意向がございましたら、整備に係る助成金や補助金の申請手続、整備地の選定などを支援してまいりたいと考えていたところでございます。

なお、本市での全ての町内会が集会所を所有しているわけではなくて、個人宅を活動場所と

して協力いただいている町内会であったり、空き家を借り上げて集会所としていただいている町内会、また、公民館ですとかふれあいエस्प塩竈等のそういった公共施設の会議室を利用していただいている町内会もございます。

また、集会所の中には老朽化が課題となっている施設もございます。その中で、市の集会所に対する現在の方針といたしましては、平成31年3月に公共施設の再配置計画を策定しているところでありまして、その際に整理した内容といたしまして、新たな施設の整備や市による建て替え等の予定はしておりませんで、地域の方々の主体となる整備が進められるように、補助金制度の支援等を継続して行ってまいりたいと考えておりますので、どうかご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） この件につきましては、今野議員から幾度かご質問いただいております。

それで、ちょっと僕も、今回この平成12年度予算特別委員会において、市から集会所的な施設と公衆トイレを併せた施設を検討中という話、実は今回初めて聞いたというか報告を受けたんですね。郵便局の駐車場の件の話は幾度か職員から聞いてございましたが、多分、マコロンヤさんの隣のトイレに多分併設する予定で答えたということですよ。

すみません、今回、僕、ちょっとこの件初めてお聞きして、この件についてはもう一度議事録とかを精査させていただいて、どのような意図でどのようにお答えになったかを調べたいと思います。まず、それが第1点。

あと、今野議員は多分僕よりもよくご承知かと思いますが、ほかの町でも、実は老朽化だったり、団地を造成したときに、結局はそれが売るための建物だったところを、その後、寄附してもらって集会所に使っている場所で建て直したいとか、いろんな場所がございます。例えば新浜町もそうですね、今だと使えない集会所、地盤沈下しちゃってですね、そういうことも数か所、実はございます。

やっぱりネックになっているのは、宝くじの助成金もそうですけれども、3分の2ですか、ただ、最大の予算で多分2,700万円で建てて、1,600万円までが宝くじで認められた場合に補助が出ると。こういったことも検討しては、また町内会で出せないよという話だったり、なかなかまとまらない地区も実はいろいろあるという話は伺っているんですね。だから、その辺で西町だけをこうだ、ああだというのは、今のところ僕としてもなかなか厳しいかという

のはあります。

ただ、今回この平成12年度の予算特別委員会のやつは、議事録を僕のほうでしっかりとまずは精査させていただきます。その前後の文脈が分からないと、なぜこのような発言を当時の執行部がされたのかということをよく存じ上げてから、いろいろ見てみないと、なかなか状況的には厳しいかと思っていますので、そこはご理解いただきながら、調べさせていただければと思っています。

○副議長（西村勝男） 今野議員。

○10番（今野恭一） 市長のお話も、高橋市民生活部長のお話も、昨日今日のお話なら、それで私も納得して、ああそうなんですかと言って座っておりますが、しかし、話は30年前に遡ります。その頃、北浜沢乙線の工事が盛んに行われておりました。そして、いな川さんの、あのうなぎ屋さんの裏手に西町集会所、それこそプレハブの建物で川の上に建っていました。それが、どうしても川の上は湿気が上がるものですから、金属である、特に鉄でできているプレハブの集会所は、まず金属の部分がさび始め、そして床がぶよぶよふけてきました。

当時の町内会長、丸々今新商店の社長だったんですが、これでは危ないというので、市役所にこれ何とかしてもらえないかということで解体をお願いしたという経緯がございます。そこから新しい集会所というのが始まっているんですね。

平成9年に、町内にももともとは古い公衆便所があったんです。いな川さんのすぐ脇に。今の公衆便所の付近ですね、そこにあったんです。であります、もちろん屋根もない、ただ単に溝がついていて、おしっこすると流れて祓川に落ちていくというような、そういう公衆便所でありました。

であります、それをお祭りやなんかでよその人が来たり、いろんな人が使うんだけど、もう普通かというと、今どきのトイレと違って、どうしても不衛生であったということで、最初に公衆トイレを造ってくださいというのが平成9年の決算特別委員会だったと思います。

そして、その後、公衆トイレと集会所を併設するようなことを考えてみてくれということ、当時の高橋助役が三升市長から受けたというのが平成12年の議事録です。

そういった経緯があるので、そのときに本当は集会所が建つはずだったんですが、なぜか国の補助金をいただくのに観光予算を使ってしまった。使ったというかと申請したということで、その観光予算を申請したところ、トイレを造るのは観光客のために造るのはいいと。が、しかし、集会所を併設するのはまかりならぬというのが、昔の当時の縦割り行政というんで

すか、それで断られたと。だから、別な場所に建てられるように、集会所は別な位置に検討するということで、丸メ今新商店の工場跡地、ここが半分ぐらい道路に取られて、取られたというか道路に買収を受けて、そして半分残地として残ったんですね。それを市が買い取ったと。

では、そこに建ててあげましょうというところまで話はできていたんですが、いざとなったときに、ちょっと待ったと。今、多賀城利府線の道路工事をやっていると。それが栄町の黒川屋米穀店の付近を今工事中で、土地の買収をやっていると。そんな中で、代替地を欲しいと言われると、ほかにやるところがないのでここを残しておきたいんだということで、それがちょっと一息ついている間に、いつの間にか道路工事は完全に出来上がったんだけど、こっちは話は進まずに、そのままブレーキかかったままになって止まっているというのが現状です。

ですから、昨日今日の話でないので、集会所を建てられなくなったとか、建てないことにしたとかという話とは全然次元が違うので、そここのところをお考えの上、この四半世紀、頑張って我慢してきた西町町内の人たち、片や、もうこの世から逝去なされて姿がなくなって土に返った方もいます。どうか、そういう方々が減っていく中で、何とか今いる人たちに、当時から四半世紀夢見てきた話ですから、ぜひここで実現をお願いしておきたいと思っております。このお願いを申し上げて、私の質問を終わります。市長、一言お願いします。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 先ほど来、資料がありましたので今ちょっと拝見させていただいております。大変大事なことなので申し上げます。私にいただいている集会所については、平成12年の3月予算特別委員会において、今野議員から、トイレの話も含めて集会所の話はどうなっているんだと。今野議員は、平成12年1月にご要望を出されているということでございました。当時の高橋助役だと思いますが、「北浜沢乙線の整備に当たって西町地区にご協力をいただいているので、集会所的な施設と公衆トイレを整備するよう市長から指示を受けており、検討中と回答があった」という報告でございます。まず、これが1つ。

それで、その後、見ているのは平成29年4月に、西町のコミュニティーセンター建設の要望書が市に出されたということ。市からは、一般的にコミュニティーセンターを整備する場合は、市が適地を提供し、建物は市の補助などを利用して町内会等が整備するとした上で、市として助成制度などの情報提供や申請書など作成の支援を行うことを回答となってございま

す。ただし、現時点で適切な整備地としての市有地がない状況であり、今後も継続して町内会と協議していくとの回答をしていると。塩釜西町郵便局隣接用地を整備地に望まれているが、景観上、慎重に検討が必要としたということになってございます。

その後、令和2年、令和3年と、私が市長になってからという経緯、経過がございます。ですから、今、今野議員がおっしゃられたことは、当時の高橋助役とかがお答えになっている話と。ですから、あそこ北浜沢乙線の整備がありましたので、そのときにどういう経緯、経過があったのか。丸々今新商店さんもよく存じ上げていますけれども、その中でどういう話があったのかは、この文章からはうかがい知れないところがあります。

ただ、ほかの地区の集会所の建設を見た場合に、宝くじの助成制度で建てられた場所がたくさんございます。母子沢町にしても向ヶ丘にしてもですね。そういったところを見ると、その条件は全て対象総事業費の5分の3以内の助成額を交付と。ただ、県でこれ選定するんですけれども、たしか確実に県で選定できるのは県内で2件までと思っておりました。あと1件は課長の裁量か、何かあったかは度忘れしましたがけれども、そのような条件の中で、多分ほかの町も、結果的には、建てられるときにはその助成制度を使って建てられていると理解してございますので、これを西町だけ残念ながら市で建ててこうするというのはなかなか厳しいのではないかと、この文章を見た限りでは思います。

その当時の話で言った言わないは、非常に口約束でも約束ですから大変重要だということは、もう今野議員がおっしゃることもよく理解はできるんですけれども、今の現状で僕から、ほかにも建てたいと言っている地区がある中で、西町のこの状況を見たとしても、なかなか市で整備するというのは大変厳しいんじゃないのかなというのは、今の話合いの中身ということになるかと思っております。

本当にこういう案件は大変厳しく思っていますし、今野会長に自宅をご提供いただいて集会所代わりに使っていただいていることには、本当に感謝を申し上げるということになるかと思いますが、この話をどのような形で進めていくかについては、結局、塩釜西町郵便局の駐車場に貸している土地が市有地ということになるんですね。だとすれば、今申し上げたような補助金の活用等々について、私どもとしても最大限ご相談に乗らせていただきながら、対応については一緒に考えていくという方法が、もしかすると今の状況の中では一番平等で公平で、近い形というのはなかなか申し上げられませんが、近づけることになるのかなということが率直な感想でございます。

○副議長（西村勝男） 今野議員。

○10番（今野恭一） ただいまの市長の答弁には、書面からはうかがい知れない部分があると。

西町には大変世話になったと書いてあったけれども、どういうことなのか分からなかったというお話でしたが、そこをちょっとひもといてみますと、当時、西町町内会では、その工事が始まると同時に、西町地権者会というのをつくりました。アベカシクロウさんが会長で、コンノシンジロウさんという丸メ今新商店さんが副会長で、町内一丸となって、誰一人その土地の買収に反対をしたり、ごねたりするようなことなく、非常にスムーズに進んだと。毎年、新年に総会を開いて、その場で、北浜沢乙線が早く出来上がるようにと、みんなで協力しようというようなお互いの言い合わせといたしますか、心を一つにして、そして取り組んできたというのが西町町内会であります。

ですから、最近のコミュニティーセンターとかなんとかで補助金もらって云々というのとは全く別格のものでありますので、ですから、町内としてはそういう考えは持っていないわけです。そもそも、当時はそういう補助金で云々ということはなかったですから。ですから、三升市長から託された高橋助役がそういう答弁をなさっていただいたということでもあります。さらに詳しくは、また別な席でもお話ししますけれども、議場ではここまでにしておこうと思います。

そんなことで、ぜひ一刻も早いその実現を町内の皆さんは心待ちにしておりますので、片方、体調を崩して救急車で運ばれている人も先週の金曜日あたりにもおります。聞いてみると心筋梗塞だったそうです。そのようにして、高齢になるとともに体調を崩される方も出てきておりますから、皆さん元気なうちに、ちゃんと意識のあるうちに、ぜひ塩竈市としての役割を果たしていただければありがたいなと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○副議長（西村勝男） 以上で、今野恭一議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は16時20分といたします。

午後4時08分 休憩

---

午後4時20分 再開

○副議長（西村勝男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。17番土見大介議員。

○17番（土見大介）（登壇） 塩釜を元気にする会の土見大介です。

私からは、塩竈の産業振興策について、それから地域コミュニティによる社会課題の解決についての2点について、大きく一般質問をさせていただきます。

業界を取り巻く環境を考慮し、事業者や各活動団体に寄り添った政策を行えているかという観点で質問をさせていただきます。

ふだんの私の一般質問では、担当課の方と細かいところも含めてやり取りさせていただくことが多いんですけども、今回は俯瞰した大きな話にも入りますので、時折、市長にご意見を伺うことも出てくると思いますので、よろしく願いいたします。

物価高騰の話、また庁舎建設、それからごみ焼却場の話と、なかなか明るいニュースがない昨今ではあるんですけども、塩竈の未来がより明るくなるように、前向きな、そして活発な議論をしていきたいと思いますので、ご協力をよろしく願いいたします。

まず初めに、塩竈の産業振興策についてでございます。

塩竈の産業振興策といいましても非常に幅広い話になってしまいますので、範囲を水産・水産加工業に限定して議論を進めていきたいと思えます。

議論を進める前に、第6次長期総合計画をもう一回確認させていただきました。第6次長期総合計画の基本構想には、まちづくりの目標と方向性というところの分野4産業のところ、施策の柱の1番目に、数多くの地域資源を生かした「みやぎの台所・しおがま」の創造と題して、「魚市場を拠点とした生産・加工・流通におけるブランド力の向上と新たな価値の創造により、水産品、水産加工品の流通拡大を図り、地域経済の活性化につなげます」とあります。

それを踏まえてお伺いしたいんですけども、水産・水産加工業の分野において、塩竈の産業振興策の目的というものは何と定めているのか、そして、具体的な目標はどこに定めているのか、この2点についてまずは伺いたいと思えます。

以降は、質問席から質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 17番土見大介議員の一般質問にお答えをいたします。

塩竈の産業振興策についてのご質問のうち、産業振興策の目的、水産加工業の振興策における具体的な目標はどこに定めているのかということにお答えを申し上げます。

本市の基幹産業であります水産業、水産加工業については、地域の経済や雇用を支える屋台

骨でございまして、昨今の物価高騰、働き手不足、円安による原料高などふくそうした課題に直面しております、かつてない大変厳しい状況に置かれていると認識しております。

このことを踏まえまして、関係業界の皆様と定期的に意見交換を行いながら実情を把握し、様々な支援策に取り組んできたところでありますが、製造業の皆様にとっての喫緊の課題であり、即効性が期待できる販路の拡大を目標と位置づけ、ビジネスチャンスにつながる可能性のある量販店での塩竈フェアの開催や商談会の開催などに取り組んでいるところであります。

繰り返しになりますが、市といたしましては、産業振興策の当面の目標を水産業、水産加工業者の皆様の実業継続を支援するための販路の拡大とビジネスチャンスの創出に捉まえているところであります。

以上です。

○副議長（西村勝男） 土見大介議員。

○17番（土見大介） ご答弁ありがとうございます。

基幹産業水産・水産加工業の継続を踏まえて販路拡大と、それからビジネスチャンスの創出ということを市の政策として行っていくと、目標としていくという話であります。

そこで伺いたいんですけども、この当面の目標という話なんです、これが目標ということなので、その目標が達成された場合にどのような状況になるかという話が次に出てくると思います。

そこで伺いたいんですが、この当面の目標を達成した暁には、塩竈の水産・水産加工業というものはどのようなイメージになっているのか、そこをお答えいただきたいと思っております。こちらは、担当課からよろしく願いいたします。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） それでは、お答えします。

目標が達成された暁に、こういった業種の皆様がどんな形になっているかという質問だと存じます。

基本的に、本市の水産業、水産加工業、市長申し上げましたとおりふくそうした課題に直面してございまして、今、厳しい状況に置かれております。

市としては、その中でも、自治体として支援できるものには限りがあるということで、市長が申し上げたように、まずは販路の拡大といったものを支援していくというような考えで取

り組んでおりまして、例を挙げますと、例えば魚市場で行われます塩釜魚市場どっと祭でありますとか、あと先月行いました盛岡市のイオンでの塩竈フェアといったような商流を盛んにする取組などを行っています。

こちらについて、その水準についてはなかなか申し上げられないんですけども、一定程度の販路拡大が確保されれば、地域の雇用が継続され、あるいは経済が活性化され、今後もお、地域を引っ張っていくその屋台骨として存続していくというような効果が期待されるのではないかと我々としては考えております。

以上です。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

目標というからには、一定程度とか、ある程度という曖昧なことではなくて、例えば10年後にはとか5年後にはというところで、明確な多分基準ポイントというのをつくらなきゃいけないと考えておりますので、でない、その先の議論というのがなかなか難しいかなと思っています。

そこで、次に伺いたいところなんですけれども、事業の継続のためにという話がありましたが、一つ、塩竈市のホームページからデータを参考にさせていただきます。

塩竈市のホームページに、数字と年表でみる塩竈市の水産業というホームページのページがあります。その中で、魚市場の水揚げ高の推移と、それから水産加工品の生産高の推移というのが示されております。例えば近年で考えると、平成元年から平成30年の30年間でその内容を見てみますと、水揚げ高は、平成元年が333億円、平成30年には97億円と、およそ3分の1に低下をしております。また、水産加工品の生産高については、同じく1,009億円から609億円と4割減の状態であります。

このような中、先日、水産加工関係の方と意見交換をした際に、明るい未来がこのように、もう水揚げ高も生産高もどんどん減っている、状況も厳しい。明るい未来が描けない中で、子供たちに継がせることができないという話があります。事業を継続するときが一番大切なのは、誰が言うまでもなく人です。その人を、こういう状況の中で積極的に確保することができるのか。そこが、今、地元の事業者さんたちにとって頭の痛い問題でもあると考えています。

そのことが、先ほどおっしゃっていただいた販路拡大、それからビジネスチャンスの創出、

この事業だけで解決できるほど簡単な問題なのかというところを今後聞いていきたいと思えます。

先ほど草野産業建設部長もおっしゃっていたように、様々な問題が水産・水産加工業にあります。その様々な問題というのは、販路拡大とかビジネスチャンスの創出だけで本当に解決できるのかと言われれば、僕も少し勉強させていただいた中では、ちょっと難しいのかなと思います。ここは共通の認識なんじゃないかなと思うんですけども、短期的な視点でいえば、先ほどの販路拡大、それからビジネスチャンスの創出ということが効果を生むとは思いますが、ただ、長期的な視点に立てば、先ほども申し上げたように、後継者の育成、それから業界としてのインフラの整備とか、または分野連携による新しい価値の創造ということが必要だったり、あとは、それこそ三陸塩竈ひがしものにも代表されますようにブランディングというのをしていけないといけない。塩竈の水産品、水産加工品のブランディングというのをしていく。そうすることで、事業者が安定して事業を営めるような土台というのをつくっていかなくちゃいけないんですよね。そういうことが、長期的な視点に立った場合に必要な施策だと思います。

そこで伺いたいのは、行政として、今、私が申し上げたような長期的な視点に立った取組というのは行っているのか、それから今後行う予定があるらしたら、そのことも紹介していただければと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えします。

質問の趣旨については重々承知してございますけれども、取りあえず民間の企業の皆様というのは、仕事を存続させるというのが一義的な目的でありまして、続けていくためにはやっぱり利益が必要だという形になります。

ですので、今、地図も海図もない時代と言われる中で、当面事業を継続するに当たって、販路を拡大したり販売チャンネルを多数持って幾ばくかでも収益を確保していくのが、まずは続けていくのに必要だろうということで、それを土見議員いわく短期的な取組と思われるかもしれませんが、市ができる支援策ということで、まずそれをやっているというのが1つです。

あとは、中長期的に視野に入れた支援策というのは何があるかというお話であれば、例えば、魚市場に衛生管理型市場を入れました。これは、間違いなく将来考えたときに、H A C C Pとか避けられないと考えていますので、そういった意味での先行投資になっているのではな

いかというのが1つです。あとは、たゆまぬ努力によって一定の地位を築いてきました三陸塩竈ひがしもののブランド化ですね。我々としては、こういったようなブランディングをほかの魚種、あるいはほかの産品にも適用できないかということで事業者の皆さんと意見交換しております。

ですので、こういったものに代表される事例などもありますけれども、まずは業界の皆様と今定期的に意見交換してございますので、こういったところに困っていて、こういったニーズがあるのかといったものも掘り起こしながら、さらなる長期的視野に立った支援策ですか、こちらについても膝詰めで議論していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 考え方の視点がどこにあるかで、この話は大分変わってくると思います。

スタートの地点をどこに土見議員が置かれていて、私どもがどのスタート地点から動こうとしているのか、これによって大分違うはずですよ。

僕が聞いている業界の皆さんの話は、今日あした、どのようにして生活するか、生きていくための商売ができるのか、そこなんです。ですから、僕からすれば、今このような地球温暖化の状況の中で、海水温の温度が変わって、取れる魚種がどんどんどんどん変わってきていて、今まで当たり前が取れていた魚がこの地域でその時期に取れなくなっている。

その一方で、ウクライナとかロシアの戦争によって、今までロシアから入ってきた原料が、単純に言えば韓国を通じてこの塩竈にも入ってきている。それは、ある意味ではありがたい話かもしれないけれども、スムーズには入ってこなくなった。ここでまたマージンが発生する。

こういった状況の中で、簡単に言えば、原料なければ商品を作れませんから、なりわい自体の根本が入ってこなくなることに対する危惧というのは、各業界皆さん持っています。そのことを我々としてはどのようにお手伝いできるか。円安を我々がどうこうしたって、これ無理な話なんです。その辺のところのスタートラインというものを我々としてもしっかり考えて、まずはやっぱり、今、目先の商売が成り立つように、そして、簡単に言えば年が越せるのかどうかという厳しい状況にもなってございます。

だから、その辺のところを我々としては少しでも応援する形で、販路の拡大だったりということをやらせていただく。今乗り越えないと将来ないんです。その危機感の中で、市役所と

しては、とにかく職員の皆さんにも現場を回って、それぞれの皆さんの話を聞かせていただいとお願いをさせていただきますし、私自身もいろんな方とお話をさせていただく中で、これは今まで経験したことがないぐらいの厳しい状態であるということは、多分、土見議員もお話しされたということであれば知っているだろうと。

ただ、意見交換しても、「あんたたちに何回言ってもやってくれねえよな」ということも常に毎回言われます。それと同時に、諦めている部分もあります。円安は、僕らには残念ながらどうしようもないので、ですから、その辺のところを次の段階でどうするかということ、今の現時点での対応を最大限考えられることをさせていただきながら、あしたあさってにつながるような、または、あしたあさってを見据えた形での支援策をやっていかないとはいけなだろうとは考えています。

強いて挙げれば、それが私どもの短期的な目標と、ある意味、次につながる支援につながっていくだろうと。今考えられるのは、業界の皆さんの話を聞かせていただければ、そこが一番大切な視点なんだろうと捉まえております。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。言っても仕方ないだろうという話は、先日、議会でも意見交換会に行った際にも、似たようなことをおっしゃっていただいたこともあって、僕らもちよっと耳痛いなというところはあります。

今、市長や草野産業建設部長がおっしゃっていただいたことは僕も重々承知です。ただ、一日一日を乗り越えていく、積み上げていくだけでは、その先に、永続的に一日一日と歩めていけるかと言われると、今の状況は多分そんなに簡単ではないと思っております。

特に、人だったり産業の構造の話は、なかなか目の前のことだけをクリアしていくところでは、この基本的な構造を変えることは難しいと考えておりますので、もちろん短期的なものを否定するわけではないんです。それは絶対に必要です。それと同時に並行して、もう少し先のことも考えながら、もちろん短期でばっとできるものではないので、そこは進めていっていただきたいと考えております。

あとは、各業界の方と意見交換会、もちろんそれは必要なことなんですけれども、ある程度のところで一旦多分立ち止まって方向性を出さないと、どんどん変わっていく状況の中で意見交換会してもどんどん変わっていただけなので、そこを一定のところで方向性というのは示していく必要があるんだろうと。業界の方と相談しながら示していただきたいな

と思います。

長期的なところの取組として何点かご紹介なんですけれども、例えば市長も視察で行かれた海士町ですね。海士町、島まるごとブランド化というのをやられているかと思います。その中で、島の産品というのを海士町というブランドの中でブランディングをしていくと。そうすることで、今や業界関係なく、様々な事業者が海士町に入ってビジネスを行っているというような、イメージ戦略としては非常に面白い現象が起きています。

ですので、水産業のまちである塩竈においても、三陸塩竈ひがしものだけではなくて、この水産・水産加工という加工品全体のブランディングというのをもう少し強くしていったほうがいいのではないかなと思います。

あとは、先ほど分野の連携という話もさせていただいたんですけれども、それこそ上士幌町ですか、北海道のところでは、もともと酪農とか畑作ぐらいしか……、しかと言うとちょっと失礼なんですけど、基幹産業がなかったところに、うまく観光を掛け合わせることで、ある意味エンターテインメント化をして、新しい需要というのを創出したという事例もあります。

以前、まだ市議会に阿部眞喜議員がいらっしゃった頃、海業という話もされていたと思います。その水産業、水産加工業というものを、ただその本流の事業だけではなくて、ほかの観光などと掛け合わせることで相乗効果というのを多分うたっていく必要があるんだろうなと考えております。ここら辺は、ご意見だけにさせていただきます。

あと、先ほど市長から原料の話もありました。海外から原料を調達してというのが、だんだん非常に厳しくなっているという状況は大分続いている状況だと思います。その中で、今後その状況が改善されるかと言われると、なかなかいい兆しというのも見えないのが現状です。ということも考えまして、それこそ国内からの原料調達というのも含めて、原料から材料、一次加工、二次加工、三次加工品の製造、そういうものを含めまして、業界の構造の再構築というのにも本気に取り組んでいく必要があるのではないかと考えています。

今、水産・水産加工業界が抱える課題、先ほど市長、それから産業建設部長からもおっしゃっていただいたように、非常に問題が大きく、しかも複雑です。これに対しては、目先の改革だけではなくて、目先のことをやりつつも、ちょっと先のことまで見た改革というのが必要になってくると思います。これは、この業界だけに限られるわけではないんですが、各業界の団体とももちろん議論を重ねながらも、まちのビジョンというものを、この業界のビジョンというものをしっかり共有して行ってほしいと、そこを非常に願っております。

この長期的な改革、こういうことをやるには非常に胆力の要ることだということも重々承知しております。そこに対して、この目先のことプラス少し長期的な視点に立って取組を行う、こういう必要性はあると思うんですが、その部分に対して市長のご意見をもう一度伺いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） おっしゃっている意味もよく存じ上げていますが、土見議員が何十年前からのこの塩竈の水産の歴史をお考えになって言葉を発せられているかは、ちょっと僕は分かりません。僕が数十年この塩竈の中で政治に携わる仕事、もしくはそれに関係する話、当事者からも、また、それに関係する人からも、関係業種の方からも栄枯盛衰を見させていただきました。たかだか30年か40年ぐらいだと思いますけれども、その中で物すごく感じるのは、一時期、魚市場というのは水揚げ500億円あったんです。マグロなんですよ。結局、今は80億円から100億円ふらぶらするのがやっただろうという考え方があろうかと思います。

前浜もの、塩竈市魚市場に上がる魚をどのように取り扱うか、これについては何十年前前から、マグロに特化せずに、塩竈に沖合底引き網の船籍が7隻あるんですよ。今、石巻市に入っています。大体。こういったところをどのように活用するかという議論も、実はもう何年も前から話はあるけれども、ある程度の段階まで行かないまでに終わってしまっているんですよ。これ何十年。ですから、僕とすれば、将来のことを考えるのであれば、焼津に行っても、例えば三崎に行っても、枕崎市の市長からいろんな方々とお話ししても、やっぱりそれ相当の努力はそれぞれしています。それでも現状の厳しさがある中で、どうやって生き残るか。

それと、産業を一つの流れとしてつくる場合に、焼津に行ったときに冷凍もありましたけれども、かつおぶしの工場とかも全て見させていただいたんですけれども、そこに行き着くまでに数十年から数百年やっぱりかかっているんですよ。それと海士町の話も出て、海士町にも行って町長からもいろんなご指導をいただきましたけれども、例えば急速冷凍の施設、今に合ったような形のものを造るとなると、これ30億円から50億円、規模にもよりますけれども、かかっちゃうと。それが、生マグロを取り扱ってきた塩竈のプライドと実績は物すごく分かります。だから、それを大切にしたい。これも当たり前を感じるどころ。ただ、もう今の現状では、それだけではなかなか厳しいだろうという現実も我々は考えています。

それを今度、水産振興協議会の皆さんと話したときに、なかなかそこまでの話には行き着か

ないという現状があります。あと、その業界ごとによって意見が違ってくるんですね。こういう厳しいんだから、あんたら塩竈を何とかすべきだというご意見もあるし、いやいや、我々で何とかしなきゃない。あとは世代間の感覚の違いがあって、なかなか一つにまとまらないなというのはあります。

だから、僕とすれば、その辺の状況をどうやって打破していくか、これはもう次のステージに行くしかないんだらうと。ただ、僕らが押しつける話じゃなくて、まずはなりわいを形成している皆さんが、自分の生きる道をこれからどうしていくんだということを真剣に打ち出していたかかないと、我々がそのなりわいを支えられたとしても、我々のなりわいじゃないんですよね。間接的には我々のなりわいですけどもね。そのところをどうやって業界の皆様方と胸襟を開いて話せるかということに、今後の塩竈の水産や水産加工業の未来はかかってくるだらうとは厳しく受け止めているんです。

ですから、海外から原料を持ってくる。これが、もう円安が今の状況で、トランプさんになってどう変わるかというのも、FRBでも利下げしましたですね。この差ですからね。日本の金利とアメリカのこの格差が埋まらない限りはなかなか円安が、また昔みたいに110円、120円になるということは想定し得ないですね。そうなったときに、高値安定の原料だけで塩竈の業界の皆様方が生活し得るかどうかなというのは大変厳しく受け止めていると。

ですから、僕とすれば、やっぱりその辺のところを踏まえて、胸襟をお互い開いて、そういう今後の状況については、今日このような機会もいただきましたので、ぜひ、業界の皆さんともそういった話をさせていただく機会をつくることの重要性は再認識いたしましたので、そういった方向性の中で、今後の水産、基幹産業は変わりありませんので、それを我々がどう支えていくかということについては、まだまだアイデアの出し方はあろうかと思っておりますので、真剣に議論させていただきたいと思っております。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。多分それができるのは市長だと僕は思っております。そこで、ぜひ各業界の皆さんとお話した際には、その結果というのは、もちろんあまり細かいところまではというのはあるんですけども、結果が見える化して行ってほしいんですよ。このように、市と、それから各事業者さんたち業界というのは、一生懸命かんかんがくがくやりながら、塩竈というのの将来を考えてつくっているんだというところが見える形にさせていただくと、ほかの方々、ほかの水産業界の方も含めて、もう少し必要な議論に対

して理解を示してくれるんじゃないかなと思っています。

それから、各業界の方がまずは動いていただきたいと。そこはもちろん僕も重々承知なんですけれども、その点については、ちょうど次が市民の主体性の話になるので、その部分で少しお話をしたいと思います。

では、先ほどご紹介いただきました販路拡大、それからビジネスチャンスの創出について少し細かく伺っていききたいと思います。

まず、販路拡大のところでも少し伺いたいんですけども、近年、販路拡大のための事業としてどういうものを実施して、その結果どういう成果を生んでいるのか、その部分から簡単に結構ですのでご紹介願います。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） では、昨今の施策の実績効果についてご紹介申し上げたいと思います。

先ほどもちょっとお話ししたんですけども、まず私どもは、10月に魚市場と仲卸市場の同時開催ということで、塩釜魚市場どっと祭というのを行っています。今年は天候にも恵まれて、入込数は昨年比で3,300人増の2万6,300人。売上げなんですけど、水産加工品中心で、前年から14%のアップで230万円ということになっています。併せて実施したアンケートでも、非常に好評で、来年も来たいというような、まず直接的な塩竈の地内での売上げをつくったというイベントになります。

あともう一つは、11月に盛岡市のイオンで本市の水産品、水産加工品の特産品を販売PRします塩竈フェアというのを初開催で、11月15、16、17日の3日間、週末に行っていました。こちらの効果としましては、イオンのデータを提供いただきまして、その週の売上げですね、前の週と比べて24%のアップということでしたので一定の効果が上がっていますし、あと今後この塩竈フェアを契機とした通常の商いですね、こちらのほうの商流にもつながるのではないかなと期待しているところです。

あと、なおイオンからは、イオン東北なんですけれども、ほかの店舗、あるいは、いわゆる海なし県といったような他圏域の関東圏での実施も可能とお言葉をいただいておりますので、我々としては今後そういった事業展開につなげていきたいと思っていますので、一定程度効果は上がっていると認識しているところでございます。

以上です。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） 確認なんですけれども、先ほどの2つ挙げていただいた事業というのは、販路拡大を目的とした事業なんですよね。とした場合に、効果がそれでいいのかというところがあると思うんですよ。その場で何ぼ売れましたは効果ではないですよね。それが販路になっているかどうかというところが効果ですよね。言ってしまうと、ほかのところに出店する、もしくはイベントをやって売り出すというのは、販売の代行であったり特売であるということであって、それが販路になるかどうかというところは、その先の問題だと思います。

その中で、この販路拡大というのは、そのイオンのイベントと、それからこの市場のイベントというものが、実際、日常の販路というものにどうつながっているのか、その部分をどう検証されているのかを伺いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） ちょっと難しい質問なんですけれども、まず、市場の祭りで実際に行う物販というのは、我々、今、秋と春ですかね、3月に年2回という形ですので、地元の皆様には塩竈の食を知っていただくというのと、あとは現地で売上げをつくれるということですから、これは間違いなく販路を拡大していると私たちは認識していますし、イオンの取組については、今回のスポットの効果としてはこの程度の金額ということでしたけれども、今後継続することであったり、通常の量販店との商取引につながれば、今後それが販路拡大につながったと言えるはずだと思いますので、そちらは継続してウオッチしていきたいと思っています。

以上です。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 分かりやすい事例があったのでちょっと申し上げます。

新型コロナのときに晩酌セットというのをつくらせていただいて、お酒と塩竈のおつまみということで、スーパーごとにいろいろ工夫していただいて、チョイスをしていただいたのがありました。そのときに、実はすごいなと思ったのは、それぞれのお店でバイヤーさんが、当然覆面で、何を売っているのか、どのぐらいで売っているのかって回っています。そこで、あるAというスーパーにBというスーパーが行って、そこで見つけた商品について、塩竈の方ですけども、ぜひ取引したいと、この値段で。そしたら、実はとんとん拍子にいつ首都圏まで行ったら、値段は薄利になりますけれども、ロットが全然違うということで、イオ

ン関係なんですけれども、莫大な状況に変わったんですという報告を受けたことがございました。

ただ、その後、残念ながら牛タンの……、牛タンと言ってしまうけれども、原料がなかなか高くなっちゃってということがあって、うまくいかなかったんですけれども、我々としては、まずの取っかかりって何ですかという話を、今、市役所の中でももんでいます。

最初の取っかかりは、例えば社長と僕が知り合いだったりなんなり、きっかけは何でもいいんですけれども、そこから生まれる、始まるべきものが必ず誰にでもあるかと。ですから、そのきっかけをどうやってつくらせていただくことが、その方々にとってのビジネスチャンスにつながるか、販路の拡大につながるか、そこから先はご自分たちの努力は絶対に必要だろうと思っております、我々の仕事もそうだと思います。土見議員もそうだと思いますが、いろんな方にいろいろな方を紹介していただいて、そこからどう発展させるかは自分の努力以外、何物もないと思います。

ですから、そのきっかけをつくるのが、まずは我々に課せられた一つの大きな、先様に対する事業なんじゃないのかと捉まえておりますので、必ず最初から1から10まで飛べないので、1から次の2に行くまでの間にどういうプロセスを経るかという、そこにどう我々も関わるができるのかというところまで、丁寧に見ていきたいというのが今の率直な感想です。

○副議長（西村勝男） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。市長が多分、先まで読んでいただいてお話をいただいたので非常に話しやすくなったんですけれども、多分、草野産業建設部長がおっしゃっていたのは販売機会の拡大なんですよ。そこから販路になるのは、そっちの路になったかどうかを多分評価していく必要があって、先ほど市長がおっしゃったようなものは、1件成功事例としてあるかと思います。

あとは、先ほど市長、そこから先は事業者と先様の、事業者の努力次第ですという話もありかと思います。そういう販売機会をつくって、その中で販路の種ができた場合、そういう成約ができればよし、さらに広がればなおよしなんですけれども、ぜひ塩竈市の政策としてはそういう機会を提供するのであれば、うまくいかなかった場合、例えば1回成約したけれども取引中止になりました。そういうときに、何が悪かったのかというのを事業者と一緒に考えてほしいんですよ。

なぜかという、販売というのは、言ってしまえば、その事業者にとって小さな短期での集大成ですよ。物を買ってくれるということは。その前には、PRだけではなくて、例えば価格だったりとか品質だったりとか、ほかの商品との差別化であったりとか、もしくは供給能力であったり取引先との取引の対応だったりとかという、様々な事業者の能力というのが総合でそこに結果として生まれているんですよ。そのどこに問題があったのかというところを一緒に考えていただきたいと。多分それが、今後、各事業者が気づいて改善してくるためのきっかけになると思いますので、そこまで多分ケアをしていただけると、各事業者たちもより効率的にというか、かつ事業を拡大していけるんじゃないかなと思います。そういうことを僕は考えて今回質問をしたわけなんですけれども、そのあたり、もしお考えがあれば伺いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） まさに、その点についてはおっしゃるとおりだと思います。我々もやはりそう考えてございまして、例えばイオンフェアで塩竈産品を棚に置いてもらったんですけれども、その前段に量販店のバイヤーが品定めをするわけです。そのおめがねにかなったものしか棚に置けないという現実もあるわけですよ。ですから、なぜふるい落とされたかという理由についても我々はあとデータでいただくことになっていきますので、そういったのも見比べて、今後の事業者がいかに販路拡大するにおいて、自社製品を磨き上げていけばいいのかといったようなヒントに使っていきたいなと考えております。

以上です。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ぜひお願いします。もちろんバイヤーのふるいもそうなんですけれども、ちょっと聞きづらいところあるかと思うんですけれども、事業者さん、その後、その成約した後、もし例えば取引やめちゃったとかそういうときにも、多分聞いていったほうが本当の意味というのは出てくると思うんですね。なので、ぜひその部分、今後の産業振興策というところを最後に聞く予定ではあるんですけれども、今の議論の中で、大体、内容は多分煮詰まったと思いますので、その点よろしくお願いします。

また、今回のご答弁の中でも、考えているという話は多々あるんですけれども、実際にそれを行動に移して取り組まれていくとより考えが深まると思うので、ぜひ取り組んでほしい。考えるだけではなくて、取り組んでいただきたいなと思って、次の質問に移りたいと思いま

す。

地域コミュニティーによる社会課題の解決について伺いたいと思います。

地域コミュニティー、これまた広い言葉なんですけれども、例えば町内会をはじめとして、老人会、婦人会、子ども会、それから民生委員ですとか、あとは本当に今ある社会課題に対応した各種まちづくり団体などなど様々な団体があるかと思います。それぞれの分野で、なかなか行政では支え切れない細かな活動というのを行っているのが、その地域コミュニティー各団体だと認識しております。

また、2020年以降、国の骨太の方針の中にも、社会的処方という言葉が2020年から使われるようになりました。その考え自体はその後も続いているんですけれども、社会的処方、平たく言うと、医療品などを使わないで、医療品で人を治すのではなくて、例えば人と人のつながりの中で孤独、孤立というのを防いでいくとか、あとは何かしらのコミュニティーに属して一緒に活動することで健康増進を図ったり生活の質を図る、質の向上を図るという取組のことだと認識しておりますが、それを踏まえて質問させていただきたいと思います。

塩竈市の第6次長期総合計画をまた参照させていただくと、分野の7協働のまちづくりの目標のところを見ると、方向性として様々な個性がつながり、役割を發揮できる環境づくりというのをうたっております、民間との連携というのは重点戦略の一つにも挙げられております。

また、塩竈市のまち・ひと・しごと創生総合戦略においても、人口減少の影響として、自治体など地域コミュニティーの共助機能の低下が懸念されていますと記されているように、この人材の不足、高齢化というものは、本来、各地域コミュニティーが担うべき役割というのが担えなくなる原因となってもいるわけです。

そこで伺いたいと思うんですけれども、塩竈において今後、今でもそうですが、今後の地域コミュニティーの役割はどのように認識されているのか、まずそこから伺いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 地域コミュニティーの役割というところでのご質問でした。地域コミュニティーといいますと、町内会であったり各種団体の皆様であったりといったところで、常々市長おっしゃっているんですけれども、そういった方々には市の足らざるところを補っていただいている、そういったものと我々も認識しております。

その上で、人口減少、少子高齢化社会といった本市の大きな課題に対しまして、安心して子

供を産み育て、高齢になっても地域で暮らし続けられるような地域づくりを、地域の実情を熟知する多様な人材に担っていただきたいと考えております。

また、地域コミュニティーの活動を通じまして住民間の絆が強まることは、安心して住みよいまちづくりには欠かせないものですので、災害発生時においてもそういった絆が、かけがえのない命を守る大きな役割を果たしていただけると考えております。

以上です。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。ちょっと総花的な回答ですね。今で誰か分かった人がいるのかなというのは僕はちょっと疑問なんですけれども、ここが多分一つ、今の塩竈市が持っている課題だと思うんです。というのは、第6次長期総合計画もそうなんですけれども、あまりにもふわっとした内容で総花的で、実際それを行動に移すときにどうしたらいいか、多分、担当課の方は非常に頭を悩ませるのかなと思います。

そこで質問させていただくんですけれども、では、今言っていたような役割を担うために、行政ってどういう支援をしなきゃいけないんですか、そこを伺いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 町内会や各種団体、そういったところに活動をしていただくために、我々としてもいろいろな支援をしていかなければいけないということは認識しております。その上で、令和4年度、令和5年度に関しましては、町内会の活動を経済的に支援する町内会等コミュニティ強化支援事業、こういったことを行いました。今年度は、集会所等に地域コミュニティーの形成に資する物品を配布することで、集会所を中心としました、にぎわいの創出を図る支援を行っているところでございます。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。もちろんそれも一つ手段だとは思いますが、今、冒頭背景でお伝えしたように、これだけ高齢化が進み担い手が不足していく中で、これまでと取り巻く状況も変わっていく中で、ただ資金だけでどうこうなるという問題でもないのは、もちろんご存じだとは思っています。

その中で、今、重要視されてきているのは、情報の提供ですとか、あとは市民参加というものをもっと促進していくこと、そういう取組というのを行政として行っていくというのが非常に重要になってくるんだろうなと考えております。

以前もご紹介したんですけれども、中国の哲学者の老子の言葉に、「飢えた者に魚を与えるのではなく、釣り方を教えてあげなさい」という言葉があります。単純に言えば、人に魚を与えてしまったとしても、それを食べてしまえば終わりです。でも、釣り方を教えれば、その技術をもってある程度は食べ続けていくことができるでしょうという話です。これが実は、市民団体、こういうコミュニティーの自立を促すための支援の仕方を非常によく捉えている言葉だなと考えております。

今、各団体どういうことで困っているのか、それが本当にお金だけの支援で解決できるものなのかももう少し深掘りして、本質的な課題というのをしっかり見ていってほしいというのが正直なところです。

一つの例として、塩竈門前町ミーティングの話がされていたかと思います。非常に僕もいい取組でずっと見させていただいているんですけれども、ゼロ回から始めてもう2年以上たちますよね。ただ、いまだ実施主体は市のままです。塩竈市が動かなければ、あの動きはもう止まってしまいます。

さらに、かけられた時間に対してのアウトプットが非常に小さいということもあって、先ほど今野議員が所感を述べられていたように、離れていく方も見受けられます。こういう状況では、せっかく生み出たあのいい事業というものの広がりもなくなってしまうんです。「あれね、さっぱり結果出なくてさ、話だけしてるんだ」と言われたら、期待している人も来なくなってしまうと思います。

なので、そこで伺いたいんですけれども、これからの地域コミュニティーの活性化策というものをもう一回おさらいして伺いたいと考えております。今、塩竈市としてどういう活性化策をやっている、今後、地域コミュニティー、どういう活性化策を取っていく必要があるのか、もう一度伺いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 大事な視点なので、私からお答えを申し上げます。

これまでの塩竈市の町内会の在り方について、総括的にもう一回検証し直すべきだろうというのは庁内にお話をしています。それはなぜか。東日本大震災が起きて劇的に変わりました。特に被害に遭ったエリアについてはもう大きく変わって、例えば、もともと100人いたところが、もう20人だ30人だという現状があって、町内会すら維持できないという現状は、もう回るたびに会長さんから言われてございます。

それと同時に、町内会の場所によってケース・バイ・ケースなんですね。いやいや、会長を引き受けている方も当然辞めたいんだけど誰もいないという、そういう話をどこに行ってもされます。あと市政だよりも、毎月配ることすら大変なんだということも当然言われます。ですから、僕として今一番大切なのは何かと思ったら、それらの状況も踏まえて、もう一回、町内会の在り方について大きく検討し直すべきだろうと思っています。

それをなかなか、僕、地元なので言えると思いますけれども、港町でも4つも5つも町内会あって、一つのエリアなんですけれども、一緒にどうですかと言っても、そう簡単には一緒にならない地域、多分市内にもたくさんあるかと思いますが、そういったことを踏まえても、ただ、もう人口がどんどん減ってエリア的にも厳しくなっていて、町内会の活動すら維持するのも困難だというのは多くのところで言われておりますから、それをどのような形に持っていくかの研究を多少時間かけてもやるべきだと思っています。

それで、実は千葉県の流山市長に先日もお会いしたときに、2回目になりますが、ぜひ視察に行かしてほしいという話をしたら、もう喜んでということでした。あそこは、「母になるなら、流山市」から始まって、今、実は地域コミュニティーの活動が活発化しているんですね。それをぜひ参考にさせていただきたいということで、僕が行くか職員に行っていくか、一緒に行くかも含めて検討している最中ですが、そういった先行事例をしつかりと把握しながら、それに塩竈市の実情を照らし合わせて、何ができて何ができないのか、そういったことも総括して、もう一回検討し直すべき時期にとっくに来ているかもしれないし、来始めたのかもしれないしという感覚が、今の僕の感覚の中にはございます。

ですから、今までみたいに当たり前毎月配ってくださいというのも、回覧もそのたびごとに配ってくださいというのはなかなか厳しくなっている。その一方で、ITとかAIを使って何とかしようと思っても、実は、おじいちゃん、おばあちゃんたちに話を聞くと、なかなか使い切れないってよく言われるんですよ。ですから、その部分も含めて、AI、ITのいいところと紙媒体、昔ながらのやり方のいいところと、そういったものももっと市役所の中で議論をして、何を最低限すればいいのか、そこにプラスアルファでどのぐらいプラスしていったらいいものができてというものを精査すべき時期かと。

ですから、この辺は土見議員がおっしゃっているような感覚と似ているか似ていないかはちょっと定かではございませんが、僕とすればそういう方向に時間をかけても、これからの在り方について、将来を見据えた形になりますけれども、見直すべき時期だろうと僕自身は判

断しています。それを市役所の中にも伝えていきます。これからだと思っておりますので、そこはご理解をいただければと思います。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。これから時間をかけてという話なんですけれども、例えば携帯のスマホの普及率、もう70代、80代でも大分七、八割にも来ているんですね。LINEの普及率であつてももう7割とかいってしまっているような状況。高齢者の方にとつてもです。そういう状況なので、あまり時間かけるとまた状況が変わってくるので、ITとかそういう部分も使いやすくなってくるのかなと。

その中で、一つ、いい事例を紹介させていただきます。

先日、子育て支援を行っている団体、塩竈でも大分増えてきたんです。小さな団体なんですけれども大分増えてきて、7団体が集まって、子供ネットワークと題して、実際に自分たちの抱えている悩みとか強み、それから、もちろん活動内容などを交換し合う意見交換会を開催しました。その中で、非常に有用だなと思ったのは、もちろん共通の課題もあるんですけれども、意外と補完し合える内容って多いなというところが出てきたところで、非常に有意義な時間だったと思います。

一つ一つの団体、皆さん思いでスタートしている場合が多くて、全て団体として運営するための能力を備えているかと言われたら、必ずしもそうでない団体がほとんどだと思います。町内会も、先ほど市長もおっしゃっていただいたように、辞めたいんですけども辞められないんだ。そうすると、なかなか人材が豊富じゃなくなってきてしまっているという状況もあつて、そういう思いだけで、責任感も含めてだけで運営している方々をどう支えていくかというのが、多分今後の大きなテーマになってくるでしょうと考えております。

ぜひ、先ほど子供ネットワークの話をさせていただきましたけれども、お金のかかる事業ではありません。なので、ぜひ、こどもほっとスペースづくりとかそういう分野では、まず始めてほしい内容であります。年1回の報告会もいいんですけれども、それよりもっと頻度よくやっていただくことで、それぞれの思いある団体さんたちがちゃんと活動できる環境というのができると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、ちょっと話が飛んでしまうんですけれども、その点についてちょっと、こどもほっとスペース関係で、まずご意見ありましたら伺いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 今、こどもほっとスペースづくりの関係で議員からご紹介  
ございました。ネットワーク、そういった活動が進むことに関しては、非常に有意義な、す  
ばらしい活動なのかなと思っております。

こっちの、ただ、こどもほっとスペースづくり、確かに各それぞれの団体に関しては様々な  
団体ございますが、その組織体制、議員ご指摘のとおり、なかなか脆弱な団体が多くて、各  
年度ごとに補助を出している事業に関しても、大分年度によって数が変わってくると。例え  
ば、令和4年に関して4団体だったんですが、令和5年に関しては8団体と。一度増えたん  
ですけれども、また今年度4団体に減っていたり、なかなか年度を継続した格好で活動を続  
けていける団体というのが数少ないような状況にもございます。

ただ、今現在、先ほど意見交換の場ということだったんですが、今現在、のびのび塩竈っ子  
の計画をつくらせていただいております。こちらのほうも、10年前と比べまして大分社会状  
況が変わっております。以前に比べると共稼ぎの世帯が増えてきていて、大分求められるニ  
ーズ、こちらのほうも大分変わってきている状況がございます。

今までのこどもほっとスペースに関しても、単なる食事の提供、あるいは学習機会の提供だ  
けではなくて、子供の居場所づくりであったり、様々な交流の場であったり、そういったと  
ころで各地域によって特色があるかと思うので、そういったところをまず伸ばしながら、こ  
ういったところを支援できるような、行政での補助の支援の体制であればいいのかと考えて  
ございますので、今後ともこういった支援を行っていければと思っております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 実はこの間、たまたま懇談会にいらっしゃっていたお母さんがいろいろ話  
をされていたので、「ぜひ、その関係する方々を連れてどうぞ。もしお時間あったら、わざわざ  
来ていただくことになりますけれども、どうですか」と言ったら、この間いらっしゃって  
いただいて、三、四十分しかなかったんですけれども、お話を聞かせていただきました。そ  
したら、もうそのことだけでありがたいと言っていたら、「今日来れなくても、ほかに来  
たい人たちがたくさんいたので会っていただけますか」「それはもちろんいいですよ」というこ  
とを言わせていただきましたら、もうそれだけで一つの何かもやもやしたものが、という  
感じはありました。

それと、いろんなお子様の問題を抱えてるお母さん、親御さんのお話を聞かせていただくと

いう視点も、実はそのときに強く感じたところがあって、私たちには私たちの悩みがあるんですというようなお話を受け止めました。

ですから、こういった事業をするときに、子供がメインであれば子供がメインであることはもうそれは当たり前かと思いますが、その一方で、同じ悩みを抱えている親御さんたちの話を聞かせていただく姿勢、もしくはそういう場所をつくる、それが非常に重要だと教えていただきました。

ですから、そういった視点も、今後の塩竈市のこういった事業に関しては、責任を持って多方面から考えながら、言葉一つで伝わる部分はあると思うので、その辺も含めて、よりよい事業とか、よりよい形に持っていけるように努力はさせていただきたいと思っております。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ぜひよろしくお願いします。ちょうど僕が話したネットワークの方々のお一人にも傾聴をやられている方、お母さんの話を聞いてくれる事業をやっている方というものもいらっしやって、やっぱりそこは非常に重要なんですよ。なので、ぜひそこをやりたいのと同時に、行政としては、そこから先にそれをどう仕組みとして運用していくかということが大切ですので、そこはやっていただきたい。

ぜひ、こどもほっとスペースづくり事業、今はその事業を使ってくれる人しか対象になっていないと思うんですけれども、実はお金で解決できないものってたくさん皆さん持っています。なので、まずはネットワークづくりに足を踏み入れたほうがいいんじゃないかと。その上でお金が必要であれば、こどもほっとスペースづくり支援事業の資金提供の部分をするということをやっているだけで、多分より意味のある事業になっていくと思うので、よろしくお願いします。

市民団体の話の関連で非常に気になったこととして、昨日、志賀議員のお話もあったように、補助金の見直しの話ありました。そこでどうしても気になるところがあったので、ひとつ聞いてみたいと思います。

見直しポイントの6番、少額補助金の見直しについてということで、少額補助金は出しませんよという話になっています。基本方針の中で。これが正直な話として、実際の活動されている団体さんたちの現状を知ってこういうことをやっているのか。ただ、机上で計画書を立てているにすぎないなというところを正直思っていました。

実際この市の基本方針を考えられた方に伺いたいんですけれども、市の政策の実現のために

補助金を出すんですが、社会の課題解決のために今どんな団体がどんな規模で活動しているのか、そういうのをちゃんと調査した上でこういう方針を出されているのか伺いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 10万円以下の補助金の見直しの見直しポイントの中に入っていたと思うんですけども、今回の大きいところは、運営費補助金の見直しというところが非常に大きいポイントになっています。基本的に、事業ベースで事業を行うに当たっての補助金に関しては、例えば10万円以下であっても、事業を行って効果が認められれば、これは事業効果が検証できるという意味で、10万円以下でも対象になるというような考えでは今のところありません。だから、一律10万円だから削るというような考えではないというところで、少しご理解いただければと思います。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） それで、多分現状を分かっているということなんです。というのは、もちろん事業費に関してはいいですよ。なんですけれども、今述べたときに、どういう団体がどんな規模で活動しているんですかってあえて問うたと思います。

昔から続いている大きな団体のことをイメージされて話をしているんだと思うんですけども、これだけニーズが細分化していく中で、実はそれぞれのニーズに応えるように個々の団体が事業を走らせています。そうすると、もちろん事業規模も非常に小さくなってきて、運営自体も非常にミニマムになってくると。その中で、実は運営費においても、この10万円は非常にありがたいお金だったりもします。

特に参加人数も少なかったりすると、なかなかスケールメリットも働かせられなくて、こういう小さな運営費というのが、その人たちの活動を維持するため、もしくは先ほど言ったようなネットワークをつくっていくためにも必要なものだというのが、今後、多分もっと増えていくと思います。そういう状況の中で、なぜこういう方針をつくってしまったのかなというところは、残念ながらもう少し現状を見て話をさせていただけたらなと思います。

あとは少額って言いますが、各団体さんたちにとっては非常に大切なお金でもあります。大きな額でもあります。ですので、今後、市民活動、小さな思いを持った人がたくさん出てきます。そういう方々の活動をサポートするためにも、市民活動の新陳代謝というのをちゃんと図っていくためにも、ぜひこちら辺、この新陳代謝を阻害するような形の方針とい

うのは取り消していただいて、その上で、今、認識されている課題というのを解決できるような方向に持って行っていただきたいと思います。

最後に一つ紹介いたします。

平成15年塩竈市市民活動促進指針というものがつくられました。非常にいいことが書いてあるんです。基本目標の1番目、市民活動の担い手を育む、2番目、まちの活性化に市民活動を生かす、3番目、市民と行政との協働を促進する。塩竈市の弱いところは、1番目の担い手の育みです。これが全くできていないという状況が正直あります。その中では、2番目とか3番目というのは着手できない内容なんです。ある程度、市民が活動できる担い手がいることで、組織があることで初めて2番、3番が実現されるものですので、この部分を考慮した上で、行政でどうしてもできないというのであれば、例えば仙台市、名取市、多賀城市のように、今の協働推進室の役割というのを民間に委託してしまったらどうか。民間のNPOだったりなんなのほうがすごい専門知識もお持ちですし、これから必要になる協働の中の市民の部分絶対に強化してくれると僕は思っています。

最後の質問としては、協働推進室の役割を民間に委託してはどうか、そういう考えはあるのかどうかについて伺いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 協働推進室の役割を民間に委託する考えがあるかというご質問ですが、現段階ではそういったところはまだ検討はしていないというところで、もし今後そういったことを検討するということになったときには、委託だけではなくていろいろな方向、そういったところを探りながら、先進事例等も参考にしながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。ここの分野は、ぜひ民間の知識を入れられる一番簡単で大きい部分ですので、よろしくお願いします。

いずれは青森県弘前市のように、市民参加型まちづくり1%システムのような事業が行われるようになっていくことを期待して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（西村勝男） 以上で、土見大介議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日はこれで会議を閉じ、20日議会運営委員会のため休会とし、23日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西村勝男） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、20日を議会運営委員会のため休会し、23日定刻再開することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後5時23分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年12月19日

塩竈市議会議長 鎌田 礼二

塩竈市議会副議長 西村 勝男

塩竈市議会議員 菅原 善幸

塩竈市議会議員 浅野 敏江

令和6年12月23日（月曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第4日目）



## 議事日程 第4号

令和6年12月23日（月曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第91号ないし第99号（各常任委員会委員長議案審査報告）

第3 議案第100号

第4 議員派遣の件

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

---

#### 出席議員（18名）

1番	志賀 勝 議員	2番	佐藤 公男 議員
3番	鈴木 新一 議員	4番	小野 幸男 議員
5番	菅原 善幸 議員	6番	浅野 敏江 議員
7番	桑原 成典 議員	8番	柏 恵美子 議員
9番	西村 勝男 議員	10番	今野 恭一 議員
11番	志子田 吉晃 議員	12番	鎌田 礼二 議員
13番	伊勢 由典 議員	14番	鈴木 悦代 議員
15番	辻 畑 めぐみ 議員	16番	小高 洋 議員
17番	土見 大介 議員	18番	伊藤 博章 議員

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 光樹	副市長	千葉 幸太郎
技監	鈴木 昌寿	総務部長	本多 裕之
市民生活部長	高橋 五智美	福祉子ども未来部長	長 峯 清文
産業建設部長	草野 弘一	上下水道部長	鈴木 良夫

市立病院事務部長	鈴木 康 弘	総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施 由貴子
総務部次長兼 総務人事課長	高橋 数 馬	福祉子ども未来部次長 兼生活福祉課長	鈴木 陸奥男
総務部 政策課長	引地 洋 介	総務部 財政課長	佐藤 渉
総務部 総務人事課総務係長	石川 宏	教育委員会 教 育 会 長	黒田 賢 一
教育委員会 教育部長	末永 量 太	監 査 委 員	菅原 靖彦

---

#### 事務局出席職員氏名

事務局 長	相澤 和 広	議事調査係長	石垣 聡
議事調査係主査	工藤 聡 美	議事調査係主査	梅森 佑 介

午後1時 開議

○議長（鎌田礼二） ただいまから12月定例会4日目の会議を開きます。

本日の会議では、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴う議会の新型コロナウイルス感染症対策の取扱いについてに基づいて感染防止対策を行っております。なお、発言の際にマスクを外していただかなくても差し支えありません。また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第4号」記載のとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田礼二） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、7番桑原成典議員、8番柏 恵美子議員を指名いたします。



日程第2 議案第91号ないし第99号（各常任委員会委員長議案審査報告）

○議長（鎌田礼二） 日程第2、議案第91号ないし第99号を議題といたします。

去る12月11日の会議において、各常任委員会に付託しておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員会委員長の報告を求めます。6番浅野敏江議員。

○総務教育常任委員長（浅野敏江）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、12月13日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果について、ご報告いたします。

まず、議案第91号「一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」については、人事院勧告に基づき、職員の基本給、期末手当などを引き上げようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1つ、会計年度任用職員の増額改定について、市当局から、会計年度任用職員は1年ごとの

契約であり、人事院勧告がマイナス勧告の場合は、短い期間の中で引き下げることになることから、年度内の決定を避けたいという趣旨の答弁があったが、他の自治体では、通常の一般職と同様に遡って引き上げる例もあることから、今後検討されたい。

次に、議案第92号「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」については、人事院勧告に基づき、市長などの特別職について、期末手当等を引き上げるため、関係条例の改正を行うものであり、質疑・採決の結果、否決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1つ、特別職の期末手当等は、一般職とは異なり、人事院勧告に基づかず、独自に決めていくべきものである。しおナビバスや公共施設の料金の値上げをしている中で、特別職の期末手当を上げることは市民も納得しない。改定に当たっては、市民の声を聞くことも考えるべきである。

次に、議案第96号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」は、ふるさと納税事業による寄附金額が増額する見込みであることから、関係事業費の支出及び寄附金額の一部を庁舎建設のため基金として積み立てるもの、子育て・三世帯同居近居住宅取得支援事業については、例年を上回る申請があることから、補助金支出に必要な予算を増額するもの、来年度の入学や進級により普通教室などを追加するための整備費用、学校給食食材購入支援事業については、食材のさらなる値上がりに対応するための補助金額の増額、清水沢近隣公園スポーツ広場のフェンス修繕費用などのほか、小学校及び中学校のICT支援員配置事業及び学校給食調理業務一部委託について、債務負担行為を設定し、地方債においては、小学校施設整備事業の限度額を増額補正しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1つ、ふるさと納税の寄附金を基金に充当することについては、一定のルール整備を行われたい。

1つ、学校給食調理業務委託については、現在の委託契約が令和7年度以降に満了する学校を効率よく組み合わせて委託されたい。

次に、議案第99号「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について」は、選定委員会により選定された、これまでの指定管理者である仙台湾燻蒸株式会社を

指定管理候補者としようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりましては、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1つ、指定管理の対象施設は駐車場が狭く、利用者が駐車に困っている状況が見受けられるので、混雑対策を講じられたい。

以上が、本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

総務教育常任委員長 浅野敏江

○議長（鎌田礼二） 次に、民生常任委員会委員長の報告を求めます。5番菅原善幸議員。

○民生常任委員長（菅原善幸）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました関係議案について、12月16日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果について、ご報告いたします。

まず、議案第93号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、国民健康保険の医療給付を受けていない世帯へ表彰制度を実施してきたが、国のガイドライン等との相違があることから、新たな取組への転換を図るため、現行の表彰制度を廃止しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1つ、現行の表彰制度を廃止し、健康づくりへの参加を推奨するものとして、ウォーキングのきっかけづくりなど、新たに予防・健康づくりの取組を行うが、健康増進に関心が高い市民も多いことから、広く細やかな周知に努められたい。

次に、議案第94号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、国民健康保険事業において、財政の健全化を図るため、令和7年度以後の国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の税率について、所要の改正を行うものとするものであるが、引き続き議論を重ねることが必要と判断し、継続審査とすることに決しました。

次に、議案第96号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」は、歳出において、コンクリートのひび割れや剝離などの劣化などが生じている清掃工場の煙突について、応急補修を行う清

掃工場煙突応急補修工事、入所者の安全安心の確保のため、介護サービスの事業者が実施するスプリンクラー設置などの費用に対し、国の交付金を活用して補助金を交付する地域介護・福祉空間整備等事業などを計上し、また、債務負担行為において、固定資産税、都市計画税の評価替えに係る基礎資料について、航空写真が指標となることから、2市3町共同で委託を行う塩釜地区2市3町固定資産税航空写真同時撮影業務委託、申請期間を設けず、通年で受付を行うようにする、高齢者あんしん見守り支援事業など、4件を追加するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第97号「令和6年度塩竈市立病院事業会計補正予算」は、資金的収支において、新興感染症の流行に備え、医療機器等購入に係る予算を計上及び企業債の限度額変更を行い、また、債務負担行為においては、医療機能の維持及び医療環境の改善のための病院整備改修事業及び公用車リースの2件を追加するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

民生常任委員長 菅原善幸

○議長（鎌田礼二） 次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。17番土見大介議員。

○産業建設常任委員長（土見大介）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、12月17日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果について、ご報告いたします。

議案第95号「塩竈市水道事業給水条例の一部を改正する条例」は、水道法施行令等の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたことに伴い、当該資格要件に準じて所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1つ、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者における資格の取得要件が緩和されることを周知されたい。また、若い世代がやりがいを持って仕事ができる職場づくりに取り組まれない。

1つ、土木や水道などの技術的な問題において、市民から相談を受けた際、技術的な知見を持つ職員でなければ対応できない案件などもあることから、今後、技術者の確実な確保に努められたい。

議案第98号「塩竈市公共駐車場の指定管理者の指定について」は、塩竈海岸通駐車場、本塩釜駅前駐車場及び塩竈中央公共駐車場の指定管理者候補者として選定したアマノマネジメントサービス株式会社を指定管理者に指定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1つ、指定管理者を選定する際は、指定管理者制度が導入される施設において、これまで勤務されてきた方々が継続して雇用されるような要件を設けるなど、地元の方々の雇用について十分配慮されたい。また、地元企業が参入できるよう工夫されたい。

1つ、指定管理者制度が導入される塩竈海岸通駐車場、本塩釜駅前駐車場及び塩竈中央公共駐車場については、壱番館庁舎窓口等に来庁した際には、一定時間無料になることについて、様々な手法を用いて広く周知されたい。

以上が、本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

産業建設常任委員長 土見大介

○議長（鎌田礼二） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） そこで民生常任委員会の審査結果について、先ほど委員長、菅原常任委員長から報告がございました。引き続き議論を継続すべきものと決したという報告でございました。

それを踏まえて、この議案第94号国民健康保険税条例の一部改正に対して、各常任委員のそれぞれの委員からの質疑の内容について、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 5番菅原委員長。

○民生常任委員長（菅原善幸） 議員から、ただいま議案第94号についての質疑がどのように行われたかということで質疑がございました。

何点か質疑がされたと思うんですけれども、1つ挙げますと、値上げが必要な状況を把握し

てきたかということで質疑がありました。また、基金の残高が減ったのではないかと、それから財政基金額の4億7,000万円の目指すことは適正なのかということも挙げられました。また、引上げについて、市民がどのように理解していくのかということのも何点かありました。ということで、質疑等がございましたので、よろしくお願いたしたいと思えます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） それで、それを踏まえて、先ほどの報告ですと、引き続き議論を含めて継続すべきということで決したという報告がございましたが、言わばこういった継続すべきものとして決したということでの経過について、最終的な決断は継続ということだと思いますが、そこら辺の一連の常任委員会としての流れについて、どのような立場で継続を決めたのか、その辺だけちょっと確認させてください。

○議長（鎌田礼二） 菅原委員長。

○民生常任委員長（菅原善幸） それでは、経緯について、ちょっとご報告させていただきたいと思えます。

質疑終了後、委員から、当局から説明はありましたが、もう少し議論を重ねる必要があるということを確認しましたので、継続審査の扱いとしていただきたいという趣旨の申出もありましたので、そこで継続審査について諮ったところ、採決に関わらない委員長を除く全員が賛成したというところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうしますと、委員長除いて、全会一致ということで採決をされたということによろしいのでしょうか。再度確認いたします。

○議長（鎌田礼二） 菅原委員長。

○民生常任委員長（菅原善幸） そのとおりでございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。今回の常任委員会の一連の質疑、あるいは採決に至る経過については分かりましたので、以上をもって質疑を終了させていただきます。

○議長（鎌田礼二） これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

議案第92号「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、原案に対する反対者からの発言を許可いたします。7番桑原成典議員。

○7番（桑原成典）（登壇） 議案第92号「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に関し、反対する議員を代表いたしまして、反対討論をさせていただきます。塩竈維新の会、桑原成典でございます。

この議案第92号は、令和6年人事院勧告等を踏まえ、特別職、市長、副市長及び教育長、市議会の議員及び市立病院事業管理者の期末手当について、0.05月分引き上げようとするものであります。

そもそも人事院勧告は、義務でもなければ拘束力もありません。総務副大臣通知によれば、各地方公共団体において、人事委員会の給与に関する勧告及び報告を踏まえつつ、地域における民間給与等の状況を勘案し、適切に対処すること。また、別紙には、地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与状況等を十分に検討の上と記載がございます。本市は厳しい財政状況ではないのでしょうか。正常な財政状況なのですか。また、本市には人事委員会もありません。民間給与等の状況もしっかりと勘案されたのか疑問であります。

ただ、地方公務員は、国家公務員の給与改定に準ずるのは大いに結構だと思っております。でも、我々は違います。今、市民は、物価高や税金の上昇、また、本市では100円バスを150円に上げ、公共施設の利用料も上げ、いろいろなものが値上がっている中、我々は市民に負担をお願いしている立場です。そんな立場の我々は、報酬を上げる。市民の方々は納得されますでしょうか。人事院勧告に準拠するべきではない、独自で決めるべきと考えます。

21日の土曜日の、とあるスーパーの売場での出来事です。大きい魚に向かって合掌しているお年寄りがいました。どうしたのですかとお声がけをしたところ、高くて食べれないから、その姿を見ただけでもとおっしゃっておいりました。その大きな魚はナメタガレイです。お正月に食べる習慣があるナメタガレイですが、高くて手が届かない魚になりつつあります。

ちょうど1年前には、この人事院勧告の議案も出てきました。その際に、大谷翔平選手の話もさせていただきましたが、そのときも可決されました。この議案のどこに大義がありますか。

賛成を考えている議員の皆さん、お正月にナメタガレイを食べたとき、今私の訴えを思い出していただければと思います。

以上のことから、議案第92号「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に反対を表明し、議員各位の良識あるご決断をお願いして、反対討論とさせていただきます。

○議長（鎌田礼二） 次に、議案第93号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。11番志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃）（登壇） 市民クラブの志子田吉晃です。

私は、議案第93号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」案に対し、反対の立場から討論を行います。

この議案第93号は、塩竈市国民健康保険条例第10条を廃止削減する条例です。具体的内容は、医療費を1円も使わなかった国保加入市民への表彰制度をやめる条例であります。当局からの提案理由は、国のガイドライン等との相違があることから、新たな取組への転換を図るため、現行の表彰制度を廃止するとのことです。

また、表彰制度の所期の目的である健康意識の高揚や、医療費適正化については、平成20年から始まった特定健診、特定保健指導に引き継がれており、この表彰制度は、既に役割を終えている状況にあるとの説明をいただきました。

そして、国のガイドラインとの相違の説明では、単に医療機関を受診しなかったことをもって評価することへの懸念と、金銭的価値の高いインセンティブを避けるべきとの説明であります。

2023年度の日本の全体の概算医療費は、47兆3,000億円と発表され、過去最高額を更新しました。2022年度から1兆3,200億円、2.9%の増加です。2023年度の1人当たりの医療費は、38万円となりました。

議案第93号に対する反対討論の論点を申し述べます。

- ①表彰制度は役割を終えているとの認識は正しいか。
- ②表彰されている市民の方が医療費を使わなかった分、医療費適正化に貢献しているのではないのでしょうか。
- ③健康意識への点でも、医療費を使わなかった市民のほうがあるのではないですか。
- ④国のガイドラインでは、単に医療機関を受診しなかったことをもって評価すべきではないとのことですが、塩竈市では表彰制度を特定健診受診者に限定しており、ガイドラインをクリ

アしていると考えられること。

⑤このことにより、表彰制度に対する決算は、令和5年度200万円から令和6年度は25万円まで激減すること。つまり、医療費適正化と削減効果は既に達成された状態であります。

⑥保険料負担の公平性の観点から、医療費を使わなかった市民へは、何らかのアドバンテージを与えるべきで、表彰制度を残すべきと考えます。

⑦金銭的インセンティブは、1世帯当たり3,000円から最高額で1万円です。国民1人当たりの医療費38万円と比較して、少な過ぎるくらいだと考えております。

⑧県内他の自治体では表彰制度が残っていないとのことですが、それなら、なおさら塩竈市独自の政策としてアピールポイントにすべきであります。

⑨健康づくりへの参加推奨する新たな予防・健康づくりの取組については、国保条例第10条のあるなしにかかわらず、推進すべき政策であり、第10条を削減する理由には当たらない。

以上の理由から、議案第93号に反対し、賢明な議員の皆様にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田礼二） 次に、議案第93号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。16番小高 洋議員。

○16番（小高 洋）（登壇） 議案第93号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、賛成する立場から討論を行います。よろしくお聞き取りをいただきますようお願いを申し上げます。

さて、先ほどのご説明にもありましたとおり、本条例の改正につきましては、説明では国民健康保険の医療給付を受けていない、医療機関を受診していない世帯への表彰制度について、令和6年度をもって廃止をするため、改正を行うものとされております。

本条例改正案で削除される条例第10条は、市長は、被保険者の保険奨励のため、保険税完納世帯の全員が法第36条第1項の給付を受けなかった場合は、健康世帯として表彰することができるとしたものであります。

実際の施策としましては、昭和34年以降、医療給付を受けていない、つまり医療機関を受診していない世帯へ表彰状と、そして有価証券、つまりクオカードを贈呈する表彰を実施してきたわけであります。

私は、結果として、医療給付を受けなかった世帯について、その健康維持の取組と、そしてそのご努力に対し表彰する、敬意を表する必要ないという趣旨、また、この表彰にかける財源

が惜しくて廃止をするという趣旨、加えるならば、医療費の削減効果には全くつながっていないから、そういった趣旨でこの条例改正に賛成するわけでは全くありません。この表彰、こういった取組を行うことが、健康の維持と増進に間違いなくつながっているのであれば、これは様々な形で実施されるべきものと考えられるものであります。

今回の提案について、条例第10条の前段部分にあります、被保険者の保健奨励のため、つまり、本市国民健康保険の被保険者の皆さんの健康増進をいかにして図るか。この目的に照らして考えた場合に、医療給付を受けないこと、病院に行かなかったということが、その世帯が健康維持できていたのかどうか、これとは必ずしもイコールにはならないということであり、また、

実際に令和5年度表彰世帯について、82%が特定健診未受診であったと、そういった報告もございました。このことを受けて、令和6年度では、表彰の要件にこの特定健診ということを加えたわけでありますが、この特定健診、受診率と医療費については、明確に相関があると質疑の中でもご答弁がございました。健診を受けることは、病気の早期発見、また、重症化を防ぐということにつながっているということでありますが、そうした健診を82%の表彰世帯が受診していなかったと。つまり実際に健康維持ができていないのか、病院に行っていないという点ではうかがい知れない状況だということであり、また、仮に特定健診に行っていたとしても、一方で、有価証券等を含めた表彰目的で受診控えをすることも可能性として生じると。結果重症化を招くことすら考えられると。

これらの点から、少なくとも現行の制度では、場合によっては一部健康増進に逆行する結果を招きかねない、こういった結論に至りました。

そして、質疑の中で、この条例第10条を廃止をしたとしても、こういった健康維持のご努力を続けられ、病院の受診を結果としてしなかった世帯に対して、取材、あるいは、アンケート等を通じた取組の中で、健康づくりのこうしたご努力に対し敬意を表しながら、その健康維持の秘訣等について、市の保健事業に反映していくこと、市の今後の施策検討に生かしていく取組は、これは行うということも分かったわけであり、また、

最後になりますが、当局におかれましては、これまで該当となってきた世帯等を含めた市民の皆さん全体への丁寧な説明と納得を前提に、本市国民健康保険被保険者の健康の維持と増進の観点から、健康優良世帯への敬意を表しつつ、その健康維持の取組について、大いに横展開され、全体の健康増進につなげる、また、今回話題となっております財源以上に予算もか

けて、大いに予防と健康づくりの施策を実施されることを申し上げまして、議案第93号、この条例の一部改正に賛成をするものであります。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 次に、議案第94号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。7番桑原成典議員。

○7番（桑原成典）（登壇） 議案第94号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、継続審査に対し、反対討論をさせていただきます。桑原でございます。

継続審議にすることは、ただ先延ばしにするだけであり、先延ばしにしても内容は変わらないため、今定例会で賛否をはっきりつけるべき議案でございます。仮に継続審議となれば、次回の定例会で同じ内容で議論することとなり、内容を変更するとなると、議員提出議案となります。議員提出議案がもし可決されたとなれば、予算との調整にも時間ばかりかかり、どんどんと遅れてまいります。また、次回も継続審査になる可能性もあり、また先送りになる可能性もございます。そうなった場合、市民に大きな混乱、負担感が大きくなることとなります。

このことを踏まえ、委員会での継続審議ではなく、本会議において議案の表決を採り、仮に議案を否決するとなった場合には、当局に対し、再検討、議案調整を早急に行うよう求めるべきと考えます。いま一度、しっかりと審議、審査をし、今定例会で賛否をつけるべきであります。

以上のことから、議案第94号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、継続審査に対して反対をさせていただきます。

○議長（鎌田礼二） 次に、議案第94号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。17番土見大介議員。

○17番（土見大介）（登壇） 塩釜を元気にする会の土見です。

議案第94号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に対する民生常任委員会委員長報告に賛成の立場の議員を代表いたしまして、賛成討論を行います。

議案第94号は、国民健康保険事業における財政の健全化を図るため、税率等を改定する所要の改正を行おうとするものでございます。

これまで塩竈市においては、国保財政調整基金を活用した納税者の負担軽減策が講じられてきましたが、令和9年には基金が底をつく見通しとなりました。そのため、今回、宮城県の

保険料（税）水準の統一化を見据えながら、財政運営の安定化を目的に税率等を引き上げる改正案が提出されました。

民生常任委員会におきましては、委員から、基金の減少の仕方に対する対応が遅れたこと、今回提案された税率の引き上げ方が急ではないかと、急過ぎはしないかということ、令和12年度までの基金保有額の妥当性は、税率改正の周知についてなど、様々な観点から質疑があり、採決の結果、挙手全員にて継続審査とすることに決したと報告を受けました。

この議案に対する論点は、主に2つに集約されると考えています。

1つ目の論点は、基金の保有額を幾らに設定するのがよいかということです。

平成28年12月27日付の厚生労働省保険局国民健康保険課の通知によると、基金の積立は、国民健康保険財政の基盤を安定強化する観点から、保険者の規模等に応じて安定的かつ十分な基金を積み立てられたいこととされています。

このことを根拠に、塩竈市では、宮城県版保険料（税）の水準の統一の目標年度、令和12年度において、同規模自治体の基金保有額の平均値である年度決算額の8%、塩竈市においては4億7,000万円を基金保有額の目標と設定しました。無論、基金が潤沢であることは、国保運営の安定化には寄与いたしますが、過去の年度決算額の変動や、県単位化により決算額の変動が抑制傾向にあることを考慮すると、4億7,000万円は十分過ぎる保有額のように感じられます。

また、令和6年度現在、国保財政は単年度実質収支約2億3,000万円の赤字であり、基金から繰り入れている状況ではありますが、今後3度の税率等の改正を経て、令和11年度には単年度実質収支が3,700万円の黒字になると見通されています。さらに、令和12年度の宮城県版国保料（税）水準の統一に向けて、残りの標準保険税率との差、2割分の税率等のアップが見込まれており、単年度実質収支は、さらに好転する見通しです。

一方、国のガイドラインや先行事例によると、完全統一以降は、基金を、保険税を低く抑えるために使うことができないとされていることから、たとえ基金が積み上がろうとも、納税者への負担軽減には使うことができなくなると考えられます。基金保有額の妥当性については、さらなる議論が必要と考えます。

論点の2つ目として、令和12年度に向けた税率等の引き上げ方があります。

今回、当局より示された標準保険税率との差を基準とし、その5割を令和7年度に、2割を令和8年度に、1割を令和10年度に引き上げるという案は、民生常任委員会でも、今回の改

定で示される税率は適正なのかという意見が出ておりました。急な増税は、納税者の生活設計を狂わせるものとなるため、激変緩和策を講じることが望ましいわけではありますが、令和12年度までに納税者が支払う保険税額は、段階的に引き上げない場合と比べて、この段階的に引き上げるにより増加するというデメリットもあります。基金保有額の妥当性を見定めと併せて、さらなる議論が必要な状態です。

以上、2つの論点について、委員長報告について賛同する立場から述べさせていただきました。

宮城県と県内各市町村との間で、宮城県版保険料（税）水準の統一の詳細がまだ定まっていないことが最大の悩みではありますが、令和7年までに宮城県における統一の定義が決定されるとのことであります。

本議案を継続審査とした民生常任委員会を中心として、妥当な基金保有額並びに税率等の引き上げ方が議論されることを期待し、賛成討論とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。採決は分割で行います。

まず、議案第91号及び第95号ないし第99号について、採決いたします。

議案第91号及び第95号ないし第99号については、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立全員であります。よって、議案第91号及び第95号ないし第99号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第92号について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

議案第92号については、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立多数であります。よって、議案第92号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号について、採決いたします。

議案第93号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鎌田礼二） 起立多数であります。よって、議案第93号については、委員長報告のとおりに決しました。

次に、議案第94号について採決いたします。

なお、委員長報告は継続審査であります。

議案第94号については、委員長報告のとおり継続審査と決するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鎌田礼二） 起立少数であります。よって、議案第94号を継続審査とすることについて、否決されました。

では、暫時休憩いたします。

午後1時49分 休憩

---

午後2時20分 再開

○議長（鎌田礼二） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第94号の審査の経過とその結果について、民生常任委員会委員長の報告を求めます。5番菅原善幸議員。

○民生常任委員長（菅原善幸）（登壇） 報告いたします。

議案第94号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、本会議において継続審査の申出が否決となりましたことから、先ほど委員会を開催し、改めて審査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第94号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、質疑・採決の結果、否決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1つ、国保保険料の水準は、社会保険などに比べて2倍の高さとなっている。宮城県の標準税率に合わせることも、負担が大変な市民のことを考えるべきであり、国に対しても制度改革を求めていく必要がある。

1つ、引上げが必要なことは理解するものの、引上げ幅や激変緩和策の再検討が必要である。

以上が、本委員会でも審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議ください

ますようお願い申し上げます、報告といたします。

民生常任委員長 菅原善幸

○議長（鎌田礼二） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第94号について、原案に対する反対者からの発言を許可いたします。15番辻畑めぐみ議員。

○15番（辻畑めぐみ）（登壇） 議案第94号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、反対する立場から討論を行います。

2018年から国保の都道府県化、県の一本化が始まりました。そして、県内各自治体の保険料水準を統一するとして、自治体が保険税率を決める際の参考として、標準保険税率を示しました。

提案されている条例の一部改正は、令和12年度に、県が国保税水準の統一化を目指す中で、本市として、令和11年度までに本市保険税率を標準保険税率に近づけることを目指して、令和7年度の本市の保険税率について、標準保険税率と本市現行税率の差の50%分の引上げ改定を行うものです。

加えて、標準保険税率にさらに近づけるために、今後、複数回の引上げの計画についても示されました。今回の税率の引上げにとどまらず、さらなる被保険者の負担増の第一歩になるものです。

今回の引上げについて、モデルケースが示されていますが、改定率は軒並み10%以上の増加となります。例を挙げれば、40ないし64歳2人を含む4人世帯で、所得260万円の世帯では、年間41万6,200円の国保税額が47万3,700円、改定額5万7,500円、13.82%の引上げです。そして、令和12年度の県の税水準の統一までに、さらに大きく引き上がる計画です。

この県の保険税水準の統一は、各自治体の医療水準、また、所得水準など、市町村の事情について考慮することなく、保険料の水準を一律にするものです。また、それぞれの市町村がそれぞれの事情に合わせて行う各種施策が行えなくなります。この県の税率の統一化そのものに

反対であり、このルールをなぞるような今回の条例の改定案に反対するものであります。

国保の加入者は、年金生活者や、非正規労働者が中心です。低所得者が多くを占めます。会社員などが加入する社会保険と違い、保険料の事業主負担もありません。国保税は協会けんぽの2倍の高さです。県の標準税率に合わせることも、今でさえ負担が大変になっている市民のことを考えるべきではないでしょうか。

国保は、国民が安心して医療を受けられる国民皆保険の大きな柱であり、国民健康保険法第1条は、社会保障及び国民保健向上に寄与することを目的とする。国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならないと、国の義務を規定し、国庫負担を義務化しています。

しかし、国は国保の医療費に対する国庫負担を、かつては45%以上だったのを、今や30%程度に削減をしてきました。本市を含め、市町村の国保財政は困難になっており、これは国の責任です。全国知事会や市町村は、1兆円の国庫負担の増額を求めています。本市も国庫負担の増額を求める立場を、さらに強く表明すべきと申し上げ、反対討論といたします。

○議長（鎌田礼二） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

議案第94号について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。繰り返します。原案について採決をいたします。

では、議案第94号については、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立者なしであります。よって、議案第94号については、否決されました。



日程第3 議案第100号

○議長（鎌田礼二） 日程第3、議案第100号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） ただいま上程されました議案第100号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第100号は、「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」でございます。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、今般の物価高の負担感が大きい低所得世帯へ追加給付するための事業費を計上し、歳入歳出予算にそれぞれ2億3,018万円を追加いたしまして、総

額を269億4,002万6,000円とするものであります。

歳出予算といたしましては、住民税均等割の非課税世帯へ3万円を給付するなどの低所得者支援給付事業として、2億3,018万円を計上してございます。

歳出予算の補正に伴う歳入予算につきましては、同事業に係る国庫支出金として、2億3,018万円を計上してございます。

本事業の実施につきましては、議決をいただいた後に、対象者への速やかな給付を実施してまいりたいと考えております。

議案第100号については、以上であります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（鎌田礼二） これより質疑を行います。16番小高 洋議員。

○16番（小高 洋） それでは、改めまして、議案第100号につきまして、何点かお伺いを申し上げます。

今回、国の令和6年度補正予算が成立をした中で、物価高の影響を受ける低所得者向けの給付金の追加給付が決定をしたということを受けまして、今回の低所得者支援事業の追加提案、これがあつたわけではありますが、一方で振り返りますと、これまで複数回、同様の給付金の支給事業というものが行われてきたように思います。

そうした中で、その中で例えば、対象世帯ですとか、今回非課税世帯をはじめとしてということであるんですが、そうした中で、前にやったやつの給付対象をちょっと拡大して給付をするような、そういった形の給付金、こういったこともあつたことから、ちょっとその対象になるのかならないのかですとか、そういったあたりで、こういったような戸惑いも見られたかなと思っております。

そこで初めに、例えば、令和5年度、令和6年度、同様の給付を行われてきたわけなんですが、それらの事業についてどういうものだったのかというあたりと、あわせまして、今回の事業の対象世帯は、そういった点でどういった世帯が対象となるのか。例えば、前回受けたこういう世帯は対象になるとかならないとか、そういったことまで含まれるのかどうか、ちょっとそのあたりについて、改めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えさせていただきます。

以前、令和5年、令和6年度に実施しております同様の給付事業に対して、その中身と違いについてということでご質問を受けております。

令和5年6月に実施しておりますエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得者世帯支援給付事業の支給対象及び支給金額につきましては、令和5年度の住民税均等割非課税世帯に対して3万円の給付を行っております。また、令和6年1月に実施しております追加給付事業の支給対象及び支給金額についてでございますが、こちらのほうも令和5年度の住民税均等割非課税世帯に7万円を給付しております。さらに、令和6年7月に実施しております低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業の支給対象及び支給金額につきましては、令和5年度で実施した給付金事業で給付を受けなかった世帯を対象に、令和6年度の住民税均等割が非課税となった世帯に10万円、その他のその世帯の子供さん1人当たり5万円を支給する事業でございます。

今回追加提案いたします低所得者支援給付事業の支給対象及び支給金額でございますが、令和6年度の住民税均等割が非課税となった全ての世帯へ3万円、その世帯の子供1人当たり2万円を給付する内容の事業となっております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高 洋議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。そうですね、定額減税の関係もありまして、ちょっとさらに複雑、以前はそうだったかなと思っておりました。そういった点で、先ほどのご説明によれば、今回は令和6年の住民税非課税世帯ということでお答えを頂戴をいたしました。

それであると、ちょっと給付方法についての確認だったんですが、今回先行給付、そして確認書による給付ということになっておりまして、対象としては、同じ令和6年度住民税非課税世帯ということなんだと思うんですが、その中身について、先行になる、あるいは確認書になるという、この線引きといいますか、そのあたりもちょっとご説明いただければと思います。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちらの給付方法の違いでございましたが、まずは先行給付でございますが、令和6年度に10万円の給付を受けた世帯については、児童の人数と併せて給付を行っている、確認申請等を要すことなく、給付のお知らせを通知しながら速やかに給付を実施するという内容となっております。

また、令和5年度、令和6年度ともに住民税非課税世帯の方については、今年度の10万円給

付の対象外であるために、今年度の給付金情報の確認を行っていないことから、従来の支給方法である支給要件確認書、こちらのほうを送付しながら、その返送を待ちながら給付を実施するという制度になってございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。一つ、ある意味で周知徹底といいますか、対応も丁寧な対応というのがやっぱり必要になってくるのかなとは思っております。

それで、あわせて、今回の国の令和6年度補正予算ということで、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これについて、この分のみならず、一定の配分額等々も示されてきたのかなと思っておるんですが、関連しまして、本市の配分の分ですとか、例えば、今回の事業だけではないかなとも思いますので、そのあたりの使途と今後の流れ等について、現時点でのお考えがあれば、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 新たな重点支援地方交付金の、本市の概算交付限度額についてのご質疑がございました。

まず、総額で4億1,485万6,000円という概算、配分額がございまして。そのうち、今回追加提案している低所得者世帯支援枠として、2億5,301万9,000円。推奨事業メニュー分として、1億6,183万7,000円という配分になっているところでございます。

なお、推奨事業分の使途の考え方でございますが、やはり物価高騰の影響をできるだけ緩和できるように、市民や事業者の皆様幅広く行き渡るような今事業メニュー、早期にメニュー出しておりますので、できるだけ早期に提案できるように準備をしまいたいと考えております。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

今回の議案と申しますか、事業予算に含まれているものではないので、これ以上のお伺いは避けるようにいたしますが、年末年始等ある中で、物価高騰等で大変な苦境にあるということもございまして、先ほど早期の事業予算化ということもおっしゃられましたので、以上で私からの質疑を終わりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） では、暫時休憩いたします。

北側委員会室において、議会運営委員会を開催いたします。議会運営委員会委員の出席をお願いいたします。

午後2時39分 休憩

---

午後2時44分 再開

○議長（鎌田礼二） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第100号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、議案第100号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

では、採決いたします。

議案第100号については、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立全員であります。よって、議案第100号については、原案のとおり可決されました。



日程第4 議員派遣の件

○議長（鎌田礼二） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、お手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第161条の規定により、議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略したいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議員派遣の件については、お手元にご配付のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、お手元にご配付のとおり議員を派遣することに決しました。

以上で、本定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2 時 4 6 分 閉会

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日

塩竈市議会議長 鎌 田 礼 二

塩竈市議会議員 桑 原 成 典

塩竈市議会議員 柏 恵美子